

## 建設経済常任委員会

令和5年2月24日（金曜日）午前11時57分開会

### 出席委員（8名）

委員 長	田村 正宏	副委員 長	益子 丈弘
委員	堤 正明	委員	室井 孝幸
委員	齊藤 誠之	委員	平山 武
委員	松田 寛人	委員	眞壁 俊郎

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

農務畜産課長	松本 仁一	農務畜産課 農業振興係長	青木 洋人
--------	-------	-----------------	-------

### 出席議会事務局職員

書記 室井 理恵

### 議事日程

1. 開 会
2. 報告事項
  - (1)道の駅「湯の香しおばら」地域資源総合管理施設整備計画に係る令和3年度事業の検証について
3. 協議事項
  - (1)3月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
  - (2)その他
4. その他
5. 閉 会

開会 午前11時57分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。



◎報告事項

○田村委員長 まず報告事項として、(1)道の駅「湯の香しおばら」地域資源総合管理施設整備計画に係る令和3年度の事業の検証について報告がありますので、お願いいたします。

課長。

○松本農務畜産課長 (道の駅「湯の香しおばら」地域資源総合管理施設整備計画に係る令和3年度の事業の検証について説明。)

○田村委員長 係長。

○青木農務畜産課農業振興係長 (道の駅「湯の香しおばら」地域資源総合管理施設整備計画に係る令和3年度の事業の検証について説明。)

○田村委員長 説明が終わりました。

何か質問、御意見はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。その中で、先ほど資料の3のほうにありました那須塩原市まち・ひと・しごと創生推進懇談会の部分の委員の皆さんから、一部、御意見上げていただきました。そのほか、何か経緯とかこういった意見があったのかお伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○青木農務畜産課農業振興係長 こちらの意見を企画のほうから報告をいただいたのみで、そのほかについては、ちょっと我々としては意見は聞いていないということでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 分かりました。その点は企画のほうからいただいている部分で、なかなか分かりづらいのかなと思いますが。

そうしますと、このいただいた意見の中で、例えば環境に配慮した部分の意見が目立ったかと思うんですが、本市としてもそういった環境配慮のまちづくりをしている中で、こういったものを先ほど課長からもありましたが、順次業務のほうに取り入れていく、推進していくというようなお考えでよろしいのでしょうか。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 先ほど係長からの報告にもありましたとおり、随時アグリパルのほうも、今回の施設のほうの指定管理者とも協議を行っておりまして、情報交換とかしながらこういうストーリー性みたいなものとか、そういったものも必要なんじゃないでしょうかとか、そういったやり取りはさせていただいておりますが、ただ、何か事業化するとなると、指定管理者さんのほう、会社のほうというところもありますので、どこまでできるかというところはあるんですが、その辺は随時情報共有しながら、また、あとお互いに意見交換しながら進めたいというふうに思っております。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 そのほか、御質問、御意見はございますか。大丈夫でしょうか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようであれば、報告事項を終了いたします。

執行部は退席をお願いいたします。お疲れさまでした。



◎協議事項

○田村委員長 それでは、次第3、協議事項に入ります。

初めに、(1)3月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○室井書記 (3月定例会議における委員会の運営について説明。)

○田村委員長 説明が終わりました。

まずは陳情の審査についてですが、委員の方から、特に太陽光に関しては、我々審査の前に現場を見る必要があるのではないかという意見もいただいております。その点については、ちょっと皆様から意見あればお聞かせいただければと思います。

齊藤委員。

○齊藤委員 場所が確定されているものがたしか添付されていたような気がしたので、現状は1回見てきたほうがいいんじゃないのかと思います。この日程だと難しいと思って聞いていたんですけども。

○田村委員長 その場合、4日目を利用してという形になると思いますけれども、例えば4日目の午前中に現場を視察して、その後こちらに戻ってきて審査をするのが、日程的にはそんな感じになるかと思いますが。

じゃ、視察をするということに関しては、10日の午前中にするというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○田村委員長 それでいいですか。だから3つともですね。

だから今回は7、8、9、10と4日間使つてというスケジュールでいきたいというふうに思いま

す。

はい。堤委員。

○堤委員 陳情の審議は10日の午後という格好になるということか。

○田村委員長 午後でしょうね。

その際、陳情審査においてそれぞれというか、参考人の招致を行うかどうか。何名呼ぶか、呼ばないかについて協議をしたいんですけども、御意見をお聞かせいただければと思います。

齊藤委員。

○齊藤委員 せっかく陳情があるので、参考人招致はすべきだと思います。

○田村委員長 そのほか。

眞壁委員。

○眞壁委員 同様に考えています。

○田村委員長 それでは、じゃ3つともというか、参考人招致をさせていただくということによろしくお願いいたします。

人数はどうでしょう。太陽光は1人になっちゃう。そうだね。ドア・ツー・ドアのほうは、一応、代表がお二人ですよ。そのお二人でいいのか、もしくはブレーンの方もたくさんいるようですよ。お呼びするかどうか。

〔「2人でいいんじゃないの」と言う人あり〕

○田村委員長 2人でいいですか。

じゃ、お二人をお呼びするというところで進めたいと思います。

その際にこの審査の場において執行部も呼んで説明を受けるかどうか、これも一応決めておきたいと思うんですけども、そのことに対して御意見あれば。

齊藤委員。

○齊藤委員 一緒にやっちゃうとややこしくなっちゃうので、まずは一旦聞いた後か先に陳情の内容

を執行部と調整して、最終的に陳情のときには確認を含めた内容として審査すればいいかなど。

参考人招致の前に、多分、執行部とお話をしたほうがいいとは思いますが。

前の日の、審査の日の最後にやればいいんです。

○田村委員長 9日の日ですね。

○齊藤委員 9日の生活課の後でいいんじゃないですか。

○田村委員長 じゃ、そういう方向で進めたいと思います。

○齊藤委員 もしあれだったら、生活課と市民課入れ替えれば。審査の順番入れ替えれば、あと後ろないのでいいんじゃないですかね。

○田村委員長 じゃ、ちょっとその辺、調整をお願いして。

それでは、陳情に関しては10日の日の午前中に現地を見て、午後、審査という形。

順番はどっちを先にしますかね。じゃ、太陽光を先でいいのかな。

○齊藤委員 これって現地にこの方は逆に来やすいんじゃないかと思ったんですけども。

○田村委員長 参考人。

○齊藤委員 はい、参考人の方。そこまでの地域に行ったら、そこで審査って公式でありなんですかね。ちょっと現地審査なんてあまり知らないですけども。聞けますよね、一応。

また呼ぶと戸田から来るようになっちゃうから、どうしたほうがいいのかなど。

○田村委員長 可能であれば、じゃ、そのほうがいいですね。

じゃ、可能であればそういう方向で。

午前中にじゃ太陽光、午後はドア・ツー・ドアということで審査をしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

それでは、この件に関しては何かありますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようであれば、3月定例会議における委員会の付託議案審査の運営については、変更をさせていただきますので、そのとおりにさせていただきますと思いますけれども、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 それでは、そのようにしていきたいと思えます。

次に、次第(2)その他を議題といたします。

まず、建設経済常任委員会の活動報告についてです。

2年間の委員会活動内容を3月定例会議最終日に報告することとなっております。正副委員長で案を作成し、今定例会議の委員会の中で皆様にお示しいたしますので、内容について協議をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは次に、模擬議会の意見表明についてです。

先月実施した模擬議会の中で模擬議員が表明した意見について、各委員会で検討してほしいと議会運営委員会から割り振りが来ております。今後、委員会として検討課題とするのか、市へ要望を行うのかなど、委員会の中で検討していきたいというふうに思いますので、事前に御確認いただきますようお願いいたします。

今、申し上げた2件については、委員会の最終日、3月10日になりますので、10日に協議ができればと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 いいですか。それではそれで。

それでは、そのほか協議事項として、皆様から何かございますか。

[発言する人なし]



◎その他

○田村委員長 ないようですので、それでは、3、  
その他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 大丈夫ですか。

続いて、事務局から何かありますか。

事務局。

○室井書記 (事務連絡。)



◎閉会の宣告

○田村委員長 では、以上をもちまして、本日の建設経済常任委員会のほうを閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 零時27分

## 建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員 長	田村 正 宏	副委員 長	益子 丈 弘
委 員	堤 正 明	委 員	室井 孝 幸
委 員	齊藤 誠 之	委 員	平山 武
委 員	松田 寛 人	委 員	眞壁 俊 郎

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

気候変動 対策局長	黄木 伸 一	気候変動 対策課長	相楽 尚 志
気候変動 対策課長補佐	吉田 和 則	気候変動 対策課主査 （係長級）	向井 崇
産業観光部長	織田 智 富	農務畜産課 参事兼課長	松本 仁 一
農務畜産 課長補佐	宇賀神 晶 子	農業振興係長	青木 洋 人
担い手支援 係長	田中 幸 子	畜産振興係長	室井 敬 弘
農業再生 協議会副主幹	平山 隆 美	堆肥センター 所 長	稲見 一 志
農林整備課長	君島 隆	農林整備課長 補佐兼 農村整備係長	大野 昭 博
林務係長	和田 博 史	地籍調査係長	須藤 俊 一
商工観光課長 （DMO担当） 兼観光振興 センター所長	波多腰 治	商工観光課長 補佐兼 商工係長	瀧 靖 子
観光係長	相馬 浩 二	企業立地係長	上野 純 宏
まちなか交流 センター館長	石塚 昌 章	まちなか交流 センター主査 （係長級）	印東 歆 之

農業委員会  
事務局 長 相 馬 勇

農業委員会事務局長補佐  
兼農政係長 戸 山 みどり

農地係長 佐 藤 博 之

出席議会事務局職員

書 記 室 井 理 恵

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[気候変動対策局]

- ・気候変動対策局長挨拶

[気候変動対策課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計予算

[産業観光部]

- ・産業観光部長挨拶

[農務畜産課]

- ・議案第 4 1 号 那須塩原市農業振興計画（元気アップアグリプラン）について
- ・議案第 4 7 号 指定管理者の指定期間の変更について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計予算

[農林整備課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計予算

[商工観光課]

- ・議案第 3 2 号 那須塩原市木の俣園地条例の一部改正について
- ・議案第 5 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- ・議案第 5 2 号 損害賠償の額の決定及び和解について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 1 5 号 令和 5 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算
- ・議案第 5 0 号 令和 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 1 2 号）

[農業委員会事務局]

・農業委員会事務局長挨拶

予算常任委員会（第三分科会）

・議案第 9 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計予算

3. その他

4. 散 会



開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 皆さん、おはようございます。

今年度で最後の常任委員会ということで、我々はもう最後でございます。来年度以降にバトンタッチができるようにしっかりとした審査をしてみたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

ここからは着座にて失礼させていただきます。

ただいまから建設経済常任委員会予算常任委員会（第三分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。

本日、傍聴希望の申出がありましたので、許可をいたしました。

審査の日程及び審査順はお手元の次第のとおりとします。

今定例会議におきまして当委員会が審査すべき案件は、条例の改正及び廃止案件3件、計画案件6件、指定管理の指定案件1件、事務の委託案件1件、損害賠償の額の決定及び和解について2件、陳情3件の計16件であります。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査する案件は当初予算案件5件、補正予算案件1件の計6件であります。

予算に関する案件につきましては、関係所管課のところ随分分科会に切り替えて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

◎気候変動対策局の審査

○田村委員長 それでは、次第2、審査事項に入ります。

まずは、気候変動対策局から順次審査を進めてまいります。

初めに、気候変動対策局長から御挨拶をお願いいたします。

局長。

○黄木気候変動対策局長 （挨拶。）

○田村委員長 ありがとうございます。

◎気候変動対策課の審査

○田村委員長 ただいまから気候変動対策課の審査に入ります。

気候変動対策課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第9号の説明、質疑、  
討論、採決

○田村委員長 気候変動対策課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設常任委員会を予算常任委員会第三分科会に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○相楽気候変動対策課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 89ページの6001事業補助金ですが、青木

地区ゼロカーボン街区等の中で、それぞれ住宅とか事業所、それから酪農家への太陽光、あるいは蓄電池の導入ということで何件か数字が上がっているかと思えますけれども、計画案件、その例えば住宅には74件という先ほど数字をお聞きしました。ちょっと事業所は聞き漏らしたんですけれども、あと酪農家へはたしか4件だったですかね。それぞれこの件数の数字の根拠をちょっとお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 こちらは令和5年度から8年度にかけて青木地区全体を整備していこうというふうに思っているところでして、住宅ですと600件とか全体で規模がありまして、事業所も30件弱、酪農家は64件とかあるんですけれども、それを令和5年度、6年度、7年度、8年度ということで、令和5年度は一番初めなので若干少なくアポを入れているんですけれども、6年度、7年度、8年度は同じくらいにそこを入れるようにということで数のほうを振り分けているということになっております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 これを希望する、これは個人だとか事業所とかいうところで、何か手を上げる方法はどういう格好でやればいいんですかね。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 その辺は、まさに今これから制度設計とか、どのように進めていくかというところは考えていくところなんですけれども、基本的にはその地区の人、何かしらというか、みんな自分のところに太陽光発電をつけたり、蓄電池をつけたり、あるいは再エネ由来の電源を使ってもらおうとか、何かしら進めていく必要があるというふうに考えておまして、これをいかに市民に理解して協力していただけるかというのが最大

の課題だというふうに思っております。本当にただやりますよといっても、皆さん協力してくれるか分かりませんので、やっぱりメリットであったりとかというのはしっかり説明をしていって協力をさせていただく、これが本当に最大の課題だというふうに捉えております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 ちょっと危惧するところは、例えば個人の住宅だと個人の申請が望ましいなんですけれども、ハウスメーカーか何かが一括の申請しちゃうと、何かそこでもうすぐ埋まっちゃうような気がするんですけれども、それはないということでもいいんですかね。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 その何年度に例えばこれぐらいといったときにそれを超えてしまった場合というような意味合いになるのかなというふうに今受け止めたわけなんですけれども、予算の中でというところはありますけれども、多少幅と見ますか見積もっている金額も少し多めに見ているところもありますので、ある程度の調整等は利くかなというふうに思っています、やれる方というのはできるだけやれるタイミングで拾っていきたいというふうに思っていますので、その年の国の交付金は比較的使い勝手がいいようにということで、年間を通して複数年度の中である程度調整ができるというふうには言われておりますので、もし早めに申請が来てというときには、そういった国のお金もできれば前にもらうような形にして、補正予算なんかもちよっとお願いをしながら、できるだけ目的としては全部やっっていこうと思っていますので、機運として早めというふうな感じになってくるのであれば非常にありがたいことだと思いますので、そのときにはちょっと予算のほうもまた協議させていただきたいと思います。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 結果としては早い者勝ちみたいな格好になるんですかね、受付。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 今回は普通の補助事業ではなくて、脱炭素先行事業を構築するのが目的です。ですから、域内全ての方を対象にしていますので早い者勝ちにはなりません。全ての方が対象になります。

○田村委員長 そのほか質疑は。  
室井委員。

○室井委員 すみません、同じ箇所なんですけど、補助金の青木地区というところのエリアというのはもう決まっている感じなんですかね。近隣だったり、住所で言うと戸田辺りとか近くなのにできるのかという問合せがあったんですが、そういったものに関してちょっとお伺いしたい。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 今回脱炭素先行地域として申請したのは住所の青木のところなんですけれども、我々としてもそこはやはり重点的にやっていくという考えがありますけれども、それ以外のところを全然やらないのかというと、そういうことではなくて、今回、国の交付金も脱炭素先行地域に採択されたということで頂ける部分と、それから脱炭素先行地域に限らず、市域全体で使える交付金というのがございまして、今、両方申請をしているところで、青木地区以外のところでも補助を出せるような仕組みというのも今整理しているというふうに思っているところです。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、そもそもでまた最初、局長でも課長でもいいんですけれども、この取組自体が先行地域ということで、これから生き延びら

れるまちも含めたいろんな要素が重なってやっていく中で、基本的には太陽光を今もう乗せているおうちもありますよね。そういったところのまず要素替え、これが始まったときにはどういうふうに対応していくのかというのが1つ。

太陽光、これ置くのと蓄電池というふう書いてあるので、そのセットでなければいけないのかというところもちょっと一旦お聞かせいただきたいんですけれども。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 今なっているところで、さらに蓄電池があったほうが、より再エネを自分の自家消費のほうには向いているので、仕組みとして今ある人に本当にどういう条件だったらとかというところの整備はこれから考えなくてはいけないんですけれども、できることはいろいろやっていきたいというふうには考えていますので、今の段階ではあまり事象を限定して決めるというよりは、幅広くいろいろな方法で進めていきたいなというふうには考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これそうすると、この間一般質問でも出ていましたけれども、電力の買取り関係は、またみらい電力とかそっちに幾つか行くとは思いますが、今やっている方々の契約とかも全てそろえていくようなイメージでいいんですか。そろえなきゃいけないのかどうかというのはどうなんですか。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 実際、脱炭素先行地域というか、脱炭素化する再エネを使っただけということだけを言えば、別にみらい電力でなくてもいいというふうには思っているんですけれども、今回マイクログリッドということで、地域全体で停電になったときにも切り離してそこだけでとい

う仕組みをつくろうとしていまして、そのときには、やはり同じところが一括してある程度管理するというのがやりやすいというふうに考えておりますので、できればそういうふうに持っていきたいなというふうに思っていますけれども、必ずしもそうではない人を否定するわけでもなし、その場合は、じゃ、どういうふうにそこに関連させていくかというところなんかも、やっぱりこれから詰めていかなきゃいけない現実的な課題かなというふうに思っています。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何回もすみません。

あと、じゃ、予算のほうなんですけれども、74件、戸宅分ということだったんですけれども、ちょっと説明で聞き逃していたら申し訳ないんですけれども、これ購入はない方にするとときに補助的な要素でいくということなんでしょうけれども、どれぐらいの負担と言っていたんですか。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 こちらは2分の1補助、住宅が2分の1、事業所さんも2分の1で、酪農家は少し施設が設備が大がかりになる部分もあるかもしれないんで、そこは3分の2というところで、今のところは想定しております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、最後すみません。

ありがとうございます。

そしたら、僕も課題で今さっき言っていたときに、協力を得られるかというところは危惧しているというよりも不安だなというところなんですけれども、蓄電池が例えば3年から5年になって、その終わった後の後始末じゃないんですけれども、使えなくなっちゃったところまで考えてこれ設計しているのか、もう例えば10年間見ますということで不安を取ってあげてそういうところへ置いて

もらうのかというのはどういうふうに考えているのかだけ1点。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 今回考えているやり方としましては、自分で設備を持つというよりは、事業者さんがそこで持って電気代のほうを回収していくPPAというやり方を考えておまして、そこでその設備のほうは、どちらかというとその事業所さんのほうで面倒を見ていって、自分たちとかお客さんたちにはあまり負担がかからないような、そういったところで今制度設計を考えているところです。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 こういうモデルも含めて、いかに市民の方に受け入れられるかというのをこの地区で検証して、よりよいものを構築していくという考え方です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

ごめんなさい、あともう一個だけすみません。

じゃ、コンセプトは今分かったので、それで頑張っていたきたいと思うんですけれども、要はキーワードである脱炭素というところが、今回は太陽光パネルを置いたり電気を起こすことで対処をしていくというところになるんですけれども、それ全体的なイメージとしたら、青木地区はそこで脱炭素がこれやることによって達成されるということは踏めるのかどうかというのを最後お聞かせいただきたいと思います。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 今回その脱炭素先行地域の要件として、民生部門の電力由来のCO<sub>2</sub>というところが言われている部分ですので、この電力のところはまさに要件となってきたということになります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 電力のところだけでいくと大丈夫だということですね。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 そうしないとお金もらえないです。

○田村委員長 そのほか質疑ございますか。  
室井委員。

○室井委員 すみません、同じところの蓄電池の件なんですけれども、この前、日産自動車に行ったときに、電気自動車はその蓄電池の代わりにもなりますというのが看板みたいなのがあったんですけども、この蓄電池というのはEV車みたいなのも対応になるのかどうかをちょっとお伺いします。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 ここで今考えていたところは、太陽光と家庭につける蓄電池ということ想定しておりましたが、それとは別に電気自動車の補助も今は行っているところですので、そういったところも併せて考えていきたいというふうには思っております。例えば、電気自動車があったらその家はもうそういったところで要件をクリアするのかなとか、そういったところはちょっとまた別な観点があるかと思うので、それはちょっと整理を、別途調べたいというふうに思います。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 89ページ、4款衛生費、1項5目環境保全費、その中の脱炭素社会構築推進費6001事業についてお伺いいたします。  
先ほど来から委員から話が出ていますことに関連してお伺いいたします。  
先ほどの御説明ですと、令和5年度から令和8年度にかけて実施していくというようなお話でございました。そうしますと、それぞれ住宅74件、

事業所6件、酪農家が4件というようなお話ございましたが、今回、年度をまたいで行っていくわけですが、今回例えば実証した実験したものを意見とかそういったものを参考にして次年度に生かしていくお考えなのか、その点をまずお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 まさにそのとおりでございまして、いかに進めていくかというところが最大のポイントかと思っていますので、今年出たものをまた来年度以降、さらにこういうふうにしていく、そういったことに効果検証の費用であるとか事業の進捗を管理する事業とかも入れて、本当にまさにいかに進めていくかというところが重要なことというふうに思っていますので、そういった方向で整備していきたいと思っています。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。  
そうしますと、酪農家の部分ですと事業費が大きいですということで3分の2を見ていただくというようなお話でございましたが、1年度中は4件というふうなお話でございましたが、青木地区ですと酪農家は多いと思うんですが、全体にどのくらいの件数を見込まれているのかをお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 酪農家は64件。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 64件ね。  
それでは、1項5目環境保全費の地球温暖化対策推進費5001事業についてお伺いいたします。  
その中で、新規事業にあります官民連携による地域脱炭素化の推進、その中にあるものそれぞれ脱炭素に向けた実践型ナッジ講座と、森を活用した体験イベントというようなお話がございました

が、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 まず、ナッジのほうなんですけれども、今年度学校でやったやつは、省エネの事業を先にやって、その後、電気をコンセントが近くに消すのを促すような仕組みをつくって省エネを進めていくという取組をやったんですけれども、それと似たようなことを、今度は企業なんかでやればいかなというふうに思っているところでございます。

それから、森の体験のイベントなんですけれども、こちらは今年度やったのは皮むき間伐ということをやったんですけれども、森に行つてまず森の大切さというところをやって、その後、木の皮をめくって、それでだんだん木が枯れていくことによって間伐になるということなんですけれども、何で木を傷つけちゃうのみたいなところが逆にあって、これ逆に守るためなんだよみたいなところで理解が深まって、実際体験することによってさらにというところだったんですけれども、その同じ取組をしていくかというのは、ちょっとまだ決めてはいないんですけれども、何かしら子供が今森に行くこともなくなってきているなんていう話もありますので、ぜひ体験型の取組をやって、脱炭素に関係するところもそこで一緒に学んでもらうというところはやっていきたいなと思つていることです。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 内容を確認しました。

そうしますと、ある程度まだもしかすると決まっていないかもしれないんですが、スケジュール的なものはどのくらいに考えているのか、お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 まず、夏から秋にかけて

かなというふうに思つていまして、やる内容によってそこは前後するかと思うんですけれども、あまり遅くなっちゃうと、ちょっと寒くなつちやったりとかあるので、それぐらいにやりたいなと思つております。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 続いて、脱炭素の社会構築推進事業費の部分、先ほどちょっと聞き忘れたところなんですけど、こちらのほう説明もしかするとあったかと思うんですが、この新規事業のところの小さな字で書いてある部分です。促進区域設定等に向けた再エネのポテンシャル等調査というものがありますが、この内容をちょっとお伺いできますか。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 こちらは今年度からやっている事業なんですけれども、要はゾーニングといいまして、那須塩原市で再エネ導入を促進していくところと、それから守っていこうというところをエリア分けしていく、効率的に適正に地域の環境に配慮しながら、適切に再エネを誘導していくということで今進めている事業でございます。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、先ほどのその上の部分の事業かもしれないんですが、そこで説明の中で視察等の話があったと思うんですが、そういった視察のポテンシャルとか調査とかそういったものは含まれてなくて、あくまでも今までされていたものの調査というような考えでしょうか。

○田村委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 こちらのポテンシャル調査というのは、改正温対法の脱炭素促進区域の設定に向けて、その基礎となるエリア分けをする事業です。行く行くはゾーニングの結果、那須塩原市がその温対法に基づく促進区域はここにしまし

ようというのを皆様に御提示して、そこで地域脱炭素化促進事業というのをさせていただこうというものの準備です。先ほどの施設のほうは脱炭素先行地域のほう、これちょっと先行地域と促進区域は別のもので、そこを御理解いただければと思います。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。大変失礼しました。

そうしますと、続いて最後に伺いたいんですが、91ページになります。4款衛生費、1項5目環境保全費、こちらにある新規事業です。地域住民に身近な気候変動適応対策の提案というものがありますが、ここをもうちょっと詳しくお聞かせ願えますか。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 今まで我々その気候変動対策基金ができて、適応、地球温暖化が進んでいってしまうところにどう備えていきたいと思いますところの部分なんですけれども、いろんな調査をしまして、気温が上がってしまうとか、農作物に影響があるとかというところの調査を今まで進めてきたところなんですけれども、この後はちょっと第2段階じゃないですけれども、実際に、じゃ、何をやっていこうというところに移行していこうというふうに思っております。

正直なところ、こんなところが懸念されますよというところをいろいろと集めてきて関係各所に配ったりしても、じゃ、何かすぐできるかというとなかなか難しいんですね。なので、実際どんなことができそうかというのをやはり具体的に提示していく必要があるのかなというふうに考えていまして、そこを事業者さんと一緒にやっていこうというための費用になります。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

そうしますと、より踏み込んだ形の提案を市が主導して取り組んでいく、巻き込んでいくというようなお考えかと思うんですが、そうしますと、先ほどあった事業所という話がありましたが、どのような事業者と連携されていくお考えなのか、その点ちょっとお聞かせいただけますか。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 事業者というのは、対象になる事業者という意味合いですかね。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 例えば事業者さんもいろいろな部門があると思うんですけども、それを例えば全体的に考えているのか、ここということを指定を考えているのか。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 今、全体的に幅広くやっていきたいなというふうに思っております。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、市全体により広めて、自分たちで取り組めるものを推進して一緒にやっていきたいと思いますというのを実践で行っていくという、そういうような認識でよろしいですか。

○田村委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 そのとおりでございます。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

私からは以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

ここで副委員長と議事進行を代わります。

○益子副委員長 進行を代わります。

田村委員長。

○田村委員長 ちょっと1点だけ。

先ほど来お話のあるこの太陽光、蓄電池の補助なんですけれども、それぞれ2分の1、2分の1、

3分の2ということで、自己負担が2分の1、2分の1、3分の1になるかと思うんですが、仮にそれもう負担できませんという方がいた場合の対応はどうなるのかについてお伺いいたします。

○益子副委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 先ほどやり方ちょっと大きく今2つ考えているというところで、実際にそこに太陽光、蓄電池をつけるというパターン、それからほかでつくった再エネの電気を使ってもらおうというところで考えておまして、どちらかというと、後者のほうが負担は少ないかなというふうに思っておりますので、そういった場合はそちらのほうが優先されるのかなというふうに、今のところは考えております。

○益子副委員長 それでは、委員長と進行を代わります。

○田村委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

気候変動対策課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時48分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

---

◇

#### ◎産業観光部の審査

○田村委員長 これより産業観光部の審査に入ります。

初めに、産業観光部長から御挨拶をお願いいたします。

○織田産業観光部長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございます。

---

◇

#### ◎農務畜産課の審査

○田村委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。

農務畜産課の皆さん、お疲れさまです。



◇

◎議案第41号の説明、質疑、討

論、採決

○田村委員長 それでは、議案第41号 那須塩原市農業振興計画（元気アップアグリプラン）についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○松本農務畜産課長 （議案第41号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松田委員。

○松田委員 今回、元気アップアグリプラン策定ということで伺いましたけれども、策定に当たっての外部の方々との協議みたいなというのはなされたんですか。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 計画書のページでいいますと63ページからが資料編ということで、策定の経過でありますとか、あと外部の意見ということで先ほど申し上げました農業者へのアンケート調査、それからそのアンケートでの御意見の内容、そういったものを資料として添付させていただいております。78ページ以降については、個別の自由記載、記述の御意見なども、内容を抜粋してという形になりますが記載させていただいております。そのほか82ページ以降は、関係団体様宛でのアンケート調査となっております。

こういった部分につきましては、今後実施していく中で改めて御意見の内容等も確認しながら、実際の事業化でありますとか、そういったところについては参考にさせていただきたいというふう

に考えているところでございます。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 86ページの策定懇談会関係、団体の名前が一覧として載っておりますけれども、これなぜ農業関係の人しか入っていないんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 今回の那須塩原市農業振興計画につきましては、総合計画に基づきます農業分野の特別計画というような位置づけで考えておりました。そういった中で、まずは懇談会という形で農業関係の団体の方にいろいろ御意見を伺う必要があるかなというところで設置したところでございます。

○田村委員長 松田委員。

○松田委員 今後、農業関係者以外の方を入れて懇談会等々をやっていただきたいと思います。特に、この農業関係というのは農業関係者だけで集まってつくってしまうところが多々ありますので、これ政府もそうなんですけれども、今回の牛乳の騒動でも何でも、皆さん農業関係とか酪農関係の人たちで集まって専門家だけで集まってやってしまうと、今回こういうふうになってしまうということもありますので、ぜひとも経済関係とか、その他もろもろ入れないと、酪農関係者だけでやっていると偏った政策になってきますので、今後外部のほうを入れる場合には、そういう関係の方を入れていただきたいと思います。

以上です。

○田村委員長 じゃ、意見ということでいいですか。そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、これつくらなければいけない計画というふうに捉えているんですけども、県に倣って、前回の12月のときもそうですし、その素案のときにも言うておりました。今ちょうど

松田委員のほうでも言うておりましたけれども、あくまでこの5年間において那須塩原市で栃木県に準じているとはいえ、那須塩原市の計画も全て増産の傾向の数字が変わっていないんですね。12月の議会で、これだけ戦争が起きて物価高騰が続いて苦しいと言っているさなか、この頭数をこのままの状態でも5年間増産を目指す計画で本当によろしいのかというところを確認したいんです。

これに合わせた政策をするしかないというふうになっちゃいますよね。計画ですから減らそうという形の概念はないって捉えるしかないですよ、この数字、36ページなんですけれども。この辺は話し合われたのかなというのちょっとお聞きしたいんですけれども。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 計画策定に当たりまして、先ほど松田委員からも御指摘いただきましたが、そういった中、形としては農業関係者の方から御意見を頂戴して策定したという形になっております。

12月のときにも私のほうで触れさせていただいたかと思いますが、やはり現状といたしましては農業者の所得の確保とかそういったところでいきますと、ある程度量を作っていくというところがメインになっているというのが実情でございます。

そういった中で、ただ一方では、6次産業化による高付加価値化というところも目指していく必要があるというところで、ちょっと両方をにらんだような形になっております。

今、齊藤委員から御指摘いただいたとおり、この5年間の中でそういった部分につきましては、先ほどちょっと御説明させていただきましたとおり、例えば予算編成過程などの中で、またこれを事業化していく中で、いろいろ市民の方とか議員の皆様からも御意見を頂戴しながら検討していく必要はあるかと思っておりますので、基本的にはこの計

画に従っていくというところでありつつも、そういった時事の情勢の変化というものには対応していく必要があるのかなというふうには考えているところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

どちらにしてもマイナスからのスタートというふうに捉えるしかないので、市が先頭を切ってやるというイメージを僕は持っていないで、市はどちらかという支えていくイメージなんですよ。

計画はあくまで指針ですから、実情に応じた人たちの意見が本当にこれを望んでいるのかどうかというところは、何にもないフラットの状態でも増やすんだったら僕もこんなこと言わないんですけども、あくまでマイナスになっているということと、牛乳消費しなきゃならないとあっていって、みんなして頑張ってアウトレット行ってPRしているわけじゃないですか。あれって普通プラスのときにやる売り方と、破棄して大変だからって、実情が全然違うわけですよ。買ってくださいというのと、どんどん飲もうって全然気分的に違うので、そういったところもこれ本当に考えてつくらないと。幾ら県がつくったからといったとしても、那須塩原市は那須塩原市なので。

ちょっとこれ途中でしっかりと見直しもできるぐらいの気持ちを持って5年間臨まないと、皆さんにも負担かかっちゃって大変だと思うんですよ。我々これにならないのは何ですかって聞くのも何か聞きづらいし、なので、その実情だけは危惧しているということだけは念頭に置いて、この計画自体を念頭に入れておいていただきたいと思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 先ほども申し上げました、今御指摘いただいたとおり、やはり実情としてははい

わゆる昔の右肩上がりの時代ではないというところは認識しております。

また、ただ、そういった中でも農業者の方頑張ってやっていこうというモチベーション高く持ってやっている方もありますので、そういった方の後押しとなるような部分、それから実情を踏まえつつ調整していくような部分、そういったものは必要になろうかと思っておりますので、十分その辺も認識しながら計画の推進には当たっていきたいというふうに考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、売上げ、乳価は一回決まると変わらないというのをこの間教えていただいて、頭数が増えれば売上げが上がるんですけども、それとかかる経費の割合でいけばというのがあったんで、先ほど課長は頭数をという話になっていた。肉用牛とかであれば売れるものであれば単価が上がるんですけども、牛乳とかは多分頭数増やしても中の消費の経常利益自体は上がらない、最終的な収益は頭数増やせば売上げは上がるけれども、中身は上がらないという実情があるので、今言ったみたくやる気あっても経営的に経常的にかかる経費も考えてサポートしてあげるような感じにしていきたいと思っております。これ、すみません、これ意見になっちゃったんですけども。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑ございますか。

益子副委員長。

○益子副委員長 この説明資料の部分の課長の御説明あった5の基本理念の部分、魅力と活力にあふれる持続可能な農業のまち那須塩原、これに込める狙いをお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 基本理念ということで、先ほ

どの29ページに記載の将来像等を端的にまとめた言葉というところではあるんですが、ちょっと個人的な感想といいますか、解釈的なところも含めさせていただきますと、せんだってある農業関係者の方の団体に参加したときに、その方は県の農業士の方なんですが、おっしゃっていたのが、魅力というのはやっぱりやる人が発見するものだと。ちょっと先ほどの御指摘にもあった関連するところがあるかなと思うんですが、例えば国の施策とかで魅力を押しつけているんじゃないかと。そういったことではなく、農業をやる人が自分で魅力を見つけられるようにしていく必要があるんじゃないか、そういった御意見をいただいております。

私も確かにそういうものだなと。同じ仕事、同じ作業をしても、それを魅力と感ずるか苦痛と感ずるかやっぱりそれぞれというところがありますので、農業を営む方が自分の農業、やっている農業に自分で魅力を感じる、あるいはそこで活力が湧いてくる、そういったような農業が実現できるのかな。それがそういう方が増えていくことによって那須塩原市の農業が持続可能となり、現在の農業生産産出額去年8位という位置にありますが、そういったところを維持していったりとか、あるいはそこで産出されるものによって市全体の魅力がアップしたりとか、そういったところにつながるのではないかなというふうに考えております。

先ほど御指摘いただいたとおり、市が率先してというよりは後押しという意味の多分もしかしたら通じるのかなと今感想を話しながら思ったところなんですが、そういったふうにこういう本市の農業を取り組んでいけばいいのかなというふうに考えております。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 課長からお答えいただきました。

また、まさに私も農業者の一人としてこの部分に込める思いというものが、端的ですけれども、よく捉えられているな、と評価しているところです。その中で例えば、今まで各委員からお話あったとおり、今までの政策として増産とかいろいろ後押ししていただく政策、これ本当に大いに感謝しているところですね、現場としても。

その部分のほかに、併せてこういった情勢になったときに、持続可能な農業って見据えたときに、ふだんから私やり取りさせていただいているんですけども、今までの部分になかったものというか、今までのものにプラス違うもの、例えばこの先ほど説明の中にも異業種とかいろいろなそういう取組も連携した地域内の経済というようなお話ありましたが、まさにそういうところを推進していただければ、今各委員から上がっている懸念の部分なんかも払拭されていきますし、後押しの部分の支援として、さらに持続可能な農業を見据えたまちというところに通じていくのかな、と勝手にすごくいいなと伺っておりました。

そういったことで、改めてお伺いしたいのですが、地域内の循環というものをどのように考えていらっしゃるって、異業種などの連携を進めていきます、とのお話あったのですが、その思いを詳しく伺います。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 地域内の循環ということにつきましては、さきほど、ご意見を踏まえて追加した部分もあるとご説明させていただきましたが、やはり経済的な循環というところで、市の中で産出される農業生産物がたんに売られるだけでなく、それが例えば6次産業化して加工にまわり、それが観光業のお土産になり、それが魅力として発信されて市外からの人が来る、そこでまた新たな経済的な資源が市内におちていくとか、そういった

好循環をつくっていくことは必要だろうと考えています。なかなかすぐに市だけではできるところではありませんが、この後予算のところで説明させていただく、道の駅「明治の森・黒磯」の再整備などと合わせてそういった事業に取り組み、最終的にやはり民間の中でそういう輪が広がっていくというところが必要かと思っておりますので、そういったところにつなげられるようなきっかけづくり的なところを市のほうで行っていく、そういうことになろうかなというふうに考えております。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 まさに、今アグリプランの41ページにあります②の食品事業者等の連携というところを詳しくお話しいただいたかと思っているんですが、やはりそういった市の今までの計画増産、この時事を見た中でそういったものを踏まえてこの5か年を見据えた中で新たなここにもありますとおり、例えばマーケットインの考え方ですとか、地域の異業種との連携、そういったものを今後は見据えた中でこの計画の中にあるものをやっていただきたいと思うのがまず1点、そうしないと国の政策としては、3月1日からいわゆる酪農家に向けて乳牛を早期にも淘汰して、処分してしまうって需給のバランスをなんとか抑えようという、現場では苦しい中で、そういった政策を国は打つてますので、合わせてそういった方向でやっていかないと、ただつくれつくれ、もちろん今までの政策はすごく感謝しているところなんですけど、あわせて異業種とかいろいろこれから見据えたところをさらに全面に打ち出して研究をしながらやっていただきたいなと思っています。そういった点のお考えはいかがでしょうか。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 具体的に例えばこういう組織を設けますとかそういうところはまだこれからの

検討というところもあります。すでに、例えば農観商工の連絡会議でありますとか、そういった組織もございますし、先ほど申し上げました道の駅でもそういった事業に取り組んでいるところもございますので、そういった中で農業者だけではない、異業種の方も交えた意見交換ですとかに取り組む必要があると考えております。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 ここからは意見になりますが、これからを見据えた中で今までの政策をやっていたくのはありがたい、あわせて松田委員、齊藤委員から出ましたとおりの時事を見据えた中、様々な団体を入れた中で経済の地域内の経済循環、今後の新しい研究をこの5か年の中で落とし込んでいただいて次期計画につなげていただければと思います。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第41号 那須塩原市農業振興計画（元気アップアグリプラン）については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第41号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで15分間休憩といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

---

◇

#### ◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 続いて、議案第47号 指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○松本農務畜産課長 （議案第47号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はないですか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第47号 指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第47号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○田村委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○松本農務畜産課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 それでは、お伺いいたします。執行計画書の100ページ6款農林水産業費、1項4目農業経営基盤強化促進費についてお伺いします。この中で次世代農業チャレンジ事業というものがあったと思うんです。増額されたとのことですがその内容をお聞かせください。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 こちらの事業につきましては、令和4年度から実施しているものでありますが、市単独の事業といたしまして農業者の方がいわゆるスマート農業等に取り組む事業に対して、その施設の整備でありますとか、機具の灯油代とかそういうものに対し一定の割合の金額を補助するものになっております。昨年度までは技術革新部門と小さなチャレンジ部門ということで200万円の補助上限の枠1件と、それから、10万円掛ける5件、小さなチャレンジというものを設けています。本年度につきましては、この200万円のほうの枠について、600万円ということで、3件分、事業費、補助金額によって、3件とは限らないんですが、そういったものを対応できるような形で予算の拡充を行ったということでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 予算の拡充ということでお伺いいたしました。

そうしますと、このチャレンジ事業の拡充をしたことで見込んでいる効果はどのように考えているのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 次世代チャレンジ事業ですね、その前段といたしまして、令和2年、3年度にスマート農業の市内での実証実験を実施しております。そういった中で、具体的に導入によって効果

が見込まれるスマート農業の取組を、いわゆるスマート農業のショーケースというような形で事例を紹介しているところがございます。そういったものに対して、農業者の方が積極的に取り組んでいただけるような効果、あるいはそれによって農業の生産効率の向上でありますとか、あるいは労働作業の軽減とか、そういったことが取り組めていけばいいのかな。またそういったことによって、市の農業としての、先ほど申し上げた魅力の向上でありますとか、あるいは農業者の方の所得の向上でありますとか、そういったものにつながっていけばいいかなというふうに考えております。

また、小さなチャレンジのほうは、例えばドローンを使うにしても免許が必要だとか、そういったところがありますので、なかなかすぐに大きなスマート農業は導入できないんですけども、ちょっとした自分なりに新しいことに取り組んでいきたい、そういったことを後押しする部門ということで設定しております、ただ残念ながら昨年度はちょっと応募がなかったので、今年度についてはよりPRをして、そういったところも活用していただければなというふうに考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 お伺いいたしました。

せっかくこういった事業があつて、先ほどチャレンジの部分ですか、残念ながらちょっとチャレンジの部分はなかったということなんです、PRの面、また改めてどのように考えているかちょっとお伺いしたい。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 昨年度は広報等に掲載するとともに、認定農業者……、広報は載せていないんです。たつて。広報はちょっとすみません、失礼しました。広報はちょっと募集期間の関係とかから

載せられなかったということで、認定農業者の方に通知等で周知をしたところですが、本年度はさらに周知が図れるようには取り組んでいきたいというふうに考えております。

○益子副委員長 了解いたしました。ぜひ周知のほうも併せてお願いいたします。

その上の部分です。農地利用効率化等の支援事業交付金事業ということで上がっていますが、その内容をお伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○田中担い手支援係長 農地利用効率化等支援交付金事業なんです、こちらは農業者の方がこれから農業を行っていくに当たり、規模拡大ですとか、農業の経営の改善などを目指して機械等導入の際に国から補助を受ける事業です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい。そうしますと、交付金の事業の市の内容としますと、国と農業者をつなぐというような、申請の支援を手伝うという認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 担い手支援係長。

○田中担い手支援係長 おっしゃるとおりでございます。国から要望調査などが来ましたら、認定農業者の方などに通知をお出しして要望調査を行いまして、ご相談をお受けして、申請書類の作成をお手伝いしてお預かりして国の方に提出するという流れになっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、そうしますとその申請自体があがってこないと予算も変動するということでしょうか。

○田村委員長 担い手支援係長。

○田中担い手支援係長 おっしゃるとおりでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 続いて、1項5目畜産業費、新規の臭気測定器の話がございましたが、この内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 臭気測定器につきましては、先ほどの説明の中で触れさせていただきましたが、畜産業に由来する臭いの苦情といったものが農務畜産課にもお問い合わせいただくところがございます。そういったときに現地を確認して、実際に臭いがあるのかどうかとか、あるいは原因となる圃場であったりとか事務所があるのかどうかそういったところを確認して苦情者への報告や原因となっている圃場の持ち主の方への説明とかを対応している状況です。酪農が盛んなまちとして、結構苦情が多いのも事実ですが、臭いについては感じ方や臭いが出るタイミングや場所もまちまちでありますので、そういった部分で先ほど説明させていただきました臭いの見える化、どこでどのくらいの臭いがあるのかを把握いたしまして、共通認識の土台を作る、その数値については、例えば基準と比較していえばこうです、と苦情を言っていた方にもご説明する、あるいは事業所の方にも説明するという事で共通認識を図っていく、事業者の方には臭いの軽減に努めていただくとか、苦情者の方にもこの時期の作業としてはやむを得ないのでということで理解をいただいて共通認識を図っていくような取り組みにつなげていければというものでございます。

ものとしては、環境施策的な機械もあるみたいなんですけど、そういったものではなく畜産業専用の機械で精密に測れるようなものを導入する予定でおります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい。了解いたしました。あわせて見える化という部分ですと、判断材料としてい

ただと思うのですが、GPSロガーというもので、位置の特定などもされるという認識でしょうか。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 おっしゃるとおりでございます。臭気測定器に付属するような形になりまして、GPSで場所を特定したもの、単に地図上でこの辺というのではなく、把握できるようなものを活用する予定としております。

○田村委員長 そのほか質疑ございますか。  
室井委員。

○室井委員 すみません、青木ふるさと物産センターの仮店舗のことについてお伺いしたいんですが、仮店舗が先ほど青木サッカー場という形でお話があったかと思うんですが、サッカー場外の施設を借りてなのか、それともその中のまた場所にテントみたいな形での仮店舗営業なのかというようなのをちょっとお伺いしたいんですが。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 仮店舗の場所につきましては、青木サッカー場の中に入らせていただきまして、サッカーコートがあるところの中に入らせていきまして、奥にホースガーデンという施設があると思いますけれども、ホースガーデンの近くに昔の学生さんの野外活動の場所だったということで、あずまやがございまして、こちらのほうを借りて、仮店舗とする予定でございます。これまでは単なるあずまやで、隣の囲いなども、ガラスの囲いなどは、取り外されている状況だったんですが、こちらのほうを改修いたしまして、電気設備や水道、それから空調的なものも多少設置いたしまして仮店舗として営業できるように整備を整えているところでございます。

○室井委員 分かりました。ありがとうございます。

○田村委員長 そのほか。



堤委員。

○堤委員 先ほどの益子委員のちょっと関連質問で、臭気測定器、見える化を図るというお話なんですけれども、でも、私はあまりよく分からないんですけども、見える化というか、臭気がどういう単位で、どんな値ででてくるというのがちょっと説明していただけると。臭気が単位でいうと、何ですかね。

○田村委員長 畜産振興係長。

○室井畜産振興係長 ちょっと私もそこまで詳細にはあれなんですけれども、1から10とか5とかって、臭気測定値が出てきまして、それを基にGPSを、こう一緒に持ち歩きながら測定をしていくようなイメージなんですけれども。その位置情報を臭気測定値と国土地理院さんとかにあるマップに照らし合わせることで、例えば牧場があるとしたら、牧場の牛舎の、さらにこの出入口のこの辺が強いか、そういうところまで落とし込めるようなイメージでの見える化ということになりまして、測定値としては、いろんな単位があるんですが、私もちょっとすみません、詳細まで把握してなくて申し訳ないんですけども、1だったら何かな、例えば5だったらコーヒー豆の臭いだとか、そういう何かこうある程度こういう、この数字だったらこういう臭いですみたいなものの表みたいなのがありまして、それに照らし合わせるような形で判断していくような感じになるかなと想定しています。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 じゃ、それを分野別に臭いが測れるということですよね。例えば嫌な臭いもあるし、いい匂いも、香水のような匂い。だから、臭気って何かいろんな臭いの種類があるじゃないですか。臭気の種類というかですね。それがこの畜産関係だけに絞って何か発見できるというので

よろしいんですね。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 すみません、私のほうで見える化という表現を使ってしまったんですが、臭いの種類というよりは、臭いの強さを測るところです。例えば同じ臭いの強さでも、今、堤委員からあったようにいい匂いと感じる匂いもあれば、嫌な臭いと感じるものもあると思うんですけども、そこはいい匂いか悪い臭いかを判断するというより、臭いの強さを測定する機械、というふうに認識いただければ。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 見える化ということだから、どういうふうに見える化をするかということで、要するに情報発信をどういった風にされるかということ。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 見える化という表現で、例えばよく画像のデータとか、そういったものまでちょっと落とし込めるかどうかというところはなかなかちょっと作業をしてみないと分からないところではあるんですが、ある程度、マップ上に、例えば先ほど係長から説明がありました農場のこの部分という、ある程度ピンポイントで、例えば出入口からやはり一番臭いが漏れているんだよとか、あるいは何かの設備の近く、この辺の部分から漏れているんだよ。通常ですとぼんやりと、この辺が臭いかなというところを、その機械を使って改めて明確化するといいますか、そういったことに取り組んでいくということになるかと思います。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 もう一つ、隣のページ、101ページ、新規のチーズアカデミー事業講師ということで、名前からね、チーズアカデミーという名称があるんですけども、私はこの名前、非常に気に入っているんですけども、この名前の由来みたいなこ

とをちょっとお伺いしたいと。なぜこういう名前にしたのかというのを。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 名前については、例えば具体的に事業を実施するとき、例えば何とか塾とか、何とかアカデミーとかとつけるかどうかは、ちょっと今後もしかしたら変更があるかもしれないんですが、チーズアカデミーという言い方をしたのは、要はチーズ作りの後継者を育成していこうとか、あるいはそういったことに興味がある方を取り込んでいこうということでのネーミングでございます。もし、今、御意見をちょうどこいただきましたので、やはりアカデミーという名前がそういう訴求力もあるというところであれば、この名前でいくこともあろうかなと思います。

あとは、いわゆる何でしょう、検証制度というんですかね、そういったことではなく、先ほど申し上げた、やはりチーズ作りとかに強い関心を持ち、あるいは可能であれば、都会から移住してきた、こういうことをやってみたいとか、そういったことが取り組んでいけるような、ちょっと専門的な内容というところを考慮しております、そういった意味でもちょっとアカデミーという表現を使ったということです。

○田村委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○益子副委員長 それでは、110ページ、7款商工費、1項2目商工振興費、農観商工連携推進事業費9001事業についてお伺いいたします。

新規事業の台湾トップセールスのお話でしたが、この内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 台湾トップセールスにつきましては、昨日の議案質疑の議案質疑の中でも頂戴いたしまして、御説明させていただいたところで

ありますが、現在、台湾のほうで輸入に関する規定も緩和されてきているというところもございまして、すぐに輸出というところにたどり着けるかどうかというのはなかなか難しい、その他の壁もあるところなんです、まずは台湾に行って、トップセールスを行っていくというところで、現在の予定といたしましては、6月半ばに開催されますFOOD TAIPEIという見本市的なもの、こちらのほうに那須塩原市として出展するというようなところを予定しております、そういった調整を今図っている、情報収集等ですね、図っているところでございます。

内容といたしましては、市内の物産品などを持っていきまして、そちらのほうである程度、バイヤーの方なんか来るという話ですので、商談的なところも含めていろいろな感触を得てきたいというのが1つ。

あとは、ステージ等もあって、一定のPR時間の枠などもいただけるというふうに聞いておりますので、そういったところでもPRをしていく、そんな予定をしております。

またあと、コロナ前ですと、台湾からのインバウンド、非常に多かったところでもありますので、そういった場を通じて、一般客が来場される日にちもあるというふうに聞いておりますので、そういった中でインバウンドに向けた市のPRなども行っていきたいというふうに考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、ここをきっかけとか、インバウンドも含めて将来的に見据えた中でのトップセールスということで、詳細は昨日の中でもちょっと幾分お伺いした部分なんです、なかなか制度の部分の中で考えが決まっていないというところでお伺いしているところなんです、あわせてFOOD TAIPEIという中で、本

市のPR部分、本市のものを持っていくという話だったんですが、どのようなものを想定されているのでしょうか。お伺いします。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 実際になかなか農産物等を持ち込むとなると、やはり輸出規制、向こうで言う輸入規制ですかね、例えばどんな農薬を使っているのかとか、あるいは生産工程がどうだったのかとか、結構ハードルはあるというふうに聞いております。以前、県のほうが参加したことがあるというような情報をいただいております、県のほうからも情報提供をいただいて、そういったものでクリアできそうなものを選定していこうというふうに考えております。

具体的には、やはり本市、牛乳や乳製品が、ミルク的なものが多いので、そういったところで持っていけるものがあればというふうに考えて……、なかなかちょっと生の牛乳というのは難しいみたいですが、乳製品、牛乳の加工品とか、そういったものを想定して、今検討を進めているところになります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そういったところだと、加工の部分で、持っていきやすいものというお話だったんですが、人数的なものはなかなか難しいと思うんですが、その販売の部分で、本市のこれからのインバウンドを見据えたという中でありますと、その中に例えば市のそれぞれの取引なんかも今後含めた中で考えていらして、その人員なんかも想定されて、いわゆる一般の方、市民の方の中、事業所さんなんかも一緒に同行されていくイメージでいらっしゃるのか。その点ちょっとお答えできる範囲で結構です。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 現在、農観商工の連絡協議会

というのがありますので、そういったところの構成団体を通じて、そういう台湾への輸出に関心があるような事業所さん方については、輸出とか、あるいは参加等の意向があるかどうかというのはちょっと確認をしているところでございます。今回につきましては、先ほど申し上げました6月ということで、非常にちょっと日にちが迫っているところもありますので、なかなかいわゆる大きな視察团的なものを組んで行くというのはちょっと難しいのかなというところでは考えているところでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

それでは、102ページでございます。

6款農林水産業費、1項6目農地費、環境保全型農業直接支援事業費3001事業についてお伺いいたします。

交付金の中で、環境保全型農業直接支払の部分がありますが、何件が該当されているのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 こちらのほう、令和4年度の実績ということになりますが、取組団体数としては38団体取り組んでいただいているということになります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 38団体ということで、増減は前年度というか、4年度の段階なんですけど、増減などあって、不足した部分とかそういったお話などはいただいているか、その点ちょっと。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 取組の団体数については、令和3年度から比較すると4年度は若干減少したというところでございます。ただ、こちらのほう、国の補助も活用しているところなんですけど、それ

ぞれの団体さんがその年度に実施する取組を提出  
いただいて、それを国に申請し、基本的にはそれ  
に見合った形で交付金額が決定されるものという  
形で考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 若干減っているという話でありま  
したが、ここからは意見になるんですが、やはり  
環境の部分ですね。強く国なんかも後押ししてい  
ますし、本市もしていく。また、中で実際行っ  
ている方から伺いますと、取組自体がすばらしい取  
組なので、ぜひ今後手厚くやっていただきたいと  
いうようなお話がございましたので、その部分に  
ついてはなかなか難しいところはあると思うん  
ですが、環境保全という視点から、ぜひ積極的に  
市のほうも推進、働きかけをお願いしたいと思  
っております。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 99ページ、戻っちゃって申し訳ない  
ですけども、青木の物産センター。昨日、森本  
委員のほうから質疑があった2億4,500万を差  
引いて3億2,000万計上していて、この下に駐車  
場の改修と、解体撤去を含めた、要は壊すだけの  
値段という計上の認識でいいのかというのがまず  
1つですね、それでいいんですね。

○松本農務畜産課長 はい。

○齊藤委員 続きまして、備品購入費のこの部分と  
いうのは、仮店舗で使うための購入という考えで  
いいんですか。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 備品購入費の新規で掲載して  
おりますほうは、こちらは新しい施設で使用する  
ほうの備品購入費という形になります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

そうすると、今、解体をしながら、建設は建て  
るという話になります、同時進行ですよ。仮店  
舗を造るときに使う、このPOSのシステムとか  
はどうするのかと思ったんですけども。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 仮店舗のほうにつきましては、  
先ほど申し上げた青木サッカー場のほうになりま  
すけれども、こちらのほうについては、現在のP  
OSシステムとか、ちょっと古いものになってし  
まうんですが、短期間でありますので、そうい  
ったものを活用する予定です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あと、一番最後の出資のところなん  
ですけども、こちらたしか市が6・4だかという  
話をしている、これ4,000万になっているん  
ですけども、これの詳細はどういうふうになぜ  
この4,000万という。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 出資については、現在出資を  
お願いしている団体さんなどにも今いろいろ交渉  
といたしますか、要請をしているところなんです  
が、まず資本金の総額につきましては約6,000万  
円を見込んでいます。ちょっと端数のほうはぴ  
たりにはならない感じなんです、6,000万円。こ  
の6,000万円の内訳としましては、まず運営会  
社の設立の準備とか、そういったものに係る費  
用が約3,000万円。それから、当座の運営資金  
といたしますか、営業資金というんでしょうか。  
そちらのほうとして3,000万円、合計で6,000  
万円を見込んでいます。このうち議決権の関  
係から、出資者としての市単独で議決が全  
て行こうというところ、3分の2を市のほう  
が出資する予定ということで考えております。

ですから、6,000万円の3分の2、4,000万円を  
市が出資し、残りの2,000万円について、関係す

る団体様などに今出資を御検討いただいているところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あと、最後、確認なんですけれども、さっき指定管理が1年間前倒して、公社ではなくなるということなんですけれども、公社は使わずに、市として4,000万出すという考えで、公社との関連はもうなしということでもいいですか。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 公社のほう……

○齊藤委員 ちょっと微妙な質問で。

○松本農務畜産課長 どこまで御説明……、運営会社の設立準備委員会という、前段で運営会社の検討、経営等について検討いただく組織を設立しておりましたが、そちらのほうについては農業公社にも委員として参加いただいて、御検討いただいているところでございます。そういった中で、今後も引き続き……

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 要は、公社にも補助金出しているわけじゃないですか。なのに委員で入っていて、これは市で出すというところはどなんですかという話という話なんです。

○田村委員長 課長。

○松本農務畜産課長 公社のほうとしては、公社の公益事業としての会計と、それから収益事業としての会計がございます。道の駅との関わりとしましては、こちらは収益事業として関わっていただいていたというふうな認識でございます。

公社のほうにまず準備会に参加いただいたのは、やはりこれまでのノウハウでありますとか、運営上のこういうスキルといいますか、知見といいますか、そういったものを御提供いただくところになっておまして、今後、そういう収益事業的な範囲の中で、今後も公社には関わっていた

だくという部分はあるかというふうに考えております。

○齊藤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

ここで、昼食のため1時半まで休憩といたします。

休憩 午後 零時28分

再開 午後 1時30分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎農林整備課の審査

○田村委員長 ただいまから農林整備課の審査に入ります。農林整備課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第9号の説明、質疑、  
討論、採決

○田村委員長 農林整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
課長。

○君島農林整備課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

副委員長。

○益子副委員長 それでは、103ページ、6款農林水産業費、1項7目農業基盤施設事業費について

公有財産購入費、土地購入費についてお伺いいたします。排水路整備用地として三本木地区佐野地区の第4工区のお話があったと思うんですが、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○君島農林整備課長 県単農業農村整備事業に伴いまして、三本木佐野地区農業用排水路整備工事に伴う用地買収でございます。延長が550mになります。宅地外なものですから、単価が1,500円で計上しておりまして、面積が2,750㎡、412万5,000円で予算をしております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 この事業を実施するに当たって、効果をどのように見ているかお伺いします。

○田村委員長 課長。

○君島農林整備課長 三本木佐野地区の今回する工事につきましては、田んぼからの排水のほうの水路が今のところ土側溝になっております。それを排水路として整備することによって、道路に水がたまったりとか、そういうのを解消できるんじゃないかと思っております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

続いて、104ページ、6款農林水産業費、1項11目地籍調査費、地籍調査事業費1001事業、委託料、設計・測量・監理委託料についてお伺いいたします。

宮町Ⅰ地区、Ⅱ地区の地籍事業について、立会い、測量とあるんですが、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○須藤地籍調査係長 JR黒磯駅の前の宮町地区、かねてから要望がありましたところなんですが、令和4年度から立会いをして測量を始めたところでもあります。来年度につきましては、宮町は非常に狭いんですが、特にブロック塀が多く、1筆ごとの土地が非常に狭いので、2つに分けてやっております。来年度につきましては、第Ⅱ地区について立会いを着手するものであります。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

続いて、106ページになります。

6款農林水産業費、2項1目林業振興費、こちらの負担金、補助及び交付金、補助金について伺いいたします。

新規事業でございます。高校生林業研修資格取得事業について伺いいたします。内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○君島農林整備課長 この事業につきましては、林業や林業生産業の魅力を産業への発展とするために、担い手となる若者を対象に考えているところでございます。那須塩原市の中には拓陽高校さんがございますので、一応、ターゲットとすれば、拓陽高校の高校生をターゲットといたしまして、この事業では刈払い機の教養を身につけてもらって、いずれは林業従事者になっていただければなという期待を持ちまして、この事業をやらせていただくようになりました。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、その講座をもって、その資格を取得することによって、将来的にも、この魅力発信ですとか、仕事に対する有利な取組ができるかと思うんですが、人数的なものはどのくらいの人数を見込んでいるのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○君島農林整備課長 一応40名で考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 40名ということで伺いました。その積算根拠をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○君島農林整備課長 この下草刈りの受講料という

のは、一般の方ですと9,800円なんですけど、林業・木材製造業労働災害防止協会さんのほうの絡む事業でありますと、高校生ですと、2分の1でできるというふうなものですけど、4,800円掛ける40人で19万2,000円というふうな積算をさせていただきました。

○益子副委員長 了解しました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

室井委員。

○室井委員 すみません、105ページの有害鳥獣対策についてだったんですが、こちらで捕獲というんですかね、された数、種類と数みたいなものは把握しておりますか。

○田村委員長 係長。

○和田林務係長 今2月現在で、鹿が約790頭でございます。イノシシが95頭でございます。

○田村委員長 室井委員。

○室井委員 これっていうのは平均的な数なのか、増えているか減っているかみたいな、何か推移というのはわかりますか。

○田村委員長 挙手をお願いします。

係長。

○和田林務係長 鹿については毎年800から900目標で捕まえております。イノシシについては、近年捕獲数が減っております。約100頭捕獲を目指しております。

○室井委員 ありがとうございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 106ページ、林業振興費の中です。森林環境整備促進基金の積立金8001事業で、積立金として3,406万4,000円というお金が積まれております。これは積立てになった経緯を教えていただければと思います。

○田村委員長 係長。

○和田林務係長 森林環境譲与税として、毎年3,000万程度の税金が交付されます。一度積み立てて、そこから切り崩して事業を展開しております。というようなところで、来年度3,400万が交付されるということで、一度積み立てます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 毎年3,000万以上が積み立てられるということですが、今の現在の基金残高と、それから、いつどのように計画を予定されているのかお聞きしたいと思います。

○田村委員長 係長。

○和田林務係長 森林環境譲与税の今の残高、約5,100万円ございます。今後はもちろん森林の整備、人材育成、あと普及啓発なんかに充てて使用していく計画でございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
齊藤委員。

○齊藤委員 有害鳥獣対策費のカラスのほうなんですけれども、毎年いろんな地域でカラスに悩まされていると思うんですが、この多分カラス追い払い機って、7万3,000円のところというのは、例年、うちのほうの地区でも1回やってもらった、謎の、カラスの要は団体で危機を感じる声を流したりってするやつのものでいいのか確認させてください。

○田村委員長 係長。

○和田林務係長 105ページのカラス被害対策コンサルティングのところでしょうか。

○齊藤委員 備品購入費というか、このカラス追い払い機器って書いてあるんですけども、これはまた違うのかな。音が出るやつじゃなくて、機器とあれは違うんですか。105ページ。

○田村委員長 係長。

○和田林務係長 一応レーザーポインターを1台買う予定でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 どこで誰が使うんですか。

○田村委員長 係長。

○和田林務係長 地元から相談などがあった場合に、現場に向かいまして、職員が使う予定で考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 僕がさっき言ったのは、2年前ぐらいに実証実験で、大山地区のところに音が出るやつやってもらって、その後またどこかの地域に行くと、効果はそこそこあったんですけども、そういったものはここにまた計上して、通常使用するという予算を組もうとは思わなかったのかどうかお伺いしたいんですけども。

○田村委員長 課長。

○君島農林整備課長 うちの課ではその辺につきましては、委託のほうで……

カラスの被害対策コンサルティングということで、また宇都宮大学の関連している3か所ぐらいの予算を取りまして、委託は331万ぐらい、予算を取りまして、それで3か所をちょっと……、本当は逃がすだけではなくて、ちょっともうちょっと踏み込みまして、どんな感じのものかをコンサル的なことをやらしてもらおうかなという考えはございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、結構な額するんですね。

近くに止まる木がなくなると、実はいなくなるというのもあって、今度、町なか、実は西那須野の町なかも、赤レンガの辺りですかね、あそこもすごい数、あとローソンのある辺りというのもあったんで、そこも 地区に入っていますかね。場所がどこと聞けばいいんですね。すみません。場所はどこを予定しているのか教えてください。

○田村委員長 課長。



○君島農林整備課長 1か所は西那須野地区という  
ような形で考えていたんですが、今、大山小学校  
はもう大体していますんで、いろいろ話を聞いて  
いて、西那須野で1か所と、黒磯では駅前辺りと、  
あとは埼玉地区と、その辺を今、3か所というふ  
うな形で考えている。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その3か所で、この値段使ってやる  
ということで、さっき言ったとおり追い出しはでき  
るんですけども、時間帯も大体、夕方から夜に  
かけてと朝が大集合しているので。あと、これね、  
質疑にならなかったごめんなさい。止まる木、街  
路樹と連動して見ていってやっていただきたいと  
いうことで、意見でごめんなさい。ぜひ、流すだ  
けだと、多分それで終わっちゃうんで。よろしく  
お願いしておきます。

○田村委員長 課長。

○君島農林整備課長 先ほどレーザーポインター2  
台と言ったんですが、これ1台の誤りでした。す  
みません。

○齊藤委員 1台ですか。分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入  
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ  
いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び  
質疑を終了したいと思います。異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了  
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了  
し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予  
算は、原案のとおり可決すべきものとするに  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可  
決すべきものと決しました。

農林整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時00分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた  
します。

◇

### ◎商工観光課の審査

○田村委員長 ただいまから商工観光課の審査に入  
ります。商工観光課の皆さん、お疲れさまです。

◇

### ◎議案第32号の説明、質疑、討 論、採決

○田村委員長 それでは、議案第32号 那須塩原市  
木の俣園地条例の一部改正についてを議題といた

します。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
課長。

○波多腰商工観光課長 （議案第32号について説明。）

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

室井委員。

○室井委員 そうしますと、駐輪場を設けるということだったんですが、昨年ちょっと見させていただいたら、自動二輪、要はオートバイの方が、結構利用の方がいらっしゃったと思うんですが、その場合も、この駐輪場を利用するという形でよろしかったでしょうか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 委員おっしゃるとおり、オートバイのほうですね、こちらはこの駐輪場を利用していただくことを想定しております。

ちなみに昨年実施した際に、この7月、8月で自動二輪につきましては合計77台の駐車実績がございました。

○田村委員長 室井委員。

○室井委員 ちなみに今回、前回で言うと、夜になると時間外は門を閉めていただいとるので、夜の利用はできなかったんですが、今回、自動という形になると、夜の間も、その機械が動いて停めることは可能ということではよろしかったですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 開ける時間につきましては、ちょっと朝の開ける時間については検討中になりますけれども、夕方の閉める時間6時というものは変更する予定はございません。機械のほうは時間になりましたら開かない形での設定をさせてい

ただきます。

○室井委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
副委員長。

○益子副委員長 改正の説明をいただきました。

その中で改正案の第5条について、(7)のところに、「使用時間外に駐車をする」ということで、あえてここにその文言が入ったことによって、以前、放置車両とかそういったものがあって、改めてそこに書いたというような認識でしょうか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 放置の車両につきましては、これまでのところは実績というかはありませんでした。今回、機械式駐車場にするということから、張りつく人が少なくなるということから、先ほど申し上げました市営駐車場、ほかの駐車場も同様に罰則規定を設けていますので、同じ取扱いとさせていただきますことにしました。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、ほかの市営駐車場に合わせて、予防的なものとして、措置として、あえて記入したということ。その点、了解いたしました。

それでは、同じく第13条においては、罰則のものについて過料が定められておりますが、この過料はいつ徴収するのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 追加で過料として追記させていただきました改正後の第1項のところになるかと思うんですけれども、こちらにつきましては、現実的には、この不正に免れたというところが明らかになった後に駐車をした方に請求するということとなりますので、事後に請求をするということをご想定しております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、事後ということでもあります、何らかのもので、その徴収を免れたという事実を知ってからということだと思うんですが、それをどうやって知るのか、ちょっとその点について伺います。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今回、機械式駐車場システムを設置することに伴いまして、そこにカメラの設置を予定しておりますので、基本的にはそのカメラの画像で確認をすることを想定しております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 カメラの画像ということで了解いたしました。

それでは、その後日ということで、郵送で罰則書など、そういったもので対応されるのか。この過料の実際の徴収方法について伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 委員のおっしゃるとおり、基本的にはまず過料の通知を郵送で送って納付をいただくということを想定しております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解しました。

そうしますと、この全体を通じて、この改正について伺いたいんですが、この機械化をすることによって、どのような効果を狙っているのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 まずは昨年一年、1回実施をした結果ということで今回改正を考えさせていただいているんですけども、一番は職員が朝と夕方に現金の収受が必要になりますので、どうしても毎日、ここ市役所から現場のほうまで朝晩収受に行っていたというところの負担が大きく減るところが一番かなと思います。

あとは、先ほど申しあげましたとおり、カメラの設置ということもございますので、今まで人も配置はしていましたが、7月、8月は料金徴収をいたしますが、それ以外の期間についても昨年は配置していなかった時期も現場の様子は撮れますので、そういった管理上也高まるのかなということを想定しております。

○益子副委員長 私は以上です。了解いたしました。

○田村委員長 室井委員。

○室井委員 昨年も一度あったかと思うんですが、夜閉める前に、前回でいうと在日の外国の方だと思うんですが、夜あそこに入って出庫の時間よりも遅くまでいたというようなあれがあったと思うんですが、そういう場合には、今回自動で出庫時にお金を払うという形になるかと思うんですが、要は閉める前に入っちゃった方に関しては、今後どういう形になるんですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 まず、閉める前に、夕方6時以降を過ぎてから出ることになるというときに、機械式のシステムにコールセンターにつながるものが設置される予定にしておりますので、第一義的にはそこで対応をまずするということになるかと思えます。

夜間の人はずっと残っちゃっているというところの部分につきましては、7月と8月につきましては、標準には人は配置しなくなるんですけども、道路の誘導の人員はその7月、8月の期間は配置をさせていただきますので、誘導する人員の方に夕方の点検をお願いするということを想定しております。

○田村委員長 室井委員。

○室井委員 もう一つ、すみません。

要は、日をまたいだりみたいな形で先ほどの遅くまで止めていてというと、12時をまたいだら2

回分とかというような形になるわけですかね。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 基本的にはそのような対応になるかと思えます。

○室井委員 分かりました。ありがとうございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第32号 那須塩原市木の俣園地条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第32号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

## ◎議案第51号の説明、質疑、

### 討論、採決

○田村委員長 次に、議案第51号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
商工観光課長。

○波多腰商工観光課長 (議案第51号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
堤委員。

○堤委員 今、損害賠償で内訳ということで4項目説明をいただきました。この中に慰謝料が入っていないのがちょっと不思議だったんですけれども、慰謝料については、この和解のお話の中でどういうふうに整理されたかお伺いします。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 慰謝料という名目でのお話は、相手方の企業からは具体的なお話はございませんでした。ただ、今回、最後の4つ目の遅延に係る損害というところで、先ほど御説明しましたとおり、実際の工事費用と、あと将来の部分の1割という設定をさせていただく際に、そういった意味合いも相手方の企業としましては念頭に置いていただいたということで伺っております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 今回の産業団地の造成の区画数は8区画ということで聞いていますので、そのうちの1区画、今回の案件では7,221万5,000円の損害賠償を決定していただきたいということだと思うんですけれども、これの損害額だけ見ると、那須塩原市が100%この責任を負ったような格好に見えるんですけれども、それに対してはどういうふうに考えられるか、ちょっとお聞きしたいです。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 責任に対して100%負うというふうに見えるというお話かと思うんですけども、一義的には市がこの金額をお支払いはいたしますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まず原因者を特定して、原因者に対して市としては損害賠償を請求していきたいというふうに考えておりますので、分かりやすく言いますと損害賠償を請求して、今回負担した分を取り戻すと、回収をするということをしていきたいと考えております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 原因者を特定できれば、この7,221万5,000円が全部請求対象額となると考えてよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 市といたしましては、そのように考えております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 もともとこの2mを超える岩が出てきたという背景は、県の土地公社からの分譲が経緯となって、その分譲の造成作業の中では、大田原土木が関わっているというふうに聞いていますので、その2つの組織への責任が一番発生源だと思うんですけども、いろいろ瑕疵担保責任だとかいろんな期間が過ぎているということはお聞きはしているんですけども、じゃ、そのまま県の土地公社とか大田原土木の責任とか、そういうところは、これを問わないのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 先ほども御説明しましたとおり、まずその原因の特定ということが一番かと思っております。現段階では、どこに原因があったのかというところがまだ明らかになっておりませんので、そこをまず明らかにしてからということ

になります。当然、議員全員協議会の場合でも御説明を差し上げておりますとおり、土地開発公社、それから土木事務所につきましても、これまで協力をいただきながらいろいろな資料の提供等をいただいておりますので、引き続き原因者の特定につきましても御協力をいただいきたいというふうに考えております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 この原因者を特定するという事だと思っておりますけれども、なかなか原因者が特定できても、そこから損害賠償金を取れるという保証はあまり見込みがないように思うんですが、それは相手が拒否をした場合、訴訟とかそういう手があるかも分かりませんが、そうするとまた長期になってしまうんですけども、そのところはどのような見込みを立てておられるんですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 繰り返しのようになってしましますが、原因がまず特定できていないというところがございまして、仮に原因が特定できたときに請求をしていくのに時間がかかるのではないかとこのところですが、現段階で、どのぐらいの期間で回収ができるという見込みは立っておりません。ただ、当然、市としましては、できる限り早急に回収をしていきたいというふうに考えております。

○田村委員長 そのほかに質疑は。

室井委員。

○室井委員 すみません、高林産業団地、8区画中7区画、あと1区画が残っているかと思うんですが、その1区画に対しての今後の市として、そっだけ調査をもう一度するものなのか、今後、同じような形で売買契約を結んでいくのかというのは、何か考え方をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 残り1区画の分譲についての考え方ということになるかと思うんですけども、まず今回問題が発生した後、この残りの1区画の取扱いについて検討をさせていただいております。先ほど委員がおっしゃったとおり、地中に何か埋まっているかどうかの調査をするというようにも想定はさせていただきましたが、調査をすると、まずその費用が分譲しております価格を大幅に超えてしまうということが見込まれました。そういったことから、その調査をするということは現実的ではないということで現段階では判断しております。

現在、数社興味を持っていただいておりますお問合せがある企業がありますので、そちらの企業に対しては、当然、今回の砕石が出ているという問題を説明した上で、もし立地をする際に出てきた場合には他の企業と同様に損害賠償をするという対応を考えておりますという説明をした上で、御検討をいただいているという状況になっております。

○室井委員 分かりました。ありがとうございます。

○田村委員長 そのほか質疑ありませんか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。この議案第51号に対しまして課長のほうから調査も含めてということなので、私のほうはこの51号の支払いの件に関してのものについてお伺いしたいと思うんですが、今回の和解で重きを置いた点というのは、どのような点を置いているのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今回この賠償の協議を進める中で重きを置いた点という部分についてなんですが、当然あくまでも実際にかかる金額というところの算定は当然必要になるんですけども、立地企業さんが発注をしております施工業者さんが

現場で対応しておりますので、やはり実際の数量との乖離がないかというところの確認というのは、非常に重きを置いたという確認作業はさせていただいております。

それから、まずは何よりも一番恐れたのは、立地企業さんが高林産業団地を諦めるというか出ていってしまうということは一番市としてはリスクが大きいかないかと思いましたが、できる限り早急に対応させていただくことと、あと先ほど御説明しましたとおり、顧問弁護士と早急に市の方針について固めまして、市としてはこのような対応をしますという御説明をできる限り早急に行ったというところに重きを置いて進めてきたところであります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、その信頼関係の部分と、せっかく操業して本市においてやっていただくというような企業の思いも込めて対応されたということであろうなと思って想定するところなんですが、先ほどその4つの中で、例えば将来の部分というようなお話があったと思うんですが、この将来というのはどの辺ぐらいまでを見越しておっしゃっているのか、その点をちょっとお聞かせください。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 この将来の部分についての算定なんですけれども、先ほどの御説明の中でもありましたとおり、現在、今回のこの51号の立地企業に関しましては、現在建てた建物以外にも、将来にわたっての増設計画というのを持ち合わせておまして、その計画でどこにどのぐらいのものを建てると、どのぐらい掘削をする計画になるのかということに基づいて算定をさせていただいております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、ある程度、年数的なものではなくて計画を伺った中、個別個別に対応して、その算定をしたというような認識でしょうか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 おっしゃるとおりになりまして、今回損害賠償の合意書を取り交わす際に、御説明にもありましたとおり、今回の和解で今後一切請求しないという清算条項が入っておりますので、そういった意味もございまして、将来の部分についてもお話しはさせていただいて賠償額を決定したということになります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、この4つの中で一番最終的なものになるかと思うんですが、操業開始の遅れというのは先ほど来からあったとおり、この1番と3番の1割ということで、この51号の企業さんは判断されたと思うんですが、私どもも想定した中では、恐らく1社当たり1億円ぐらいを超えるのではないかと考えていたところなんです、この中で上がってきたものを見ますと、そこまではっていないと思いますし、あわせて、今後のことと本市との信頼関係の上で、このような額になったというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 この金額につきましては、相手方の立地企業さんの考えというか、そこがございまして、私どものほうから、どこまで将来にわたってというところの部分が考慮されているかというところは確認はできておりませんが、協議をさせていただく中では今後についても継続して操業していきたいというところがあるので、ある程度の判断の材料としてそういった部分が入っていたのかなというのは、協議の言葉の中ではい

ただいているところはございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 最後に伺います。

そうしますと、やはりこの和解に当たっては、その操業に当たって長引かせれば長引かすほど、やはり費用的なものはかかってくると思うんですが、その部分も踏まえて、早期に金銭的なものを最小限に抑えるというような市の姿勢で臨んだというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 おっしゃるとおり、先ほどの御説明の中でもありましたとおり、まず市の立場としましては過大になっていないかというところの確認は最低限させていただきまして、そういった意味ではこの金額というところで適正に和解、合意がいただけたのかなというふうに考えております。

○益子副委員長 了解いたしました。私は以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 原因追求のほうの関係なんですが、一義的にはやはり大田原土木事務所さんだと私は思っていますけれども、そんな中で文書がないとかそういう話で今進んでいるみたいなんですけれども、その辺の状況をちょっともう一度詳しく説明してください。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 実際、トンネルの残土があそこに入っているわけなんですけれども、その残土を入れていたのが当時トンネル工事をしていた中で残土搬入に出されていたというところは確認をしているところなんですけれども、当時の工事の資料が保存年限経過のために、まずない、現段階ではないというお話はいただいておりますが、今後、市としましては原因追求の場面で、実際の

施工業者のほうにお問合せをすることを想定しておりますけれども、その施工業者が、あそこは第一トンネル、第二トンネルとございますけれども、両方の残土があそこに搬入されております。

その中で、元請というんですかね、企業共同体でそれぞれ受けているんですが、その企業につきましては、工事の資料は保存年限経過でないんですけれども、当時トンネル工事の落成とか完成記念のパンフレットのようなところに元請の企業等が入っていたりしますので、そういった資料につきましては土木事務所のほうからも御提供はいただいて、今後の市の調査については御協力をいただいている状況になっております。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、元請業者は今現在分かっているという状況ですね。そうすると、それとのまずは話合いになるのかなと思うんですけれども、その辺の調整というのは今入っているんですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 現在、その元請業者につきましては、これから調整をしていくということになりますので、まだ接触は図っていないというところになります。相手方は確認はしておりますので、今後できる限り早期に接触をさせていただきたいというふうに考えております。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、ある程度原因の元請までは分かっている状況なので、発生してから我々が一番不信感を持ったのは、土木事務所さんのほうの書類がないとか、分からないとかという話をちらっと聞いていたので、その辺ちゃんとしてしっかりやっていかないと、本当にそこにたどり着けないので、たどり着けるというのがまず第一にありますので、私からはぜひ早急に対応していただきたいということをよろしく申し上げます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 事情聴取並みに課長のほうでいろいろ説明があつて、前の説明からずっとお聞きしてきたんですけれども、今回の議案というのは損害賠償の和解の額の確定と支払いをどうするかということになるので、昨日の質問にもあったと思うんですけれども、一般財源を使うということで、市民の税金を使うまでしても先に払っておくことによって、その企業に迷惑をかけない。だけど、市は時によっては被害者でもあり、でもそこを見抜けなかった加害的な部分も入ってきてしまうというところがあるので、どういった意味で我々は議決を採ってあげていいかというのを考えなきゃならないんですね。市民は多分、その説明だけだと多分全然頭に入らないというイメージを持ちちゃうと、到底このお金を用意したとて、先に払ったから何か変わるものがあるんですか。要は、回収できる要素がまだ全然ないと。見込みは出てきましたけれども、もらえるまでは行っていないので、我々はどういうふうに判断したほうがいいのかと思ったんです。もちろん、お客さんに迷惑をかけるためには、設備投資にお金を回さなきゃいけないから、その分を渡さなきゃいけないということで、説明は分かるんですけれども、市としては市民に対しての、市民のお金を使うしかないんですよね。要は、財調しか使うところがないわけですから。その部分に対して、どのぐらいの意気込みで取返しを急ぐかというところの気持ちというか、そういうものがもし聞けるのであれば聞きたいかなと思うんですけれども。大変ちょっと息苦しい質問というか、質疑になってしまうんですが、どうでしょうか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 当然、先ほどの繰り返しに



なりますが、一義的に市として払うという形になりますので、それが回収までの期間、時間がかかってしまいますと、どんどん多分時間がかかってしまいますと回収ができなくなる可能性が高くなってしまふということもありますので、そういった意味では、早急にまず原因の特定を急ぎまして、その原因者に対して早急に損害賠償請求ということで、まず初めは特定すれば、こういった費用がかかっているのということ、任意でというか、民事で請求をしていくことになるかと思うんですが、相手方の対応がなかなか得られないということであれば、最終的には訴訟ということも視野に入れて進める必要があるのかなというふうには考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、あと一個だけなんですけれども、これ、要は県の事業ということで、瑕疵担保ということで、すぼんと抜けちゃった。さっき眞壁委員も言っていましたけれども、逆に救済的な考えは求めないんですか、県のほうに。角度を変えた言い方ですが。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 これは、今後のお話合いになりますので、現段階でちょっと確定めいたことは申し上げられないということで御認識いただければと思うんですが、今後いろいろ原因追及の協力をいただく中でお話合いをさせていただく場面が多々ございますので、市としましては契約関係にあったのは公社ということになりますし、公社とそれから工事の発注者であります県の大田原土木事務所のほうと、引き続き協力を得られるように話合いを進めていく中で、例えば負担についての考えとか、そういったものについても協議ができればいいのかなというふうには考えております。

○齊藤委員 分かりました。以上です。

○田村委員長 そのほか。

堤委員。

○堤委員 工事の元請、下請というところで、そこが原因者だろうということなんでしょうが、市の産業団地の分譲という世界では、この元請と下請に直接契約して工事を依頼しているというわけじゃないですよ。分譲という作業の中では。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 市の造成工事ということでよろしいですかね。

○堤委員 はい。

○波多腰商工観光課長 市もやはり、公社から買った後に今の形に産業団地を造成するのに造成工事を行っております。やはり、その場合も元請はございまして、それぞれ造成工事は道路の工事とか調整池の工事とか、それぞれ分けて施工しておりますので、そういった意味での下請が入ったりということはございます。

○田村委員長 はい、堤委員。

○堤委員 ちょっとお聞きしたかったのは、大田原土木の工事と市が分譲する工事と、その2種類多分あるのかなと思うんですけれども、大田原土木はあくまでも分譲じゃなくて造成というところで関わって、そこで造成工事の中に元請があり、下請がおると。市の分譲工事の中でも元請と下請がおるという考えでよろしいのでしょうか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 少しちょっとややこしくなるかもしれないんですが、トンネル工事が1つございまして、トンネル工事の際に出た残土を今の那須高林産業団地の場所に入れていたと。運んでいたのはトンネル工事の下請業者なりがまず運んでいたということがございます。もう一つは、これ少しややこしくなるんですが、残土を搬入した後に、大田原土木事務所において粗造成というん

ですか、敷きならしをする工事を入れています。それはまだ公社が持っていた時期に入れています。その後、公社から市が買った後に、もう一度産業団地の形にするための造成工事をしているというところがございまして、ですので、今回の原因、出てきている砕石については、恐らくトンネル工事の残土として搬入されたのではないかというふうに想定をしておるところです。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 トンネル工事の残土の搬入という世界は市の発注工事じゃなくて、あくまでも大田原土木の発注工事という、そこで大きな2m強の石が持ち込まれたということであれば、そこに一番損害の原点があるように思うんですけども、そうすると、損害賠償は大田原土木がこの元請、下請に原因者を特定して、すべき内容というふうに私は理解するんですけども、市が原因者をこの元請、そのときの造成工事の中の元請、下請を原因者を特定して損害賠償させるというのは、何かちょっと違うように感じるんですけども、いかがですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 おっしゃることは分かりました。気持ちとしては、私も同じです。そういう意味では、市は被害者かなというふうには考えておりますけれども、現実として、現在損害を被っているのは市が被って、立地企業ですけども、立地企業が被っていて、そこに損害賠償をするので、市が被害を被っておりますので、現実、現段階としましては、市が請求をしていかないとどこも請求するものはないのかなと。ただ、先ほど申し上げましたとおり、今後原因特定の際に公社なり土木事務所と連携して特定していきたいと思っておりますので、そういった中で様々な手法が考えられると思いますので、今、委員がおっしゃったとお

りの例えば土木事務所が工事業者のほうに請求するとか、そういった手法もあるのかどうかも含めて、いろいろ検討はしていく必要があるかなと思っています。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 そこは理解しました。

先ほど、齊藤委員が質問されたように、もう既に県の土地公社との関係は時効があるよということで、土地公社の責任は追及はできないんですけども、やはり、県が一番最初、土地を売却したということが一番の始まりなものですから、やっぱり県の責任は、何らかの責任は僕はあるかと思うんです。だから、県に対して何らかの、ある意味で那須塩原市は大きな被害者だと思うんです。多少の加害責任はあると思うんですけども、被害のほうの分野が大きいなと思っておるんですね。それを全部こちらがかぶるといのは、非常に市民に申し開きができませんので、やはり県の道義的責任とか、あるいは県が、市が一時立て替えた部分をどういうふうに担保してくれるかという、多少その見通しがやっぱり見えないと、審議の私たちは賛成か反対しかできないものですから、そこに決議しないといけないものですから、何か前向きな展望が見えないと、これ大丈夫ですよ、分かりましたって言えないんですよ。そこところはいかがですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 その部分は、現段階では先ほど申し上げましたとおり、見込めていないところになりますけれども、そこができるだけ早急にお話が進められるように、我々としては原因追及、それから負担のことについても協議を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○田村委員長 いいですか。

ここで議事進行を副委員長と交代いたします。

○益子副委員長 進行を代わります。

田村委員長。

○田村委員長 私から、ちょっと何点か確認をさせていただければと思います。

まず第1点。これは昨日の一般質問の答弁、あと全協資料、ここにも書かれているんですけども、そもそも、公社がトンネルの残土の受入れの際に、最大粒形30cmとする条件で許可をしているというふうにされたと思うんですけども、この受入れの差異、この差異というのは具体的にどういう場面というか、県と大田原土木との間でのやり取りだと思うんですけども、そこでそういった正式な契約書が、エビデンスというか、そういうものが交わされているのかどうか、まずちょっとお聞きいたします。

○益子副委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 県の土地開発公社と県大田原土木事務所との間で、残土搬入の際に協議書が取り交わされております。その協議書の中に、最大粒形300mm、30cmまでとするということで、残土を受け入れますという協議書が残されておりますので、そちらで確認をしております。

○益子副委員長 田村委員長。

○田村委員長 それが残っているということですか。

次に、公社から市に土地が引き渡されたのは平成30年1月で、土地の引き渡しは2月9日だと思うんですけども、これもやはり昨日の答弁、また全協資料にも記載がされていますが、令和元年6月に地盤試験を実施した際、70cm程度の碎石が出土したことを確認ということになってというか、そういう答弁がありましたし、ここにも記載がされています。先ほど、課長、たしか売買契約の際に、公社に重要事項説明が70cmの碎石があるというような説明もしたというふうにおっしゃいまし

た。私の聞き間違いかもしれない。

○益子副委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 最大700mm程度の碎石が存在しているというのは、重要事項説明というのは、市が立地企業に売買するときの契約書に附随している重要事項説明の中での記載となります。

○田村委員長 だから、土地の売買契約を公社と結んだときには、その話はないわけですよ。当然、市も認識していないですよ。

これは昨日の答弁でありましたけれども、全協資料にもあったかな。令和元年6月に地盤試験を実施した際に70cm程度の碎石が出土したことを確認というふうにされていますので、多分恐らく70以上が出たのは、令和元年6月、認識したのは、が初めてだったというふうに思うんです。もしかそうだとしたら、元年2月9日が土地の引き渡しですから、瑕疵担保が2年ということになれば、そこから2年ですので、令和2年2月9日が瑕疵担保の期間になるかと思うんですけども、この70cmが出たのは1年4か月後ぐらいなので、この有効期間というか、期間内だったと思うんですけども、そうだとすれば、その時点でいわゆる売主ですね、売主は公社ですけども、公社が事前に把握していなかった不具合というのは、その時点で確認されているわけなので、何でその時点で、聞き方を変えると、じゃ、その時点で市内でどのような情報共有がされて、誰がそこで、その時点でこれは瑕疵担保責任を問える案件だと思うんですけども、何でそういう判断をしなかったかについて教えてください。

○益子副委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 当時、地盤試験の際に700mm程度の碎石が出土しているという事実はあったんですけども、この際はごく僅か、資料の写真が残っているんですけども、その資料から判断

すると1つ程度の碎石だったものですから、こちらにつきましては、今回のように大量に出てくるということを想定する状態にはなかつた。ごく少量だったので、その際は市としては問題ないという判断を当時したということになります。

○益子副委員長 田村委員長。

○田村委員長 過去の話だからしょうがないんだけど、その時点で、本来であれば想像力というか、発想力というか、働かせて、調査なり何なりをするべきだったのではないかなと、今になって思いますけれども、その点はどう思いますか。

○益子副委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 おっしゃるとおり、今回このような事案が発生したということになりますので、先ほども再発防止策というか、そういった検討をする中で、仮に事前にある程度の調査をしておいても、実際に現場に入って出てくるということがございますので、今後についてはこのような、想定していなかったものが少しでも出てきた際には、前所有者なりに確認をしていくということが必要なのかなというところは考えております。

○益子副委員長 田村委員長。

○田村委員長 分かりました。

それで、瑕疵担保期間が過ぎているから損害賠償ができないと、これは弁護士の見解なんでしょうけれども、私は別に、全然法律の専門家じゃないので分からないんだけど、瑕疵担保責任というのはいろんなケースがあるんでしょうけれども、時効は10年だと。10年以内であれば、いわゆる賠償請求できるというような最高裁の判例が出ているんですけども、その辺の選択肢というのはお考えにならないのでしょうか。

○益子副委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 こちらにつきましては、市の顧問弁護士のほうと相談して、今後請求してい

くのには様々な手法があるということでの相談はしておる最中ではあります。

今お話のありました瑕疵担保責任のところにつきましては、おっしゃったとおり、民法上10年というところがございますので、それはあるんですが、今回、契約上2年という特約を結んでいる場合には特約のほうが優先されるということで、顧問弁護士の見解としても請求はできないというところで伺っているところです。

○益子副委員長 田村委員長。

○田村委員長 あと、顧問弁護士さん、当然優秀な方だと思いますけれども、ほかの弁護士というか、そういうところにも確認というか、顧問弁護士だけじゃなくて、外部のいろんな弁護士がいるので、そういうところにも依頼というか、そういうことはされてはいるのでしょうか。

○益子副委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 現在、市の顧問弁護士につきましては2名おまして、もともと1名の方と相談はしてきているわけなんですけれども、もうお一人の方についても相談はさせていただいております。ただ、現段階においては両弁護士とも同じ見解、現段階では同じ見解で、今後の請求の仕方については様々な案というか、考え方はそれぞれの顧問弁護士の方から示していただいております。

今後、原因追及、それから賠償請求ということを進めていく中で、顧問弁護士以外のこういった問題に明るい弁護士さんということも視野に入れる必要があるのかなというところは想定をしております。

○益子副委員長 田村委員長。

○田村委員長 あと、先ほど来、今原因究明というか、今後進めるという話なんだけれども、既にそういった業者の特定だとか、そうしたこと、進捗

状況とか当然しているかと思うんですけども、今、その辺の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○益子副委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 先ほどのお話の中でも申し上げましたとおり、まず、今想定しているのは、県で発注していたトンネル工事の業者というところから、まず接触、当たっていくことを想定しておりますので、ただ、まだ原因者が特定されていないというところがございますので、具体的にこの事業者とか、そういったところについて、ちょっと今の段階では申し上げられないんですけども、調査については当然進めさせていただいておりますので、できるだけ早期に、まずは元請の企業、業者のほうに接触をしていくことを想定しております。

○益子副委員長 田村委員長。

○田村委員長 調査方法というか、それはあくまでも市が独自で調査をしているという理解でいいですか。

○益子副委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 現段階では、市のほうが単独で企業のほうへの接触について準備を進めているということになります。先ほども申し上げましたとおり、資料の提供等、保存年限経過でないという部分は仕方ないんですけども、それ以外、何か分かるものがあるというところについては、提供いただけるようお願いはしておりますし、御協力はいただけるということで、確認はしているところです。

○益子副委員長 田村委員長。

○田村委員長 これが最後にしますけれども、今後というか、将来というか、いわゆる原因究明であったり、そうした再発防止のために、利害関係のない第三者に検証を委ねるというようなお考えは

ありますか。

○益子副委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 現段階におきましては、第三者を入れてというところまでは見込んではおりませんが、今後、原因者の特定を進める中で、どうしても当事者以外の視点からこの問題を明らかにする必要があるということであれば、そういったことが必要になるのかなということは想定はされますが、現段階では見込んでおりません。

○益子副委員長 進行を田村委員長に代わります。

○田村委員長 そのほか質疑ございませんか。

堤委員。

○堤委員 今回、こちらの案件、第51号、あと次にまた52号が控えておまして、51号と52号を足すと1億2,000万ほどということで、これがある意味で8区画のうちの2区画分と。あと残り6区画があるということなものですから、同じような損害賠償になると。当然、まだ1億2,000万ですから、5億を超えてくるような大きな金額が予想されますよね。そういう大きな金額を市民の税金から支出をするという状況なものですから、原因者を特定するという作業にこれから着手をするということなんですけれども、それが今回、部あるいは課で単独でそれを究明していくというのは、何か無理があるように思うんですね。では、どうしたらいいかという、例えば外部の人を入れてプロジェクトを組むとか、そういうふうにして今後の市の賠償額をいかに詰めていくかというところを検討すべきじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今の時点では、まずは所管のほうで原因特定を早急に進めていきたいと。これまで、先ほども申し上げましたとおり、土木事務所、それから公社のほうにも所管のほうで調整

を進めて、協力を得ながら進めてきているものですから、まずは今の体制で原因を特定するという  
ことを進めていきたいと考えております。

○田村委員長 あとはいかがでしょうか。

平山委員。

○平山委員 ほとんど意見は我々のほうも出ていますが、課長の先ほどからの説明の中にもあるように、今後の問題、今言ったように、内部でいつまでもじゃなくて、時期を見ながらやっぱり早急に解決をする方向に向けなくちゃいけないので、県がどうのこうのとか、終わったとかじゃなくて、あらゆる形で当たって、間を置かずに進めていただきたいと、そういうあれを思います。企業に対しての迷惑も、市としても我々としてもかけられないから、そういった形で、この問題は簡単に見つからないということじゃなくて、原因分かっているわけですから、その中で、いろんな解決策をやるのに、もっと積極的にやっていかないといけないのかなという感じがしていて、その辺もしっかりとやっていただきたいと、そう思っております。

以上です。

○田村委員長 意見ということですか。

○平山委員 意見でいいです。

○田村委員長 あとはよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○堤委員 今まで、いろんな方の質疑をお聞きする中で、基本的には私は、和解ということには賛成をしたいと思うんですけども、ただ、和解の中で多額の損害賠償額を市民の税金から払うという、支払うという問題がありますので、それも今まで、じゃ、この損害賠償額をいつ取り戻せるんだという見込みも今立っていないように思うんですね。原因者が特定できていないと。原因者、このまま回収見込みをしたいということですけども、原因者と思われる方との調整はこれからだということで、また土地を実際に売った県の土地公社のほうも時効はあるけれども、何らかの道義的な責任等があるんじゃないかという話も今後だということで、全て今後であり、回収の見込みも今後の話だということで、全然見込みだけであって、回収できるということがなかなか担保できていない状況ですので、今回、賠償額を今この時点で支払うことには、私としては反対をいたします。

○田村委員長 ほかに討論はありますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 とにかく、私のほうも堤さんが言っている意味も分かるんですが、市のほうがまず何ができるかといったときは、市のせつかく立地した企業を買っていただいたユーザーに対してせめてもの誠意を表したいというところの形を今回表すということで、この損害賠償を先に支払って、原因究明に努めていくというお話があったので、確かに、市民の理解を得るというのはすごく大きいハードルだとは思いますが、まず企業から信頼を得て、この先この地域で雇用を拡大していただく存在になるわけですから、我々も苦渋の決断ですけども、ぜひ最終的に原因の先から、

ぜひ回収していただくことを強く望みまして、今回はこの案件については賛成のほうに回りたいと思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

○田村委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますのですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 反対討論がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第51号 損害賠償の額の決定及び和解についてを原案のとおり可決すべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田村委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、15分間休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 次に、議案第52号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○波多腰商工観光課長 (議案第52号について説

明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 損害賠償の内訳の障害物の撤去と破砕機か破壊機か、この金額が2,044万円、対象が2,100㎡ということなんですけれども、これは前回の51号ですか、その案件と比べると、51号のほうは1,041万6,000円ほどで3,100㎡というような感じで、今回のほうが撤去、破壊に係る金額が割高になっていると思うんですが、そここのところの説明をお願いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 おっしゃるとおり、出土量と比して損害額、先ほどの51号の案件と比べると高くなっているというところですが、こちらにつきましては、今回52号の案件の企業のほうが大きなサイズのもので大量に出てきてしまっているというところが、大きな違いとなっております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 2mを超える岩とか石は、こちらのほうで出たという解釈でよろしいんですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 実際、2m超えのものが出ているのは、ここではございません。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 実際に撤去、破壊したという費用が見積もられているということで、これも検証したということなんですけれども、では、2mを超えたものはもうないと考えていいんですか。もう破壊されたということですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 2m超えのものは、まず今回の案件のところの場所ではないところから出ておりますので、今回、52号の案件から出土してい

る700mmを超えるものについては、基本的には全て破砕をして戻しているということになっております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 じゃ、2m超えのところは、今回の案件とは別のところですから、まだ残っていると、見ることにはできるということですか。

○田村委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 別のところに移動して、保存をしております。

○田村委員長 いいですか。

そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○堤委員 先ほどの51号と同様、この52号も反対討論させていただきます。

51号でも述べたように、和解に至るというのは非常にいいことかと思えますけれども、ある意味で、先ほども言ったように、那須塩原市も被害者ということもよく理解できる場所ですが、まだ原因者が特定できていない。それからあと、原因者を特定するための調査に着手したといっているけれども、まだ着手できていない状況だと思っております。

また、本来の元凶であるこの県の土地の公社、ここが道義的責任があると考えますので、今後もここもまだ話合いが進んでいないと、そのような状況ですので、市が一時立替えと言っている損害賠償の額を今後回収する見込みが立っていない状況で、この損害賠償の額を支払うということに対しては反対をいたします。

○田村委員長 そのほか討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第52号 損害賠償の額の決定及び和解についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○田村委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○田村委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。



○波多腰商工観光課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

副委員長。

○益子副委員長 執行計画書110ページになります。

7款商工費、1項2目商工振興費、まちなか交流センター管理運営費18001事業についてお伺いいたします。

その中で、先ほど委託料の部分で、その他の委託料ということで、清掃と警備という話があったと思うんですが、この点、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 主査。

○印東主査 私のほうからお答えいたします。

委託料のその他委託料の増額分についてなんです、こちらが施設の指定管理のほうを当初令和5年度からということで見込んでいたんですが、施設の有料化の検討などによって、ちょっと1年先延ばしということで、令和6年度から指定管理の開始を目指して今進めているところでございまして、当初から複数年契約で委託のほうを契約していたんですが、それが令和5年3月31日で切れてしまうものですから、1年間だけ再委託ということでまた委託をかける形になりまして、今まで複数年契約していて安く収まっていた部分が、単年度になったことでちょっと上がってしまったという形になってございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

それでは、光熱水費の部分についてお伺いいたします。

474万円ということで、前回から70万円ほど上がったという話だったんですが、この部分、どの

ようなものが上がったのか、改めてお伺いいたします。

○田村委員長 主査。

○印東主査 光熱水費に関しましては、主に電気料の部分でございまして、電気料金の値上げの部分と、あとは今までコロナで利用者が少なかったところ、今度、今年度につきましては平常に戻ってきた形、来館者数ですとか、他市からの利用者なんかを見ますと、本来見込まれる数字に戻ってきたということで、来館者が多かったですとか、各部屋の電気の使用なんかが増えて上がっている形でございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

それでは、次ページ、111ページ、7款商工費、1項3目工業振興費についてお伺いいたします。

その中の企業誘致事業費1001事業について負担金、その他の負担金、補助金というところで、企業立地促進奨励金の話があったと思うんですが、この内容をお伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○上野企業立地係長 企業立地促進奨励金の御質問ということで、こちら、条例に基づきまして、企業立地促進条例という条例をつくってございます。その中で、企業が立地いただいたときに固定資産税相当額を3年ないしは5年という期間、お支払いをさせていただくというような奨励金になってございます。

また、それに付随しまして賃貸借型、これは建物や土地、そちらを借りた場合、その賃貸借料、また雇用促進奨励金については、市民を雇用した人数に応じて、1人頭10万円でお支払いをします。

用地取得奨励金につきましては、用地取得を頂いた5,000㎡以上に対して取得費用の10%に対し

てお支払いをするというような内容になってございます。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
齊藤委員。

○齊藤委員 グリーングリーンの2,000万円上がったやつ、この管理運営が4,000万円だったのが2,000万円ほど電気代と言ったんですけども、2,000万円も上がるんでしょうか。

○田村委員長 係長。

○相馬観光係長 様々な要因はあるんですが、電気代等、光熱水費の部分につきましては、あそこ電力がお湯を温めるのに灯油を使っています、その労力もかなり上がってしまっていて、そちらのほう、大きく上がっています。800万円上がってまして。

あと電気代のところは、今200万円増で見込んでいまして、それだけで1,000万円という形なんですけど、ただ電気代につきましては、ちょっとさらにかかる可能性もあるというところで、今後注視していきたいと思っております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それでも2,000万円、あと1,000万円はどこ行っちゃったんですか。あとは委託の費用が上がったということなんですか。人件費とか何か、そういうことなんですか、というのを聞きたいんですけども。

○田村委員長 係長。

○相馬観光係長 今まで指定管理料のほう、3,900万円という形でやっていただいています、その金額が実際4年前といいますか、令和4年度末ですので、3年前に決めた金額になっていまして、様々段階的に燃料費も上がっていますので、燃料費プラス、あとは人件費の部分というのも実はありまして、そういった部分が増えてトータルで2,000万円という形になっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 昨年も、この管理運営費のところに、この上に運営委員会というのがあって、グリーングリーンの在り方について検討している委員会だという話になったんですが、その委員会の話合いの結果がこういう結果になっているという実情は、これ関連しているんですか。

○田村委員長 係長。

○相馬観光係長 こちらのグリーングリーン運営委員会につきましては、委託料とかそういったことよりも、今後の民営化に向けた話にはなっておりますので、金額のところを協議する場ではなくて、今は民営化の在り方について検討している、設置していることとなっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これはもう2年目になるんですが、どのぐらいを目安にその検討をしていくのかというところまで、もしお答えできれば。

○田村委員長 係長。

○相馬観光係長 2年スパンで令和4年度から6年度末で考えているところがありまして、今年度1年間で令和5年4月までで、これから直営で運営するということまで話が進んだところでございます。4月から令和6年3月までに民営化のほうを進めたいということで、あと1年ということで検討している段階になっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

じゃ、続きましてお祭りのところです。

ちょっと議員宛てに、今年度お祭りやりますよという案内が来ました。市が先頭を切ってやるのではなくて、商工会等々に委託をしてやっていくというお話を聞いて、今回例えば西那須野ふれあいまつりは、特に予算規模同じということなんですけれども、那須野巻狩まつりのほうも同じような

考えでやっていくのかどうかをお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長補佐。

○瀧課長補佐 巻狩まつり、こちらについても、やはり市が先頭を切ってやるというものではなくて、地域のお祭りは地域で盛り上がっていただきたいというところで、商工会等、関連団体のほうに今調整をしている段階になっておりますので、西那須野ふれあいまつりのほうも、西那須野商工会のほうで一部、全部ということではなくて、一部をするような形で進めていくことですので、同じような形で調整できればというところで、今動いているところですよ。

○田村委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 議案第15号 令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○波多腰商工観光課長 （議案第15号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第15号 令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### ◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 続きまして、議案第50号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○波多腰商工観光課長 （議案第50号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○堤委員 今回の補正予算、那須高林産業団地において発生した地中障害物による損害賠償という補正予算でございますけれども、これは市が一時立て替えるという趣旨だと考えますが、現在この立替え分がいかにか回収できるかという見込みが立っていないことから、この支出に対して反対をいたします。

○田村委員長 ほかに討論はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 今回の補正予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

まず、この事業に当たりましては、市のほうも苦渋の選択ながら適正な事務執行のために必要な措置ということで、今回の立替え的なもので事業をしようということで理解ができます。

また、様々なやり取りの中から、市のほうも何らかの解決策に導くべく、一生懸命に取り組んでいるというような姿勢が感じられますので、賛成といたします。

○田村委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第50号 令和4年度那須塩原市一般会計補

正予算（第12号）を原案のとおり可決すべきもの  
とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田村委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。  
ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時22分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた  
します。



#### ◎農業委員会事務局の審査

○田村委員長 続いて、農業委員会事務局です。

初めに、農業委員会事務局長から御挨拶をお願  
いいたします。

局長。

○相馬農業委員会事務局長 （挨拶。）

○田村委員長 ありがとうございます。

ただいまから、農業委員会事務局の審査に入  
ります。

農業委員会事務局の皆さん、お疲れさまです。

農業委員会事務局については、建設経済常任委  
員会に対する付託案件がありませんので、ここで  
建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科  
会）に切り替えて審査を行います。



#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○田村委員長 議案第9号 令和5年度那須塩原市  
一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
局長。

○相馬農業委員会事務局長 （議案第9号について  
説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

それでは、96ページ、この6款農林水産業費、  
1項1目農業委員会費、その中の委員報酬につい  
て、先ほど局長のほうから算定方法が変わったと  
いうことがありましたが、その経緯をお伺いいた  
します。

○田村委員長 局長。

○相馬農業委員会事務局長 これまで通常的な活動  
の中で積み上げをしてきて報酬なんかも決めてま  
いりましたけれども、人・農地プランの取扱いが  
変わってまいりまして、今、委員さんの活動とし  
て何日出たかというのと、あとは最終的にその年  
度で那須塩原市の農業委員会としてどれだけの成  
果を上げたか、こういうところにシフトしてきて  
おります。

一番難しいのは日数が難しいんですね。今、平  
均8日をお願いしているんですけども、8日ぐ  
らいですと、評価の点数で8点のうち4点までし  
かないかいないんですね。そうすると、いろんな細か  
な点数の中で下がってきてしまうんです。

これからは10日ぐらいまで上げていこうという  
目標があるんですけども、そうすると増えてい  
きますが、なかなか8日というと、週2回は最適  
化の活動しなくちゃならないんですね。会議とか

そういうのはこの対象にならないんですね。ということで、なかなか活動日数が増えないと上がってこないということで、そういう形で算定の方法が変わってきていますので、これから厳しく活動しろというふうになっています。

実は、年度当初に、昨年の年度の終わり頃に、活動日数がゼロの委員もいた場合は交付金をゼロにするという、一度こういう通知が来たんですけども、これ、全国で反発食らいまして、ゼロというのは事情によってあれかもしれないねということで、それでそういうふうなハードルみたいなのが解除になって、一応活動した分については、ゼロの人がいたとしても、ゼロの人はもう当然に活動日数に対するものばかりじゃない、何とかそこは落ち着いたんですけども、そこがやはり日数を出していかなきゃいけないということで、皆さん活動するんですが、なかなか日誌を書いてくれないんですね。日誌を書いてこなくて、今日やりましたと丸つけてもらえばそれで日数になるんですが、なかなか動いていても日誌まで書くまでなかなか、それから日誌をつけるのも癖がつくようにしていただいてということで、全体的な成果の実績と、その活動の日数、それとこのランクをつけられて交付金が下がってくると、そういう形に変わってきていますので、結果としてこの状況になっています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、局長から説明いただきました。

そうしますと、どちらかというと最適化推進委員さんが主にいろいろ現場とか見て歩くことが農業委員さんより多いと思うんですが、しかし、そういった一方で、農業委員会として、最適化推進委員さんだけでなく、農業委員さんも含めてこの算定基準として国のほうから対象にされてい

るというような認識でしょうか。

○田村委員長 局長。

○相馬農業委員会事務局長 副委員長おっしゃるとおり、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方の成果の実績と活動の実績、もう一つは農業委員会全体の成果の実績ということで、この3つの種類でランクづけをされております。

ですので、常日頃、2つの委員がいますけれども、全体が動いていって、農業委員会としても成果を出さないと厳しくなっています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、その点了解いたしました。

それでは、ここの役務費の部分でお伺いしたいんですが、ここの通信運搬費の部分、インターネット接続料という話がありますが、この点についてお伺いいたします。

○田村委員長 局長。

○相馬農業委員会事務局長 これは昨年度補正でつけさせていただいて、今年度もつけさせていただいて繰り越して今年も補正をさせていただきましたけれども、タブレットの活動のための接続費の部分でございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、先ほど伺った部分の活動の算定方法が変わったという中で、このインターネットの接続料も、恐らく皆さん現地確認とかするときにタブレット持ち出していかれると思うんですが、この部分の予算で不足がないのか、その点お伺いいたします。

○田村委員長 局長。

○相馬農業委員会事務局長 接続料のほか端末の管理料とかいろいろございますけれども、これは年間を通じてこの予算の中で対応できる金額ということで契約もしていますので、問題ないかと思えます。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
堤委員。

○堤委員 今回の関連、農業委員会運営費の委員報酬の中で、それぞれ3つの委員の種類があるかと思えますけれども、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、それから農業委員会候補者選考委員会委員ということで、それぞれの人数を教えてください。

○田村委員長 局長。

○相馬農業委員会事務局 農業委員は20名です。農地利用最適化推進委員は44名です。委員の選考委員につきましては、現在6名ですけれども、7名以内まで設けられているということで、4月から動き出しますけれども、6名か7名になっていると思えます。

以上です。

○堤委員 はい、了解です。

○田村委員長 あと、よろしいでしょうか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。  
討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

農業委員会事務局所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時40分

—————◇—————

#### ◎その他

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本日の審査事項は全て終了となりました。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 事務局から何かありますか。  
事務局。

○室井書記 (事務連絡。)

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○田村委員長 それでは、以上で本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時42分



## 建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和5年3月8日（水曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員長	田村正宏	副委員長	益子丈弘
委員	堤正明	委員	室井孝幸
委員	齊藤誠之	委員	平山武
委員	松田寛人	委員	眞壁俊郎

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

建設部長	富山芳男	都市計画課長	鈴木隆行
都市計画課長補佐	江面史彦	都市計画係長	福島寛
開発指導係長	星野卓央	都市整備課長	増子芳典
都市整備課長補佐兼都市整備係長	伊藤好美	空き家対策係長	遅沢友則
建築係長	鈴木美津治	道路課長	高野茂
道路課長補佐兼河川係長	岩波秀典	管理係長	大島尚恭
維持係長	室井貴彦	建設係長	岩本和也
用地係長	浦田謙一	建築指導課長	三輪敦
建築指導課長補佐兼指導係長	高久浩二	審査係長	千田晃司
上下水道部長	河合浩	管理課長	君島一宏
管理課長補佐兼黒磯事業所長兼塩原事業所長	相馬福光	経営企画係長	荻原直美
料金経理係長	小林則克	給排水係長	田中綾

給排水係 副主幹	濱田 伸夫	整備課長	佐藤 正規
整備課長 補佐兼 管路維持係長	君島 幹夫	管路整備係長	江面 宏信
水道施設係長	佐藤 康夫	下水道施設 係長	清水 智尚

出席議会議務局職員

議事調査係長	長岡 栄治	書記	室井 理恵
--------	-------	----	-------

議事日程

1. 開会

2. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔管理課・整備課〕

- ・議案第44号 那須塩原市生活排水処理基本構想について
- ・議案第48号 那須塩原市と那須地区広域行政事務組合との黒磯水処理センターにおけるし尿等共同処理の用に供する施設整備に関する事務の委託に関する協議について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第16号 令和5年度那須塩原市水道事業会計予算
- ・議案第17号 令和5年度那須塩原市下水道事業会計予算

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔道路課〕

- ・議案第43号 第2次那須塩原市道路整備基本計画について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算

〔都市計画課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算

〔都市整備課〕

- ・議案第42号 那須塩原市住宅マスタープランについて

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計予算

[建築指導課]

- ・議案第 25 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について  
予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計予算

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き建設経済常任委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

◎上下水道部の審査

○田村委員長 上下水道部から順次、審査を進めてまいります。

初めに、上下水道部長から御挨拶をお願いします。

○河合上下水道部長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございました。

◎管理課・整備課の審査

○田村委員長 管理課・整備課の審査については関連がありますので、2課同時に審査することいたします。

ただいまから管理課・整備課の審査に入ります。管理課・整備課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第44号の説明、質疑、

討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第44号 那須塩原市生活排水処理基本構想についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

管理課長。

○君島管理課長 (議案第44号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

益子副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

5ページの比較の部分でちょっと伺いたいんです。

今回の比較においては、生活排水の処理、また未普及地域の早期解消を図るため集合処理と個別処理の比較を行ったということですが、その内容をどのような感じであったのか、ちょっとそこら辺をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○田村委員長 管路整備係長。

○江面管路整備係長 集合処理と個別処理の経済比較というところの細かい部分という御質問かと思えますけれども、まず下水道に関しましては、管渠整備費、それから起債償還費、維持管理費、主にこの3つを費用としております。また、浄化槽につきましては、設置費と維持管理費のほう、こちらの合計での比較という形で行っております。

マニュアルのほうでも示されているんですけども、耐用年数、下水道管の耐用年数ですとか浄化槽の耐用年数、それから管渠につきましても、こちらは実際の実績のメーター単価等を考慮した上で合計したものの比較という形で検討を行っております。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

そうしますと、そちらの比較を基に、次のページにつながっていく部分だと思うんですが、地域の特性等を踏まえて、この比較も踏まえて、下水道全体計画の地域及びその他の一部の地域を149か所に単位分けしたということなんです。そして、

ここでそれぞれの地域ごとに合った有利なもの、  
こういうふうにしたほうがいいんじゃないかとい  
うある程度の集会的なものとか単位のものにする  
というのを、その中で総合的に判断して、その  
比較というか区域分けをしたというような認識で  
よろしいでしょうか。

○田村委員長 管路整備係長。

○江面管路整備係長 基本的にはマニュアルに基づ  
いて経済比較というのが基本となりますけれども、  
例えば下水道区域を考えた場合に、やはり地域性  
というまず1つとこでいきますと、地下浸透が  
しにくいところ、主に黒磯ですと上厚崎ですとか  
埼玉地区、それからもう一つは地下水が高くても  
やはり浸透がしないところ、また水質の保全とい  
う意味で地下水が高いところなんかについては、基  
本下水道を何とか引けないかというところでの検  
討を行っております。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、それぞれのその比  
較を基にさらにマニュアルと経済的なものを考え  
たり、地域の特殊性でありますとか、こちらにも  
書いてありますけれども、住民の要望なども考慮  
して総合的に判断して、市民にとって、利用者に  
とって有利なものを市のほうで提案するというか、  
そういうふうに進めていく、考えているというよ  
うな認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 管路整備係長。

○江面管路整備係長 おっしゃるとおりでございま  
す。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 このページでいくと、4ページの3番の  
目標年度と将来行政人口の中で、冒頭触れられて  
おります国から示された持続的な汚染処理システ  
ム構築という言葉がございましたけれども、ちょっ

と基本的なことだと思うんですけれども、そこら  
辺少しどういうものを指しているのか、概要で結  
構でするのでお聞きしたいと思います。

○田村委員長 答弁を求めます。

整備課長。

○佐藤整備課長 御質問のほうは、国のほうが指針  
を出している今後の汚水の処理方法についてとい  
うことでよろしいですか。

○田村委員長 再度ちょっと趣旨を説明してくださ  
い、質問の趣旨。

堤委員。

○堤委員 名称が汚水処理システム、それをさらに  
構築というようにちょっと名前が触れられており  
ますので、一般的にシステム構築というと、何か  
ハードがあってそれを運用していくというハード  
とソフトの組合せみたいな感じが受け取られるん  
ですけれども、そういうものなのか、あるいはそ  
ういうものじゃなくて、何か汚水処理そのものを  
いかにやっていくかということなのか、そこら辺  
をお伺いしたいと思います。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 国のほうで示しているのは、今後  
どういった汚水処理方法をしていくかということ  
を示されているということです。まずは、今、下  
水道の管渠を整備する、下水道の処理区域を広げ  
る、これは令和8年をめどに完了してくださいと  
いうようなことがまず出ておりますので、下水道  
を今までどおり積極的に区域を広げられるのは、  
令和8年まででございます。

その後なんですが、既に黒磯水処理センターな  
ども供用開始から43年という年数が経過してござ  
いまして、当初に築造した下水道処理施設や管渠  
の老朽化、これが進んできておりますので、令和  
8年以降につきましては下水を積極的に広げる、  
新設するのではなくて過去に整備した施設を再度

更新する、維持管理するというほうに軸足を移していかなければならない、事業費をそちらに振り向けなければならぬという時代が来ると考えてございます。

ですので、今回の構想につきましては、おおむね下水道で整備して効率的な区域を部分、またそれ以外の区域に関しましては、浄化槽によって汚水を浄化するというような区域の設定をしたというところでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 了解いたしました。

そうすると、やっぱり国の指針としては、それぞれの生活排水、あるいは公共下水道、農業集落とか合併浄化槽、そういうところでも国は指針として目標を掲げているということによろしいんですかね。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 目標としましては、下水道のほう、こちらの整備率、こちらについて95%を令和8年で目標としておりますので、まずは下水道につきましては、令和8年度以降、最終的に下水道の整備率は、すみません、ごめんなさい、令和8年度で95%を目指すという指針が出されております。最終的に長期計画である32年度、こちらに関してはもう既に完了するというような目標で今回の計画を立ててございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 国の指針としては、下水道の整備の目標が8年度で95%と、今回7ページにある整備目標としては、那須塩原市としては94.5%という数字が上がっているという、その国の指針に沿った形で進めたいということによろしいでしょうか。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 委員お見込みのとおり、なるべく95%を達成できるように検討してまいりたいと考

えております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 ちょっと6ページの基本方針の汚水処理人口普及率95%以上というのが、都道府県単位でというのがこちらは示されていて、次のページの7ページの下短期目標のところには普及率82.4というふうに書いてあるんですけども、数値の対象比がどこを見ていいのかがちょっと分かりづらいんですけども、この辺についてちょっともう一度説明してもらいたいですけれども、大丈夫でしょうか。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 6ページの人口普及率は95%以上、その後、もしその普及率が達成できない場合には、少なくとも下水道の整備進捗率を95%以上にしてくださいというような指標になってございます。そこで、なかなか普及率自体が95%を達成するのが困難な部分がございます。これに関しては、この普及率の中には浄化槽の普及率も入ってございます。浄化槽に関しましては、個人の方が設置をするということに対して補助金を交付するという内容でございますので、行政のほうでどんどん計画的に進めるということがなかなか達成率というのは難しいと。やはり個人判断があるということで、そこで私どもとしては、整備進捗率のほうで95%を達成するようなことを今検討してございますので、今回私どもの令和8年度の整備進捗率は94.5%ということで、この構想は県のほうも同時に今見直しをしておりますが、県のほうでは県内全市町のこういった整備率を集計しまして、県全体としては95%をクリアするようなことで計画を立てております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、この7ページのちょっと

あれなんですけれども、進捗率のこの表の計算なんですけれども、C割るAという数字が上がっていて、94.5はこれほどこのどこを割るとこの数字になるのかというのは関係あるんですかね。表2なんですけれども、生活排水処理人口普及率はC割るAで分かるんですけれども、下水道の進捗率は、このFの式のC割るAというのほどこの数字を割ればこの94.5が出てくるのかというのは、この式なくて94.5だったら分かりやすかったんですけれども、この式から見ると同じ数字にならないとおかしいのかなと思ったんですけれども。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 進捗率に関しましては、Cは生活排水処理人口割る行政人口で、普及率に関しては、これは……

○田村委員長 管路整備係長。

○江面管路整備係長 整備進捗率の94.5%というものの根拠なんですけれども、表2の中でいきますとC1、公共下水道66,153という数字を下水道計画区域内人口の7万15という数字で割りますと94.48ということで、約94.5という数字になります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、ここは直さないと駄目ですよ。Bにしないと、Aじゃ一生出てこない数字、割り算の式が。どうなんですか。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 齊藤委員がおっしゃいましたように、結果的にはC割るAじゃなくて、C割るBが正解になっておりますので、委員御指摘のように修正、訂正のほうをさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 それで、結局その整備をしつつ人口の

割り算で普及率を出していくんですけれども、今回下水道の整備の進捗率を上げるときに700ha縮めて、要は整備計画を縮めればパーセンテージは上がるという手法と、あとは今言った浄化槽を普及させるということで整備率を上げていくというこの二本立てになっていくと思うんですけれども、そうすると、今後ももし財政の状況とかを鑑みて、今回は700減らすということなんですけれども、この先でも達成をするために縮小的な考え、下水道に関してはという考えはまた増えていくのかというのと、あと浄化槽はさっき言ったように個人に委ねるということになるんですけれども、そうすると100という数字は見えてこないような気がするんですが、この構想を立てる以上、何でかんで100という表記が必要なのかというのだけ確認させていただきたいと思います、32年度までですけれども、すみません。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 この8ページの図4のところに、ここの令和32年度にピンク色の3.9%、これが未処理区域ということで残ってございますが、この時点で下水道のほうはもう整備は完了を目標としておりまして、それ以降、最終目標でこの未整備のところが消えていると思うんですが、これが残ったのはもう全て浄化槽のほうでの整備目標になってございます。

先ほどの今回700haを減らしたというところに関しましても、これは今回はなるべく整備率95%を目指して検討した結果でございますので、今後また例えば5年置きとかそういった計画の間見直しが発生しますので、そのときは改めて財政状況や整備状況を見て、この整備区域に関しては再度検討はしてまいります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、ヘクタールでしたね、よ

く説明は分かりました。

最後だけ確認させてください。

これあくまで整備率ということで、接続までは加味していないということでもよろしいですか。公共下水道に家庭から接続も入れての普及なのか、整備なのかというのだけ確認させてください。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 整備率に関しましては、水洗化、そちらは加味してございません。そのとおりです。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

ここで進行を副委員長と代わります。

○益子副委員長 田村委員長。

○田村委員長 ちょっと2点だけ確認をさせていただきたいんですけども、4ページのこの将来行政人口のところなんです、ここに第2次那須塩原市総合計画で示された人口予測を比較すると、図2に示すとおりになっていますというふうに記載をされていて、青いラインと緑が出ているんですけども、緑はこれはいわゆる国立社会保障・人口問題研究所の想定する人口予測で、青いラインはこれは今回の第2次那須塩原市総合計画で改定された人口ビジョンの中の改善ケース、将来出生率とかあと人口移動、これが非常にすばらしい数字になったときを想定して導き出された数字だと思うんですけども、もう一つ、趨勢ケースというのがこの総合計画には示されていて、こちらは2020年度までの状態が今後も続いた場合ということで、より実態に近いんだと思うんですが、実際はもっと減少するんじゃないかというふうに思うんですけども、その総合計画の趨勢ケースだと、R17のところの数字で比較するとこの社人研の数字よりも下になっちゃうんですね。

何が言いたいかというと、なぜここで改善ケースのみを将来推計人口ということで掲げているのかについて、確認というか教えていただければと

思います。

○益子副委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 今回の将来人口の予測の部分につきまして、今回の計画でこの数字で影響してくるのは整備率とか普及率の部分であって、高めの人口予測をしたことによって事業量が増えるとかそういうことはございません。あくまでも整備区域を決めたのは149か所の検討単位区域から選定してございますので、このトータルの将来行政人口は整備率とか普及率とかそういったパーセンテージにしか使ってございません。

今回は、この総合計画の人口の予測を拾っても94.5%というようなある程度この率を確保できたところでございます、ただこちらに関しては、またその中間の見直しとかそういったときに人口の予測に関しては再度見直しを行いますので、このまま最終目標の令和32年度までいくということではございません。総合計画で規定したものですから、人口減少を緩やかにする施策の一つと捉えて下水道事業を進めていきたいと考えております。

○益子副委員長 田村委員長。

○田村委員長 じゃ、もう一点。

ということは、いわゆるこの9ページの事業費の予測との相関性はないということでもよろしいんでしょうか。

○益子副委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 この人口予測が直接事業費に影響は与えてございません。

○益子副委員長 ここで委員長と進行を代わります。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 暫時休憩とします。

休憩 午前10時35分



再開 午前10時38分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど質疑したところなのですが、7ページの件について執行部の対応をお伺いいたします。修正のところについてお伺いいたします。

○田村委員長 上下水道部長。

○河合上下水道部長 先ほど指摘のありました資料7ページ、表2の那須塩原市生活排水処理基本構想の整備目標の表ですが、表の下、F欄、下水道整備進捗率のこの式(C/A)となっておりますが、こちらを(C1/B)に修正をさせていただきます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第44号 那須塩原市生活排水処理基本構想については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第44号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

#### ◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第48号 那須塩原市と那須地区広域行政事務組合との黒磯水処理センターにおけるし尿等共同処理の用に供する施設整備に関する事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
整備課長。

○佐藤整備課長 (議案第48号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

益子副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

今回のこの協議において、この協議をすることによってどのような効果が見込まれるのか、改めてお伺いいたします。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 今、那須広域事務組合で処理をしておりますし尿等につきまして、これをどういった整備をするかということ将那須広域事務組合のほうでまずは決められました。今現在、那須広域事務組合で処理をしています第2衛生センターのほうにつきましても、供用開始から年数がたって

おりまして老朽化をしております造り直さなければならぬと。そういったところで、こういった整備がいいかということを経合のほうで検討された結果、黒磯水処理センターで共同処理をするということを決められました。

その決定の一番の決定理由としましては、現在のような衛生センターを再整備するためのなかなか交付金とか補助金が見当たらないという中で、黒磯水処理センターで共同処理をするということになると交付金等国費が得られるというところで負担軽減ができるというのがまずは主な選定理由だと思いますが、そういったことで共同処理が経合のほうで決定されまして、それを受け入れるものでございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 経合にも那須塩原市が普通に入っている状態と、那須塩原市の中でこの規約をやっている中で調整を行うための規約だと思っておりますけれども、そういったすみ分けはうまくできるものなんでしょうか、水処理センターを同じく使うときに。変な質疑になっちゃっているかな。

要は、同じ市内のものを広域行政で受け取るのが市であるという形になると、あえて市が単独で水処理センターに運ぶのではなくて、広域行政と協議をして那須塩原市内のものも広域行政の処分として水処理センターを使うということに関しての打合せとか決め事はうまくいくようなものなんでしょうかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 今、那須広域のほうで処理しておりますし尿等に関しましては、北那須3市町の分全です。こちらに関しまして、今後まずは来年度からそういった施設の整備をしていきますが、

その後また年数が複数年かかりますから、その建設の途中でその後の運営方法等は検討していこうとは思いますが、基本的にはそれをし尿等を運搬するバキュームカー等の運搬とかその辺は、これについては、引き続き那須広域のほうでお願いできないかと思っております。

私どもは、あくまでも黒磯水処理センターで受け入れた後、そこから先の処理は浄化センター等を使って整備することになりますので、そこからは引き受けませんが、バキュームカーの搬入までは、これに関しては広域のほうで引き続きお願いしたいと考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 簡単に言うと、清掃センターで例えれば、広域事務が入ると行政のほうで、言い方は悪いんですけども、イニシアチブ的なものがどういうふうに、今は那須塩原市で水処理センターをやっていますよね、委託して。そこに今度広域が入ってくると、受入れ側としての話なんで、受け入れた後の管理も含めた在り方も今後広域とこういうふうな規約を決めて取っていくのか、その処理自体に広域の職員の方々が入ってきてやるのかという。

要は、昔あったじゃないですか、清掃センターも第1期、第2期でいろいろそういう歴史があるので、今度3市町がそのまま入ってきたときの対応として、どちらが受けて運営していくのかというところの話もここでされていくということでしょうか。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 今回議案であります協議に関しては、これは建設に関する部分の協議だけでございます。ですので、運営に関しては改めて協議をしていきますので、今回の協議の中には含まれてございません。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第48号 那須塩原市と那須地区広域行政事務組合との黒磯水処理センターにおけるし尿等共同処理の用に供する施設整備に関する事務の委託に関する協議については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第48号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第9号の説明、質疑、討論、  
採決

○田村委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算

常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
管理課長。

○君島管理課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 浄化槽の推進ということで300基ということで、この間の決算でいくと260基ぐらいまで、目標まで頑張っていたということなんですけれども、どのように進めていくかというところだけ改めてお伺いしたいと思います。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 決算につきましては約260基、それで今回が約300基ということで、1割ちょっとぐらい数字のほうが増えているような状況になっているかと思います。先ほど御決定いただきました生排構想の中でも、合併浄化槽というのが重要な役割を占めてきますよというようなところで、短期目標としております令和8年度まで、そこでの概成というところは、やはり下水道と併せて大きな目標になるかと思っておりますので、そこに向けて、先ほど委員もおっしゃいましたように相手のいる話というところが大きなところの一つとしてあるかと思うんですけれども、うちのほうとしましては、計画的に約300基ぐらいというのが一つの目安になるかと思うんですけれども、それを繰り返しながら、まずは令和8年度まで向かっていきたい。

その後もやはり、相手の話という部分もございますので、粘り強く継続的にやっていくというようなところが一つのスタンスになるかなというふ

うに考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 課長から意気込みをお聞きいたしました。

単独処理浄化槽の撤去費が去年59基ということで、多分こちらのほうの今、住環境があるおうちで入替えが一番山なのかなと思っていて、残り200基を多分新築とかで出しているというふうに踏めるんですけども、その部分ですよ、分けて、新築は多分、確認なんですけれども、基本的に下水道とかそういった処分の施設がないときには、もう浄化槽を置きなさいという個宅内でのルールというのは決まっているんですか。確認だけさせてください。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 委員おっしゃったとおりになります。当然に、下水道が一番有効であるところ、それから合併浄化槽が有効であるという中で、そのルールに基づきまして、生活の排水、結局きれいな水環境を整えていくというところにつながるというような考え方になります。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

部長。

○河合上下水道部長 先ほど齊藤委員の質問、課長が言ったとおりになんですけれども、ちょっと追加で、来年度基数をかなり増やしていくということで、その中では、先ほど委員が言われていましたように単独処理浄化槽、そういったところを撤去費用の補助単価を若干上げています。今までは9万円だったんですけども、その撤去費用を来年度は12万ということで、こちらについてはちょっと国の補助単価も上がったというところもあるんですが、それに合わせて市のほうの補助額もちょっと上げて、少しでも転換が進むようというところで、予算のほうを立てているところでございま

す。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、15分間休憩をいたします。

11時15分から再開をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 議案第16号 令和5年度那須塩原市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
管理課長。

○君島管理課長 (議案第16号について説明。)

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 (議案第16号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど、1億円ほど有価証券を購入するという御説明がございました。繰入金約9,000万ということで、一般財源を頼らざるを得ない会計を運用している中で、有価証券を買う理由をお聞かせください。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 委員おっしゃるように、予算のほうも決してゆとりがあるかどうかという、またそれは別なものかと思うんですけども、今現在も年間の中で資金運用というような形で、今のところは定期とかというような形で、少しでもお預かりしていただいくものがプラスにできないかというような考え方で運用しているところなんですけれども、そうしますと、もう御存じのように定期という形になりますけれども、当然に利息のほうに限られたものになると。そのようなところがあまして、先ほど説明の中でも鳥野目の浄

水場の更新だったりとか、大きな事業というのは控えているような状況ですけども、そういった中でも運用できるものにつきまして、より利息というような形で運用益を上げられないかという考え方、今回有価証券の購入というのを考えたわけです。

当然にこの話につきましては、市の公金管理方針というものをつくりまして、実際のところ、一般会計等につきましては、今年度の中でそういった形で有価証券を購入して運用しているような状況がございます。

そういったところも参考にしながら、水道事業につきましては、翌年度、令和5年度からという形になりますけれども、少しでも運用益を上げるような形でプラスをつくりまして、事業のよい展開につなげればということで考えて、今回計上させていただいたような経過になっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 損得で聞いちゃうと怒られちゃうんですけども、リスクは低いのかなというのだけ、ちょっと。投資なので、元金割れとかそういったものではない、安全な投資信託系の緩やかなものかなのか、有益だけを目指して、額を目指すみたいな、そういう運用に対する場所、そのリスク管理についてちょっともう少し説明いただければと思います。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 まさに委員おっしゃいましたように、リスクというような部分は当然考えなきゃならない部分かと思います。

そういったこともありまして、委員から例えば投資信託とかという話があったかと思うんですけども、今現在考えておりますのは、国債等の債券ですか、そうしますと、元本割れはないような形になるかと思います。その中で、当然に繰り返

しですけれども、大きな事業等も控えておりますので、資金運用としまして、今回このような形で有価証券ということで、国債等を一つの想定した中で、運用ということで1億円というようなことを考えたということございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 うまくいくことをお祈りしたいと思います。

続きまして、10ページ、浄水設備費の説明がございました。

2点ほどあるんですけれども、今回、緩速ろ過6池を急速に全て変えるという話がありました。緩速ろ過のほうが間違いなく水質は上がるという感覚を僕の場合は、ゆっくりろ過するわけですから、急速ということは圧をかけて、それだけのフィルターが高性能でないと、品質は保てないということになるんですが、技術革新で上がってきたのかどうかは分かんないんですけれども、その急速に変える理由をもう一度お伺いしたいと思います。

あともう一個、どうせなので、ダウンサイジングした理由も併せてお伺いしたいと思います。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 緩速ろ過池を取りやめた根拠につきましては、やはり原水が汚染されてきた場合に緩速ろ過池では浄化が不安な部分がございます。

それは、緩速ろ過池というものには、砂のろ過槽を通すだけじゃなくて、そこに植物皮膜というものがございます、そこは原水が汚染されているからということで、前もって塩素を加えると、がんのおそれのある物質が生成するおそれがあるということで、前塩素というものができないのでございます。

これを取りやめて、全て急速ろ過にすれば、まず第1段階で原水が汚染されているというところ

で消毒をして、その後ろ過をして、そのろ過の後の水質を見てまた追加するという2段階、また3段階で塩素を入れることができますので、今後、原水の汚濁に十分対応して、安全・安心な水をお届けするために、緩速ろ過の方法は取りやめたところでございます。

また、計画浄水量に関しては、現在の配水量を考慮しまして、既存の施設の浄水量はそこまでは整えなくても、十分配水ができるということで、今後の人口の予測も加えてダウンサイジングを図りました。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 御説明いただきました。急速のほうが塩素を入れないで済む、初期の段階の処理が早いということでお話聞いたんですけれども、そうすると、それなりのフィルターと、先ほど言ったろ過装置というものが、急速で行うということで行くと、今度はランニングコストがかかるんじゃないかと想定されるんですけれども、その辺も一応加味しての計算なのかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 確かに緩速ろ過池は、池のようなものにして基本的に重力で砂の層を通すというところでございますが、ただ、通過するスピード、これが緩速と急速では何倍も違うもんですから、緩速ろ過池をつくらうとすると、広い面積が必要になってきます。で、今回、こういった場内で再度、緩速ろ過池を広げるだけのスペースはございません。そういったことをまず、そういった実質的にスペースがないといったことの判断もございますが、また急速ろ過に関しては、確かに電気料とか、そういったものが必要にはなってきますが、緩速ろ過に比べれば何倍も通過スピードが速いものですから、浄水方法の中では、安定した維持管理費で整備できると考えてございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

益子副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。私も2点ほどお伺いいたします。

10ページでございます。

浄水設備の説明、今ございましたが、工事請負のお話もございました。その中で、今回の工事請負によって、今現在行っている事業に影響はないのか、その点をまずお伺いいたします。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 今現在、鳥野目浄水場に関して行っておりますのは、第3配水地というものは、これは新設してございますが、こちらについては浄水施設ではなくて、浄水した後の水を貯留しておく、ためておく、時間差で皆さんの使う量が上下するものを安定的に供給するために水をためておくというものは、もう完成してございます。

その後、鳥野目でやったのは、既存施設で廃止が可能なものを取り壊し、今では実施してございますので、まずはそういった既設物を撤去して今後新設するというスケジュールどおりで、来年度は進めていくと考えております。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 そうしますとスケジュールどおりで、我々、市民生活とか利用者のほうには影響ないということで確認が取れましたので、了解いたしました。

それでは、続いて、次の11ページになります。

御説明の中で浄水設備費ということで、工事請負のほうあったかと思うんですが、ここのほうで市道の東原一分水線の導水管布設替工事というようなお話がございましたが、この点につきましても、市民生活とか利用者のほうには影響がないのか、お伺いいたします。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 この東原の一分水線導水管、こちらについては既存の管が石綿管でございまして、地震等の災害での破損の心配がございます。ですので、それを現在の铸铁管によって耐震性のある導水管路に造り替えたいと考えておまして、こちらについては、まずはほぼ全路線布設後に、上下流を一遍に切り替えるということでございますので、この工事によって皆様に断水が生じるということはないように進めてまいります。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 今、課長から力強いお言葉いただいたところなんですけど、そうしますと、この布設替え工事をするによって、逆に安全性とか利便性、そして、地震とかそういったものに関しまして、より強度の強いものが、市民の生活が利便性が向上するというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 おっしゃるとおり、最新の铸铁管に替えますので、こちらについては耐震性のある管を使用しておりますので、安心していただけると考えております。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 このタイトルは浄水施設の耐震化事業ということで書いてありますけれども、この耐震化について、どこをどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 浄水施設自体の耐震化という御質問かと思いますが、こちらに関しては既存の施設について耐震診断を行いましたところ、工事をした年代がかなり古くて、耐震化というものは、まずは既存の施設を補強することで耐震化が成り立

つ施設もございますが、この鳥野目浄水場の施設に関しては、補強では耐震化ができないという診断結果になりましたので、浄水機能はほぼ全て新しくせねばならないというような判断をいたしました。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 構造が、急速ろ過が地下1階、地上2階という構造になっておるんです。この理由をお聞かせください。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 こちらに関しては、水をどういふふうな処理をしていくかということで、やはりポンプではなくて高低差を利用して処理をできるような、そういった電気代を比較的使わないような処理方法ということで、まず、この2階の部分には上流から自然流下で水が入ってきますので、その水を、着水井とかそういったところでは2階から1階に自然流下で浄化ができるような構造として、2階建てになっております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 あと、浄水処理の比較表の中で、緩速ろ過6池が、これを今後使わないと、今の急速ろ過4池にプラス2池つけて、急速ろ過合計6池でやっていきますということなんですが、緩速ろ過の6池は、今後これは撤去されるということによろしいのでしょうか。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 先ほどの質問で、急速ろ過4池については、そのまま使うような御判断をされたかと思うんですが、これはまるっきり、急速ろ過は古いものは全部廃止してしまっ、急速ろ過6池は全て新設の6池でございます。で、この工事に関しましては、古い施設は、今のまま運転をしていて、新しい施設が完成したら、これを試運転後にぱたっと切り替えなきゃならないと、そういう

ことですので、新しいものをつくりながら古い施設を壊していくと、緩速ろ過池を壊すということはこれはできません。ですので、新しい工事をしているうちは、既存施設はそのままでございます。

ですので、新しい施設が完成した後に、使用しなくなった廃止した施設をどう撤去していくかというものを、その後で検討してまいります。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 そういう意味では、今回の工事費の中には予算としては入っていないという理解でよろしいでしょうか。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 撤去費用に関しては入ってございません。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 機械電気工事、これを令和6年度から発注を予定しているというお話ですが、昨今、気候変動もいろいろございますので、当然この上水に関して電気がたくさん使われると思いますので、停電時の対策等、何か考慮をされるのかどうかお聞きしたいと思います。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 停電時の電気のほうですが、こちらに関しては電気が停電した場合には、受電がゼロになっても大丈夫なように発電機のほうについては計画してございますので、停電になっても対応できるような施設にしていまいります。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 発電機で対応するというので、蓄電池の導入は予定はしていないということで、再確認ですが。

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 発電機だけで、蓄電池に関しては予定してございません。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。



[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第16号 令和5年度那須塩原市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第16号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 続きまして、議案第17号 令和5年度那須塩原市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

管理課長。

○君島管理課長 (議案第17号について説明。)

○田村委員長 整備課長。

○佐藤整備課長 (議案第17号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 営業収入、営業外収入というんですか、下水道使用料がこれだけ公共工事で整備をしていく中、接続がなかなか渋っていて、市民の方が接続されればもっと収益が上がっていくというところも考えていかないと、今回繰入金が昨年度よりは4,000万少ないということではあるんですが、その整備にかかるお金ばかり使っちゃって、収益に関しての増益が見込めないというふうに読んでも、この予算を立てながら、これ以上の決算の結果を望みたいと思うんですけれども、その辺の要は布設した地域に対しての市民への啓発はどのようにしていくお考えか伺いたしたいと思います。

○田村委員長 管理課長。

○君島管理課長 委員がおっしゃるように、整備したものは即、接続していただきたいということになるかと思います。

そのようなことで、整備されたところ、当然に接続をしていただくような御提案かと思うんですけれども、そこにつきましては訪問するような形で、普及促進ではないんですけれども、接続を促すような形で対応をさせていただいているところをとりながらやっているのが現状でございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 最後、確認なんですけれども、単純に収益はまだ未接続のおうちの方々が接続されれば増える、単純な話なんですけれども、増えるとい

う考えていいんですね。その収益が。分かりました。大丈夫。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第17号 令和5年度那須塩原市下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第17号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

管理課、整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩とします。

再開は午後1時ちょうどいたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎建設部の審査

○田村委員長 これより、建設部の審査に入ります。  
初めに、建設部長から御挨拶をお願いいたします。

○富山建設部長 (挨拶。)

#### ◎道路課の審査

○田村委員長 ありがとうございます。  
ただいまから道路課の審査に入ります。道路課の皆さん、お疲れさまです。

#### ◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第43号 第2次那須塩原市道路整備基本計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
道路課長。

○高野道路課長 (議案第43号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

その中で、この概要版の4ページにございます。この中で、前期の6年間というお話ございました。それを受けて後期の5年間ということでございましたが、この4つの基本方針に前期の部分で、例えば課題ですとか、そういったものが反映されているのか、まず、その点についてお伺いいたします。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 4つの基本方針ということで、それぞれテーマを掲げておりますので、例えば、いろんな都市力、成長であるとか、コンパクトな安全・安心な道路整備ということで、やっぱり整備路線、ちょっと財政的な面もございまして、正直言うと、遅れている部分を今回取り戻すというのが本来ではございますけれども、その中で、ちょっとそれどおりにはいないところがあります。

ただ、ネットワーク等、やはりそれを勘案した上で整備路線のほうを選定しているというところがございます。

説明は以上でございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 最初の冒頭の説明にもありまして、厳しい財政ですとか、社会的な情勢というのを勘案してということと、今、お答えの中に、本来ですと、その遅れを取り戻すというような中であるが、こういった感じで、歯がゆい思いをされているなというもの、悩ましいところも聞かせていただいたところなんです、集中して、多分、恐らくその限られた予算というのを投資していくと思うんですが、そうしますと、この遅れている部分の取り返しの部分と整合性を取りながら、財政的なものもあるわけですが、どういった点を優先的に整備をして進めていくのか、その点、お伺

いたします。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね。やはり遅れの原因というのは、先ほど申したとおり、やっぱり交付金の内示状況とかもちろんありますし、または用地取得の状況もございまして、そんなのも見ながら、また、社会情勢とか、やっぱり周辺環境の変化なんかも当然考慮に入れまして、新しい道路が抜けたから交通の流れが変わったとかというのももちろんございます。

それから、通学路の整備なんていうのも、この10年間でもそんな声もよく上がっておりますし、その中で、限られた予算の中でどういった通学路の対応ができるのかというような、例えば歩道が無理であればグリーンベルトを施工するとか、そんなのは教育部のほうと関連して進めていきたいなというふうに思っております。

また、今回やっぱり財政的な影響がもちろんあるので、新しい道路というよりは、やっぱり今、先ほど言った新規路線として32路線、舗装修繕をメインに掲げておりますので、これはいろいろ補助金の使えるタイミングが重なったということもありますけれども、そちらのほうに当面5年間はちょっとシフトチェンジをしまして、舗装修繕ということで進めていきたい。

また、先ほどちょっと若干、整備のやっぱり費用もちょっと減少している傾向だということもございまして、新しい道路というよりは保全とか、あるいは生活道路というんですか、そんな身近な道路というのにもちょっと目を向ける必要があるのかなというふうに考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御答弁いただきました。

そうしますと、今後、新規の路線というところでも、どちらかという和生活道路ですとか、保全

のほうをメインに軸足をして、この5か年は当面進めていきたいというようなお話だと思うんですが、那須塩原市、広うございますので、そうしますと、重点的な部分で生活道路といいましても、なかなか、例えば都市部ですとか、周辺部、また、人口が密集しているところと密集していないところとあると思うんですが、そういった中でも、全体的な、総合的なバランスを見ながら判断されて、修繕とか保全に当たっていかれるのか、その点をお伺いいたします。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね。かなり広域にございますので、当然ながら地元の声はもちろん反映していきたい。この指針があるから、これ以外はやらないよということではございませんので、道路整備については、いろいろその状況に応じた声を聞きながら進めていきたいと思っていますし、舗装修繕に関しては、生活道路については、別に計画を定めております舗装修繕計画というものを定めておりますので、今後8年間の中で順次整備してくださいというのを定めておりますので、それに基づいて進めていきたいなというふうに思っております。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 関連していたら申し訳ないんですけども、この5年間整備するのに補修・修繕のほうに向かっていくという話がありました。今後、道路の進捗と人口動態、あるいは交通安全プログラム、子供たちの登校の数、そういった人数も勘案して整備を進めていくべきだと。午前中の下水道のところでも言ったんですけども、整備した後の年数がたち過ぎちゃって、その後の歩道としての活用を見いだして整備してくれればいいんで

すけれども、そこを一番通る時期に整備が間に合わないために、整備が終わった後に通う子供たちがいなくなるとか、普通の市民が通るといふ解釈ならいいんですけども、そういったところも加味しながら、前倒しにできるところはしていくというような、新整備に関しては考えていく計画になっているのかどうかをちょっとお聞きしたいんですけども。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね。委員おっしゃるとおり、やっぱりダウンサイジングじゃないですけども、やっぱり、その場、その状況でやっぱり変わってきますので、やっぱりその辺は地域の実情なんかを踏まえて、人口が伸びている、子供たちがいる、伸びているというところは、当然ながら注視して整備のほうは進めていきたいなというふうに考えております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あと、先の整備はまた違う話になってしまうとは思いますが、必ず整備するときというのは、歩道というものをつけないと道路整備と呼べないのか、あるいは道路の幅だけ広げてグリーンベルトを敷くというようなやり方とかも、こういうのも考えられるんですけども、必ず新設の道路というと、道路何mプラス歩道の1.5とか2とかというのが必要なかというのを、ちょっと教えていただきたいんですけども。その選択肢。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね。おっしゃるとおり、今、整備の方針でいくと、やっぱり国庫補助金なんかをもらって10m道路なんかをつくって、なおかつ片側歩道というパターンが多いですよ。これ2m50ぐらいの歩道というのが補助金を得る上では定められているんです。道路構造令という全

国的な仕様書がありまして、これに基づいて設計をしていく、なおかつ補助金を得られるというようなことになっておりますので、正式に言うと、それが一般的なラインだと思うんですけども、それ以外の場合というのはやっぱりあるんです。それにこだわっちゃうと、期間もお金もかかるというようなところが多々あります。

そういったときには、やっぱり地域の実情とか、もちろんお金の面も踏まえながら、通学路安全対策会議というのが、毎年、警察とか教育委員会のほうも含めてやっておりますので、その中で優先度を洗い出して、幅員が狭いからグリーンベルトでしのいでいこうというようなところも正直ございますので、その辺は各関係部署等の意見を聞きながら選定していくというやり方だと思います。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 基本方針が1から4まで掲げられておりますけれども、今の那須塩原市の現状に合わせた道路の改修をしていかないといけないと思うんですけども、例えば、関谷地区で学校統廃合があって、この4月から関谷小学校のほうに5つの学校が集まるという現実が、実際に4月から開校するという現実があるんですけども、それに関連して何か道路に関して、何か工事というか施策がこの中のどこら辺にあるのか、ないのか、ちょっと教えていただければと思います。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 箒根学園の建設に伴って、その周辺道路というお話でしたけれども、特にそれに直接結びつくような整備というのは、今のところは計画はございません。なので、当然ながら、5つの学校が集まるということで、その交通の通学形態を把握した中で、先ほど言った通学路の推進会議の中で情報交換をしていきたいなというふうに

思っております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 あともう一つ、少子高齢化の中で、やっぱりこれから高齢者も増えてくるという世界があるかと思っておりますので、ある意味で、今まで、特に県北のほうは車社会に今なっておるんですけども、いろいろ社会情勢からやっぱり車から人へというか、そのこの転換が必要だと言われておりますので、やっぱり人が歩く空間、それが重要になってくるかと思うんですけども、そういう点については、どういうふうにご中でお考えになっているかをお聞かせいただければと思います。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね。やっぱり車から人へという転換というの、確かにそんなお話は聞きまじすけれども。

そうですね。その辺りもやっぱり情勢をちょっと見極めながら、どうしてもやっぱり通学路、子供たちが優先というような風潮がありますので、学校の周りを整備していくというところもございまして、それ以外にも、病院であるとか、砂利道なんかもやっぱり関谷地区は残っていますし、その辺を、生活道路という先ほどありましたけれども、順次状況を見ながら考えていきたいなというふうに思っております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 最後に、今回、第2次那須塩原市道路基本計画の改定ということですけども、いろいろ数字はいっぱい上がっておるんですけども、路線の数とか、新規とか継続とかあるんですけども、この裏づけとなる、予算的なものの裏づけがこの表の中にどこにも載っていないんです。それはどういうふうに見ればよろしいんですか。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 財源ということですか。

そうですね。こちらの計画には載せておりません。当初のほうには、先ほど申した10年間で116億円というのは示しておりますので、財源でお話ししますと、やっぱり先ほど言ったように、国庫補助事業を使っているんです。これはほとんどそうです。ということで、約半分が交付金を充てているということで進めております。

それから、ちょっと細かい部分の、路線の積み上げは当然しておりますので、この路線では何年かかって、どのぐらいかかるというのがバックデータとしては持ち合わせておりますので、それで積み上げて、11年間で97億円というようなことで試算しております。

以上でございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第43号 第2次那須塩原市道路整備基本計

画については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第43号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第9号の説明、質疑、 討論、採決

○田村委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

道路課長。

○高野道路課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

執行計画書120ページ、8款土木費、2項1目道路橋りょう総務費、その中で、道路台帳整備事業費2001事業についてお伺いいたします。

委託料、その他の委託料のところに、デジタル道路台帳補正、道路台帳管理システム保守とありますが、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 管理係長。

○大島管理係長 道路台帳の整備についてなんですけれども、道路法で道路台帳を整備するということは義務づけられておまして、現在、道路課のほうでは、管理している道路台帳がデジタル化と

いうことでデータで管理している形になりまして、毎年の道路の整備状況とか開発受入れに合わせて、道路法に基づいて整備しなきゃいけない台帳を整備する予算となっております。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

そうしますと、その法に基づいてデジタルの管理ということで、恐らく、地図上変更がある点とか、道路が増えてみたり、建物が増えたり、そういったところの改修とか、そういった認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 管理係長。

○大島管理係長 おっしゃるとおり、そのとおりです。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

それでは、続いて、124ページでございます。

8款土木費、2項3目道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業費1001事業についてお伺いいたします。

その中にあります委託料、設計測量管理委託料にあります詳細設計、田島通り線について、まずお伺いいたします。

内容をお伺いします。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 田島通りということの内容なんですけど、これ、場所は西那須野駅方面から野崎の工業団地のほうに向かってくるドライブインなんかがあるところの交差点なんです。二区町の交差点から矢板方面に行ってコンビニなんかがあるところの斜めに接続する道路なんですけれども、これ今、国のほうで進めている矢板大田原バイパス、これが今後整備していくという予定でございますので、あそこの取付け部分の改良を同時に進めて

いく必要があるということでございますので、今、国とも逐次調整しているんですが、今後、ちょっと数年先になると思うんですが、今、そのあたりの部分で、国の部分は国、市道の部分は我々がというふうを受け持つということで、今、調整を進めていますので、その辺の改良の計画案、詳細設計を来年度行いたいということで、予算のほうの計上させていただいています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 説明いただきました。

そうしますと、国との連動の中で、市のものは市、国のものは国ということで分担してやるわけでございますが、そのことによって工事費の軽減とか、そういったものを見込んで、併せてこの詳細設計を見込まれたのか、その点について確認をいたします。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね。直接的には、それで費用が安くなるということはそこまではないのかなとは思いますが、当然、作業が関連しますので、同じところを測量が入るということ、そんなだぶるようなところは少しは軽減されるのかなと思いますし、何よりやっぱり設計、調査が一体となって進むのかなということで、双方にメリットはあるのかなというふうに思っております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

続いて、同じところでございます。

詳細設計、用地測量、物件調査ということで、宇都野野崎北線ということでございます。また、併せて、物件調査、湯街道2号線ということの記載がございますが、2点の内容をお伺いいたします。

○田村委員長 用地係長。

○浦田用地係長 御質問の点についてお答えいたし

ます。

まず、宇都野野崎北線の詳細設計、用地測量、物件調査なんですけれども、この宇都野野崎北線というのは、県道の関谷上石上線と県道の矢板那須線をつないでいる市道となっております。

こちらの道路なんですけど、カーブがちょっときついついところがありまして、両脇塀がありまして、ちょっと見づらいということで、地元から改良の要望が出ていると。あと、ちょっと事故等があるので改良してほしいという要望が出ていることから、改良の計画ということで、来年度、その改良の詳細設計及び用地を一部取得する必要があることから、その用地を確定するための用地測量、また、所掌する物件の補償をするために物件調査を行うものでございます。

ただ、湯街道2号線の物件調査に関しましては、同じく用地取得をするために所掌物件を補償するんですけれども、この補償、当初、用地測量とともに物件調査をしているんですが、どうしても補償単価が毎年度変わる、国の単価が毎年度変わるということで、その補償金額の再算定をするために物件調査をするものであります。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 地元の声を受けて、要望を受けて、市のほうで対応されているものということで確認、了解いたしました。

続きまして、124ページ、下のところですが、市道単独道路整備事業費4001事業についてお伺いいたします。

こちらの委託料、設計・測量・監理委託料のところに、詳細設計、下中野地内認定外道路境界くい復元とありますが、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 この下中野地内認定外道路という

ところなんですけど、この事業といいますのは新南・下中野線関連なんです。下中野地内、令和大橋の左岸側、下中野地内のところに接続する能動的なものなんですけれども、これを整備するに当たっての境界ぐいの復元が、ちょっと赤道が公図とずれているようなところがありまして、その部分の調査をまずしたいということで、予算のほうを計上してございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 令和大橋の絡みの部分のところということで了解いたしました。

続いて、次ページでございます。

125ページ、8款土木費、2項3目道路新設改良費、工事請負費、工事請負のところにあります既存更新西三島地区ゾーン30、下中野地内認定外道路の内容をお伺いいたします。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 まず、ゾーン30のほうでよろしいですか。

ゾーン30ということで、西三島地区で行う碁盤の目のエリアの部分、ゾーン30というのは、速度の規制が30キロ規制にするということで、路線ごとの単体ではなくてエリアで指定しようということで、これ実はもう平成25年あたりに一度、4号線の一角についてはゾーン30の指定になっているんです。

あそこ、碁盤の目へ入るときにグリーンの路側帯の表示でゾーン30なんていうの、もう御覧になったかどうか分かりませんが、そんなのがエリアでちょっと指定されていて、今回、また新たにそれを拡大していこうというようなお話が、やっぱり効果はあるんですね、あれ。30キロ規制ということで、ある程度の効果が得られたということで、もっと拡大していこうということで、今回、警察と、あとまた地元と、ちょっとそんな声



が上がりまして、我々の部分については、区画線であるとか、その下地の舗装であるとか、その辺を我々が担当するんですが、警察のほうでは規制の部分、標識であるとか、その規制の部分について分担してエリアを拡大していこうというようなことで、予算のほうを計上してございます。

下中野地内の認定外道路につきましては、先ほど説明もいたしました同様のところでございます。令和大橋の下中野関連の農道の部分の整備というような、農道に類する部分の道路の整備ということでございます。

以上です。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 先ほどの益子副委員長の関連なんですが、120ページの道路台帳整備事業でのデジタル道路台帳の補正というところがあるんですけれども、このデジタル道路台帳のサポートしている種類とか、あるいは範囲とか、道路の種類範囲を分かれば教えていただけますか。

○田村委員長 管理係長。

○大島管理係長 あれですか、どういったデータが見られるとか、そういったお話でいいでしょうか。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 まず、市道は当然この中入っていると思うんですけれども、市道以外の赤道とか認定外道路とかいろんな種類があって、当然その上には県道があって、国道があるわけなんですけれども、どこまでサポートされているかということです。

○田村委員長 管理係長。

○大島管理係長 基本的に、市が道路課で管理している道路とか、いわゆる道路法で認定されています、いわゆる市道何号線とかそういったもののほかに、いわゆるそういった認定を受けていないんですけれども、道路課で管理している赤道とか、

あとは、水路、いわゆる青地とか、そういったものとかになります。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 その例えば道路情報を、何か参照したいということであれば、例えば市民がそれが可能かどうかお伺いしたいんですけれども。

○田村委員長 管理係長。

○大島管理係長 内容によって、全ての内容というわけではないんですけれども、基本的に、いわゆる市道何号線とか、そういったものについては公開が原則になっていますので、閲覧の申出があれば自動的に公開するという形になります。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 了解いたしました。

それから、あと、道路というと当然市道以外にも県道があったり、国道があったりするわけですので、市民が使うのは特に市道という意識で使っているわけじゃなくて、全てが道路という意識で使っているかと思うんですけれども、当然これ修繕とか新設の工事の関連で、ここに出てくるのはどちらかというと市道という世界がほとんどだと思えるんですけれども、ただ、分かりにくいのは、この計画、要するに国道とか県道の計画がどういうふうに市道に影響してくるかというのがなかなか分かりづらいんですよ。そういう意味では、おまけに国道でも3桁国道は大田原土木さんですから、国ではないよと。県ですよという格好になるかと思うんですけれども、例えば3桁の国道400号なんかはなかなか改良が進んでいないように思うんですけれども、この大田原土木さんとの道路を改修するに当たって、何かお話し合いは定期的に行っているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね、当然県道と市道の連

携というのはある。ネットワークとしては必要なところですので、そんな話合いはもちろんしています。毎年要望もしていきまして、この辺のこの部分を市として要望したいんだというところも当然そういった情報交換もしていますし、あと、やっぱり今は北那須野道路網の検討会なんていうのも今組織していきまして、大田原土木含め、那須町とか大田原とか、1自治体で完結する話じゃないので、やっぱり道路というのは。そういうところで、そういった組織を立ち上げて、本当に必要な道路はどこなのかというようなのは年に数回ほど今検討して情報交換をしているというようなところでございますので、そういったものが基となって、こういった計画に反映されていくものかなというふうに思っております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
齊藤委員。

○齊藤委員 昨年度は道路予算が18億円ぐらい削られて、今回は大体昨年度と比べると7,000万ぐらいまた下がっているということで、全体的に予算が圧縮されなければいけないという市全体の予算の構成も分かるんですけども、問題は、これ予算立てしてもらってもいいんですけども、その工期について受ける業者が結局てんでこ舞いになっちゃって、1年間でこれだけの、年間通してやる整備の内容もあると思うんですけども、しっかり回るのかどうかというところも計算して、この予算立てしているのかというのを確認したいんですけども。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね、工期ですか。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 聞き方が悪くてすみません。要は年間通して3月に集中工事みたいではなくて、これだけ予算確保できれば、もう年度当初から4月、5

月からずっとうまく回せて、しっかりと消化できそうですかという話です。

○田村委員長 道路課長。

○高野道路課長 そうですね、

○高野道路課長 やっぱり1会計年度が原則ですので、やっぱり3月の末、まさに今月が工期の末であるので、どうしてもやっぱり、ただ、発注状況なんかを公表してはいますが、道路改良工事なんていうのは3,000万クラスの工事がありまして、そうすると、やっぱり工期が長いんですね、結構ね。割と長く設定しておるといような市道もありますし、週休二日制なんていうのを、それを見据えた工期設定なんていうのもあるので、なかなかやっぱり発注できる時期というのが限られてきてしまう。さっき言った国の交付金なんて内示が出るのもやっぱり4月、5月とかというふうになるんで、そうすると、それから設計をして発注すると、もうすぐ夏になってしまうと。そうすると、3,000万クラスのやつはもうやっぱり3月に必然的に集中してしまうというところもございますので、やっぱりそれはちょっと、そうですね、平準化といいますか、そういったものも必要かなということで、我々市としても債務負担行為ということで、ゼロ債というふうに呼んでますけれども、年度内で準備をして、4月早々に取りかかれるような、そんな対策もしておりますので、だから、そういう平準化を図るといような取組もでございます。そんなことでちょっと努めていきたいなと思っております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○田村委員長 休憩前に続き委員会を開きます。

—————◇—————

#### ◎都市計画課の審査

○田村委員長 ただいまから都市計画課の審査に入ります。都市計画課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○田村委員長 都市計画課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 歳入のところにあった土地区画の売買、不動産収入ということで、これ例年うまく売れているんですけど。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 分譲地の売買ということだと思いますけれども、実績で言いますと、ちょっとお待ちください。令和3年度が2区画売れています。那須塩原駅西地区が1か所、あと西那須野地区、これは西大和地区になるんですが、そこが1か所売れています。令和4年度は那須塩原駅西地区1か所売れています。これは住宅メーカー、ちょっと広い土地だったものですから、1,367㎡ぐらいある土地だったものですから、住宅メーカーのほうに売っております。

以上となります。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 多分塩原の区画が苦戦していると思うんですけども、何かこう売るために考えている策はあるんでしょうか。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 一応関谷地区ですね、令和2

年に1区画売れて以来、その後ちょっと売れていないところ。今看板等を設置したり、そういった部分でアピールはしているところ。今後また売る方策については、居住誘導区域とかにもなっていますので、何かそういうのでうまく誘導施策でもあればということで考えたいかなと思っています。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これ全体的な区画で何分の幾つ、関谷地区は何区画中の1つというのはあるんですけど。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 現在、関谷地区は13区画が売れ残っています。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、じゃ、せっかくなんで、関谷地区と那須塩原と西那須野と残り全部教えてください。何区画残っているか教えてください。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 西那須野地区につきましては令和3年で完売しております。那須塩原駅西地区、こちらについては2区画残っております。関谷地区が13区画です。関谷地区につきましては販売を保留している部分もあるんですが、それは箒根学園等の駐車場で使っていると、そういった理由で2区画ほどが保留としております。

以上でございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。執行計画書126ページでございます。8款土木費、4項1目都市計画総務費、都市計画総務費1001事業についてお伺いいたします。

委託料、その他の委託料のところにあります都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定支援

の内容についてお伺いいたします。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 都市計画マスタープランと立地適正化計画の内容ということでお答えさせていただきます。

まず、都市計画マスタープランにつきましては、令和7年で期限を迎えるということで、来年度から2か年の作業で計画を策定する予定でございます。

内容としましては、都市計画マスタープランというのは、都市計画法第18条で定めなさいというものになっております。その中で現在のマスタープランの例を取りますと、全体構想と地域別構想、そういった2本立てで計画を立てるものでございます。

全体構想につきましては、総合計画から引っ張っております基本的な方向性とか、そういった部分を加味しております。あと、分野別方針というもの全体の中では策定します。その全体の方針としましては、土地利用の方針、交通体系の整備方針、緑と水環境の整備保全の方針、市街地の整備方針、観光拠点の整備方針、景観づくりの方針、安全で安心できるまちづくりの方針ということで、これは現在の都市計画マスタープランの中の整備方針ということで例に取って挙げさせていただいております。今度の都市計画マスタープランにつきましては、これから策定部会等をつくりまして、その部分からちょっともんでいくような形になります。

もう1個の地域別構想につきましては、今の都市計画マスタープラン自体が合併する以前の都市計画マスタープランを集めたような形のものでございます。そういった形で地域別構想が合併以前のコミュニティ単位とか、そういった単位で作られているものでして、今現在12の地区に分けて

つくっているものでございます。今後、その地域別を12区画ではなく、もう少し大きく立的なエリアで捉えるとか、そういった部分は今後検討していきたいと考えております。

続きまして、立地適正化計画のほうの変更でございますけれども、立地適正化計画の変更につきましては、都市再生特別措置法の一部改正というのが令和2年9月にございまして、その中で防災指針を立地適正化計画の中に盛り込むことということになっております。防災指針を盛り込むということで、立地適正化計画の中に浸水リスク想定区域とか、土砂災害警戒区域とか、そういったハザード的な区域がございますので、そういった部分が立地適正化計画に入っている場合には、避難誘導路とか避難公園とか、そういったものを計画の中で明記するような変更となります。

以上でございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。両計画とも法改正なども含めていろいろな対応をされていくというようなことで了解いたしました。

それでは、続きまして、次ページ、127ページ、8款土木費、4項1目都市計画総務費、開発帰属施設管理費、4001事業についてお伺いいたします。

その中にあります委託料、その他の委託料のところにあります開発帰属緑地等草刈、立木伐採1か所というような説明があったかと思うんですが、どのような内容なのかお伺いをいたします。

○田村委員長 都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 まず、開発緑地1か所ということで、これは西那須野高柳地区ですかね、そこに分譲開発とともにある緑地がございます。その草刈り等を予定しております。それ以外に、ちょっとお待ちください。現在、雨水浸透槽が550か所ございます。その伐採も先ほどの説明で一

緒に説明したところです。緑地が8か所と。こちらは計画に基づいて、毎年少しずつ予算の範囲で修繕等をやっているところでございます。

以上でございます。

○益子副委員長 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市計画課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時40分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時40分

○田村委員長 休憩前に続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎都市整備課の審査

○田村委員長 ただいまから都市整備課の審査に入ります。都市整備課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

#### ◎議案第42号の説明、質疑討論、

##### 採決

○田村委員長 それでは、議案第42号 那須塩原市住宅マスタープランについてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

都市整備課長。

○増子都市整備課長 (議案第42号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

副委員長。

○益子副委員長 ご説明いただきました。

概要版でご説明いただきましたので、概要版に沿って質疑をいたします。

こちら、ページで言いますと2ページになります。

第2章のところの住宅施策の基本的な考え方というところに、この現計画からの主な変更点ということで、国及び県計画の動向を踏まえて新たな視点を追加というところにあります。新たな視点

というところを見ますと、災害対策の充実、新しい生活様式の対応とありますが、こちらを追加した経緯を改めてお伺いいたします。

○田村委員長 都市整備課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、もうちょっと再度具体的に言いますと、まず、災害対策の充実というのは、結局最近の自然災害等を意識したものだ。次の新しい生活様式への対応というのは、いわゆるコロナ関係で、生活様式も我々の生活もちょっと変化が生じているというようなところを意識したものでございます。

こちらについては、5年前に比べて、こういった我々を取り巻く周辺環境が変化が出ているというようなところがあるものですから、これらを抜きには、ちょっと今後は語るのが難しいということで、新たに加えた次第でございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 了解いたしました。

そうしますと、続いて4ページになりますが、第三者の部分の重点的に取り組む施策の部分で、現計画からの主な変更点というのは特に変更ないというお話でございましたが、先ほど課長からご説明があったとおり、新しい視点の追加があったんですが、その点の部分に合致するような施策というか、そういうものは改めて記載がなくて、別に視点は入れたけれども、そういったものには影響はないというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 都市整備課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、変更点は変更なしというのは、基本的な大きな分類としては、以前のとおりやっていると、今後も。

しかしながら、その内訳としては、ちょっとページでいうと3ページのほうになるんですけども、この施策の展開のほうのこの真ん中の囲みの

中に、ちょっと先ほど触れましたが、赤字で書いてあるところですね。真ん中辺に5事業、4事業とありますけれども、こちらのほうに先ほど述べましたコロナ関係、コロナ関係の話としてもうちょっと具体化するとテレワークの生活等、最近は多く出るような形になったこと及び8番のほうについては、先ほど述べました自然災害等々への対応という形になっております。

ですから、具体的に見ますと、こちら3ページのほうで、それらの内訳として、追加の表現をしているというような形になっております。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 ご説明いただきました。

そうしますと、大きなその計画自体の大きな変更点はないが、新しい様式ですとか、先ほどおっしゃっていただいた環境の配慮の部分ですとか、そういったものも踏まえてその計画の隅々の部分には記載があって、それをもちろん踏襲して行っていながら、この計画を推進していくというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 都市整備課長。

○増子都市整備課長 さようでございます。

そのとおりで間違いございません。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 新たな指針も入れながら見直しを行ったということで、今後この住宅マスタープランも含めてなんですが、空き家とか空き地が増えていく中でのマッチング、使用用途というのは住むだけではなく、今言われたとおりテレワークであったり、都内からこちらに活用してくださるといふそのマッチングの種類が、多分この都市整備課だけでは範疇越えた分野横断的な連携については

どのように考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○田村委員長 都市整備課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、大きく言えばマスタープランの中にはもちろん入ることなのですが、個別的な計画といいますと、空き家対策のほうにもちょっと関連がしてくるのかなというふうに思っております。

こちらについては、やはりまた空き家を取り巻く環境や考えというのも、変化が生じることは我々もちょっと感じているところでございます。

また、今ありましたが、空き家のみならず空き店舗等々のこともありまして、店舗になるとちょっと分野横断的になりますが、ちょっと他のセクションが、部局が持っているという事実もございます。

しかしながら、そちらの関係部局とは日頃からいろいろ情報の交換等々を行っているところでありますので、特に計画書に記載がないにしても、それらについては日々対応しているというようなところでございます。

以上です。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうですね。もう肅々とこれやっていくしかないですし、人口減の中でどういうふうにご利用していくかということと、新たなおうちに關しては、先ほど言ったとおり、エネルギー政策でZEHを使って促進していくと。安全性にも高く、環境にも優しい住宅を開発しながらも、それに今まで人を守ってきたおうちが空いていくわけですから、そこの中で、基本的にこの計画に沿ってやっていく中での利用価値の部分も今、課長が言ってくれた中で、ここには実質書かないにしても、そういった利用価値のほうからの観点で何とか埋めていっていただきたいのと、あと、

適正な管理ですよ。残しておいても仕方のないものも含めて、何とか整備を引き続きやっていただきたいと思います。すみません、意見になってしまいました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第42号 那須塩原市住宅マスタープランについては原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第42号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第9号の説明、質疑、採決

○田村委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

都市整備課長。

○増子都市整備課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

副委員長。

○益子副委員長 ご説明いただきました執行計画書の129ページ、8款土木費、5項1目住宅総務費、役務費の部分にあります負担金、補助金及び交付金の補助金ネットゼロエネルギーハウス、いわゆるZEHですね、ZEHの普及の促進事業についてお伺いいたします。

その中で、課長が今ご説明いただきましたが、それぞれの積算根拠をお伺いいたします。

○田村委員長 空き家対策係長。

○遅沢空き家対策係長 では、ZEHのほうの件数の根拠となります。

こちらにつきましては、栃木県のほうで公表している新設住宅持ち家件数、こちらのほうのデータを那須塩原市と栃木県のほうで割合を出しまして、そちらのほうを環境共創イニシアチブという国の補助金を取り扱っている団体、こちらのほうで公表している栃木県のほうの件数、こちらに割合を掛けたもので計算を出すようにしております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、その団体のほうの公表しているものに掛け合わせということであるんですが、そうしますと、県と市の割合ということであると、それぞれその分の掛け合わせの部分で不足はないと感じているのか、お伺いいたしま



す。

○田村委員長 空き家対策係長。

○遅沢空き家対策係長 こちらの件数のほうにつきましては、いろいろ検討した結果、適当な算出できるものがちょっとなかったものですから、住宅新設の持ち家件数というふうなもののデータのほうを使わせていただきました。

あくまで新設の持ち家の割合という形で出していますので、当然ぴったりの数字というようなZEHの件数というもの、ずばりのものが出てこないものですから、そちらのほうにつきましては、ある程度の割合という形のところを採用させていただくという方法を取りました。

○田村委員長 都市整備課長。

○増子都市整備課長 すみません、ちょっと補足させていただきます。

額のほうの根拠もちょっと問われていると思いますので、これ、参考までなんですけれども、国のほうの補助金についてはZEHに対してが55万円、ZEHプラスについては100万円というのが経済産業省からの補助として今行われております。

ですので、うちのほうの、市のほうの補助額として見ますと、ちょうどではありませんが、おおむね国の半分程度というようなところを目安にした経緯がございます。

なお、補助については、国の補助及び市の補助も両方申請することも可能という形で見込んだところでございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 それぞれお答えいただきました。ありがとうございます。

その中で、課長から私聞きたかった部分御説明いただいたんで、とても参考になったんですが、そうしますと、そこの部分、今回の予算に上がっ

ています予算が、もしこの予算が不足してしまうほど申込み的なものありましたら、また補正などとか、そういったもので対応されるのか、その後の対応についてちょっと伺いたいと思います。

○田村委員長 都市整備課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、補正で再度要求するというのも1つの選択肢だと思います。

しかしながら、いわゆる来年度が初年度、手始めになるものですから、ちょっとその辺のどれだけの過不足があるか、現在のところは、見込めない、ちょっと想像できないというのが実情でございます。

ですから、ある程度特に期限を決めているわけではありませんけれども、四半期ぐらいをめどに流れを見ながら、それらの、その後の対応というのは、考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 先ほどそういったことをなぜ伺ったかといいますと、やはり先ほど課長のお答えの中にありましたとおり、今回その環境に配慮した取組というものが、本市に限らず全国的にも世界的にもそういった風潮で流れでございますし、もしかすると、今回の予算が計上された中でも不足が生じた場合はどうするのかなということ、疑義が生じたものですから伺った次第です。

そういった中ですと、今、課長の中で、今回はどういった反響があるのか分からないのでということであったので、そういった流れを受けて、考えていかれるというような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 都市整備課長。

○増子都市整備課長 そういったところを加味して、今後の対応というのは考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 空き家対策費の特定空き家解体費が1,080万計上されているんですが、これはあくまで何かあったときの用で用立てしているのか、それとももう先に何か決まっていて、使うものなのか教えてください。

○田村委員長 空き家対策係長。

○遅沢空き家対策係長 補助金の特定空き家等解体費補助金ということでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、今までもやっている特定空き家の解体補助ということで、通常上限50万、居住誘導区域につきましては70万という形の補助金のほう、そちらほうを見越して計上しているものとなります。

特定空き家の解体というふうなもので計上しているものではなくて、あくまで補助金、市民の方が自主的に特定空き家を壊すものの補助金という形で計上しているものであります。一応こちらのほうは居住誘導区域のほうを9件、居住誘導区域以外のものも9件ということで、合わせて1,080万円という形で計上のほうしております。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後3時15分といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎建築指導課の審査

○田村委員長 ただいまから建築指導課の審査に入ります。建築指導課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第25号の説明、質疑、採  
決

○田村委員長 それでは、議案第25号 那須塩原市  
手数料条例の一部改正についてを議題といたしま  
す。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま  
す。

建築指導課長。

○三輪建築指導課長 (議案第25号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

副委員長。

○益子副委員長 ご説明いただきました。

今の課長から説明いただいたとおり、より細分  
化されて、手数料ですとか、区分が明確化された  
んですが、今回のその改正によって、どのような  
効果を期待されているのか、お伺いいたします。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 今回の改正の内容でどうい  
う効果かということですが、まず、第1条につ  
きましては、既存ストック、既存住宅の省エネ  
改修の円滑化という内容になっております。

ただ、今回の改正の内容を見ますと、なかなか  
本市に該当するものはないのかなというふう  
に考えております。

また、第2条につきましては、向上計画の認定  
の関係と低炭素の関係になってきますけれども、  
こちらにつきましても、集合住宅の関係が今回  
変わってくるわけですが、本市において1戸  
建て住宅については申請がありますが、なか  
な共同住宅、非住宅についての申請はない  
もので、今回の改正においての影響という  
のはないと考えております。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 現段階ですと両方とも本市には該  
当しないものがあるなということで了解いたしま  
した。

そうしますと、今後を見据えて、こういった法  
的なものも準備しており、そういうときは素早  
く対応できるような、そのように備えていると  
いうような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 建築指導課につきましては、  
建築基準法に基づく特定行政庁ということで、  
審査機関になっております。そうしますと、  
審査機関となりますと、東京と宇都宮市と  
同等の基準で、同等の審査手数料という  
ような考え方になってきますので、  
実際に都内であっても地方にはない  
ということが、そういう事案であ  
っても、我々としては用意をしてお  
かなければならないということ  
での今回の改正であります。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に  
入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はご  
ざいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び  
質疑を終了したいと思います。異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終  
了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終  
了したいと思います。異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 那須塩原市手数料条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### ◎議案第9号の説明、質疑、採決

○田村委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
建築指導課長。

○三輪建築指導課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 119ページの先ほど2つ、木造住宅耐震の診断と改修費のやつを件数減らしたという説明があったと思うんですけども、これというのは、コロナとか何かそういう外の影響があつての申請の件数が減ったというふうに踏んでこの予算立てなのかどうか、確認させていただきたいんですけども。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 こちらの減額の理由、コロナではということですけども、コロナとかさうい

う関係ではなくて、令和2年度末と令和3年度末に、2回に分けて那須塩原市全域の対象となるであろう住宅の所有者宛てにダイレクトメールを送らせていただきました。

その影響で今年度予算額を増額したわけなんですけれども、その影響も令和4年度の実績を見ると、そこまでは成果はないであろうというようなところを考慮した上での減額ということでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 自分の記憶が間違っていたら申し訳ないですけども、これ、1回すごい申請が来て、補助金足りなくてという年ありましたっけ。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 補助金が足りなくなった年があったんじゃないかという質問ですけども、こちらにつきましては、第1回目のダイレクトメールを出した後の令和3年度の耐震診断については、そちらのほうの申込みが殺到したという状況がありました。ただ、令和3年度の耐震改修、建て替えについては、それほどではなかったというのが現状でございます。

以上です。

○田村委員長 そのほかはいかがでしょうか。

堤委員。

○堤委員 すみません、ちょっと基本的なことで。

119ページの建築指導費の中の建築行政共用データベースシステム、これの共用範囲、どこで共用したのか、県と共用したのか、あるいは国も含めて共用しているのかということと、それから、もう一つ、これの主な業務で、どういう面で使われているかお聞きかせいただければと思います。

○田村委員長 建築指導課長。

○三輪建築指導課長 こちらの内容につきましては、実際に使用しています審査係の係長のほうから説

明させていただきたいと思います。

○田村委員長 審査係長。

○千田審査係長 このデータベースシステムにつきましては、国とも内容が連携しております、例えば建築士さんの免許が登録がしっかりとされているかや、あとは民間機関さんの内容等もそのデータに盛り込みまして、過去のデータも、その中でいろいろ集計等する場合に利活用できるような内容になっております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 ちょっと分かりにくかったんですけども、要するに、既存の住宅のデータも入っているし、新規で建てられた建物もこれに登録されるということによろしいですかね。

○田村委員長 審査係長。

○千田審査係長 さようでございます。

○田村委員長 あとはよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

建築指導課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

—————◇—————

#### ◎その他

○田村委員長 本日の審査事項は全て終了となりました。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 事務局から何かありますか。

〔発言する人なし〕

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○田村委員長 それでは、以上で本日の委員会を散会いたします。

大変にお疲れさまでした。

散会 午後 3時49分

## 建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和5年3月9日（木曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員長	田村正宏	副委員長	益子丈弘
委員	堤正明	委員	室井孝幸
委員	齊藤誠之	委員	平山武
委員	松田寛人	委員	眞壁俊郎

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

市民生活部長	磯真	環境課長	亀田康博
環境課長補佐	伊藤隆	環境保全係長	中山和成
環境衛生係長	梅田千尋	廃棄物対策課長	大野薫
廃棄物対策課長補佐兼施設係長	福田真二	一般廃棄物対策係長	伊藤靖
産業廃棄物対策係長	豊田幸太郎	生活課長（消費生活センター所長兼務）	鈴木正宏
生活課長補佐兼交通対策係長	佐々木玲男奈	くらし安全安心係長	辰田英子
市民課長	高塩浩幸	市民課長補佐兼戸籍係長	高橋美由紀
市民係長	青木朋美		

### 出席議会事務局職員

書記 室井理恵

### 議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔市民生活部〕

- ・市民生活部長挨拶

〔環境課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和5年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第14号 令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

〔廃棄物対策課〕

- ・議案第31号 那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例の廃止について
- ・議案第37号 第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和5年度那須塩原市一般会計予算

〔生活課〕

- ・議案第38号 第2次那須塩原市地域公共交通計画について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和5年度那須塩原市一般会計予算

〔市民課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 9 号 令和5年度那須塩原市一般会計予算

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き建設経済常任委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。

◎市民生活部の審査

○田村委員長 市民生活部の審査に入ります。

初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○磯市民生活部長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございます。

◎環境課の審査

○田村委員長 ただいまから環境課の審査に入ります。

環境課の皆さん、お疲れさまです。

環境課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、

採決

○田村委員長 (議案第9号について説明。)

説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 89ページの先ほどのクビアカツヤカミキリ被害の木の伐採の推進ということなんですけれども、これはもう被害にあったものを切るしかないという事業でよろしいのか、確認させてください。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 ごく軽いものについては薬剤注入とかの方法もございますが、もう枯死寸前とか、ひどい状態のものはもう伐採をするしかないということから、この補助金を要求するものです。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この20万円でありますと、どのぐらいの規模が対応可能なのかは。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 木の幹の太さとか本数にもよりますが、伐採、細かく切断、それから運搬の費用ということでございますので、それをフルに使った場合は、この補助金の額にはなるのかなという予測はしてございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 説明的には、個人というお話を聞いたんですけれども、果樹園みたいなのをやっている人たちではなくて、我々みたいな一般市民の方にもということではよろしいですね。はい、分かりました。

さっきの一番最後にあった放射能対策費の放射線マップの測定、317か所なんですけれども、これ、頻度は今どのぐらいの割合でやっているのか、教えてください。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 年2回でございます。

○齊藤委員 はい、分かりました。

あともう1個、88ページの犬猫の避妊・去勢手術ということで、毎年度同等の金額をつけていた



だいてるんですけれども、こちら多分需要が結構あるような気がするんですけれども、増額は検討しなかったのか、お伺いしたいと思います。

○田村委員長 環境衛生係長。

○梅田環境衛生係長 犬猫避妊助成費用なんですけれども、実施から5年になっておりまして、件数的には大体横ばい状態から若干多めになってきて落ち着いてきておりますので、前年度と同額ということで要求しています。

以上です。

○田村委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 分からなくて、申請ができなかったという事例はなかったですか。飼って実施するまでの……

○田村委員長 係長。

○梅田環境衛生係長 あわせて、県のほうでも犬猫避妊の助成のほうPRをしております、今のところ申請漏れがありましたとか、そういったものは上がっておりません。

○齋藤委員 はい、分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

松田委員。

○松田委員 先ほどのクビアカツヤカミキリの件なんですけれども、これって小山市かどこかは奨励金、500円くらいの奨励金出してやっておりますよね。うちはこの補助、20万円でやるという、ほかは奨励金としてやっている町のほうも結構多かったように感じるんですけれども、うちはこの形のほうがやっぱりいいということで決めたんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 やはり県との協調補助ということをもまず第一に考えましたことから、県から6分の4、うちから6分の1の補助ということで、財政的にも安定した事業となるように、このように設

定してございます。

○田村委員長 そのほか。

副委員長。

○益子副委員長 執行計画書89ページ、4款衛生費1項5目環境保全費、その中で、今皆さまから上がっている自然保護対策推進費、4001事業の新規事業、クビアカツヤカミキリ被害の内容についてお伺いします。

先ほど齋藤委員、松田委員のお話にあったんですが、関連なんです、この20万円ということで個人を対象にされるということだったんですが、この事業は、個人で例えば先に伐採をして、後からその費用を請求とか申請というような形になるんでしょうか。その点はいかがですか。

○田村委員長 係長。

○中山環境保全係長 こちらの補助金手続につきましては、まずはその被害が確認された時点で、当然私たちが現場を見て、まずは今回のクビアカツヤカミキリによる被害なのか確認していますので、その後に基本的にこちらの補助金の御案内とかをしておりますので、基本的には事後での手続ではなくて、あくまでも事前での手続が必要かと考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、事後でなくて、事前に御相談をして内容を確認した上で対応ということで、その点、了解いたしました。

そうしますと、周知の方法が必要かと思うんですが、いかがされるのか、お伺いいたします。

○田村委員長 係長。

○中山環境保全係長 周知につきましては、まずはこちら被害木かどうかについてというところが一番最初のスタートかと考えておりまして、被害木かどうかにつきましては、先ほどもお話ししたかと思うんですが、市なり県の職員たちが現地のほ

うを見まして、カミキリ虫だったり他による被害なんかも考えられますので、そういった点も含めて、まずは被害木の確認からして市のほうで積極的に関わるような形でやりますので、その時点で被害木と判断した上で、当然こちらの補助金の周知を所有者の方に説明する形で考えておりますので、その周知の漏れがないという形では考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 周知の漏れがないような対応ということで了解いたしました。

そうしますと、恐らく事前に個人の方もこういった症状がクビアカツヤカミキリに被害を受けているものというのを分からない段階ですと、なかなか市のほうに相談をすとか、そういったこともできないかと思うんですが、その事前の周知というか、市民の方にこういうものが出たら御連絡ください的な、そういった周知の方法はいかが考えているか、お伺いします。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 これは昨年度もこのクビアカツヤカミキリに関する広報記事を載せさせていただいた結果、これはクビアカの被害じゃないかということで何件か電話を頂いて、職員が出向いて、その被害状況を見てクビアカではないですねということをやっておりますので、広報はもうある程度皆さんに行き渡っているなという認識ではございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 広報で事前に皆さんに一生懸命やっていたら、了解いたしました。

あわせて、そのこの部分は、これ要望になってしまっているんですが、引き続き周知を徹底していただきまして、やっていただきたいと思います。

もう一点、その関連で、先ほどの齊藤委員のほ

うでも、対応木によって値段等、20万円で足りるのかというようなお話あったと思うんですが、この内容が例えば1本とかでも予算的に、これが例えば大きな木になってしまうと値段がかかってしまうとか、まだ本市においては発生をしていませんが、場合によっては2件、3件と同じようなものが出てしまったときに、予算的な規模が尽きてしまうような可能性もあると思うんですが、その際の対応は大丈夫なんでしょうか、お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 このクビアカの被害は、1本見つかるとばつと広がる可能性が大きいものですから、直ちに補正予算を要求しまして対応したいと考えてございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

それでは、前のページ、88ページ、4款衛生費、この同じ自然保護対策推進費のところでございますが、ここの報酬のところ非常勤職員報酬ということで、動植物の調査の研究会委員の報酬ということで上がってございますが、何名分計上しているのか、お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 25名分でございます。

○益子副委員長 了解いたしました。

○田村委員長 そのほかはよろしいでしょうか。

堤委員。

○堤委員 ページでいくと88ページ、環境学習推進費、3001事業で報償金のところですが、自然観察会、それからあと那珂川水辺教室、それからの沼ッ原湿原植物観察会と、3つの学習項目が上げられておるんですけれども、これの主な内容と、それからあと学習するだけなのか、あるいは学習するだけじゃなくて、現地で何か行動するのか、そ

れであれば対象者と人数、いつ頃やるか、時期をちょっとお聞きしたいと思います。

○田村委員長 係長。

○中山環境保全係長 まず、自然観察会ということなのですが、こちらにつきましては、具体的には蛍の観察会という形で考えておまして、対象人数的には20人ですか、今年度実施しましたのは20人。募集は広報などで募集しまして、那須塩原二区町にホテルの里という場所があるんですが、そちらのほうの近くの公民館にお集まりいただきまして、まずは蛍の観察とかのビデオというか、そういうのがありますので、見ていただいた後に、講師のほうから蛍の生態について参加者の方について説明した後、あとは近くのホテルの里のほうに現地まで行きまして、蛍の観察というんですか、そういうような形をしております。

続きまして、那珂川水辺教室というところなんですが、こちらにつきましては、げんごろうの会という別な任意の団体がありまして、そちらのほうに声をかけてさせていただきまして、具体的には那珂川の場所において数か所、水辺にどのような生物が生息しているかとかの実際調査なんかをしまして、その中で講師の方から、具体的には取れた、調査した結果、こういうふうな生物がいましたよとか、そういうような形で現場で説明なりとか、そういうような形で水辺教室という形で開催しております。

最後に、沼ッ原湿原植物観察会なんですが、こちらにつきましては対象者が30人ですか、こちらについては広報などで市民の方に周知のほう、募集しまして、具体的には沼ッ原湿原のほうの観察ということで、沼ッ原湿原は植物が豊富なところですから、植物に関する専門家の方に講師という形で、現場で例えばここはこういうふうな植物なんですよとか、具体的な植物の御案内とか、そう

いうような形で説明をいただいているような形になっています。

以上です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 今、時期言っていただきましたか。夏頃ということ。

○田村委員長 係長。

○中山環境保全係長 時期は、蛍の観察会につきましては6月の下旬ぐらいですね。先ほどの那珂川水辺教室につきましては6月の中旬ぐらい、沼ッ原湿原につきましては7月の中旬とか中旬ぐらいの時期で開催しております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 一般市民の方ということで募集されて、それぞれ企画されるということですが、小学校とか中学校とか、そういうところの対象者の何か企画というのは、ちょっとここから外れるんですけれども、ここは対象者にならなかった理由は何かありますか。

○田村委員長 係長。

○中山環境保全係長 小学校で、先ほどの蛍の観察会につきましては、実際参加者につきましては、小学生のお子さんとかがいわゆる家族連れというんですか、そういった形で多く参加いただいておりますので、先ほどの沼ッ原湿原の観察会につきましても、少数ではありますけれども、小学生のお子さんとかも参加いただいているので、別に小学生の方を対象外にしているような学習ではないです。

○堤委員 はい、了解しました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 すみません、先ほど聞けばよかったんですが、執行計画書87ページ、4款衛生費、1項4目環境衛生費、環境衛生総務費、1001事業

についてお伺いいたします。

委託料、その他の委託料のところに、新規で蜂毒アレルギー検査とあるんですが、何名分を計算しているのか、お聞きいたします。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 こちらは3名分となっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 3名分ということで、了解いたしました。

先ほどの課長の御説明の中で、職員の方が蜂に刺されてしまって、そのものの予防的なものを今回ということであったんですが、そうしますと、例えばその担当の職員の方というのは課内の職員さんなのか、それとも庁内含めて全体の全庁的なものの職員さんも対象にされているのか、その点お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 蜂の苦情対応が環境衛生係の職員3名なものですから、その3名分となっております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうすると、その対象とされる方の職員分ということで了解いたしました。

そうしますと、職員の皆さんにおいては、全庁的にいろいろ屋外に出て活動される方もいらっしゃると思うんですが、その点の場合の職員の皆さんのほうには該当しなくてもよろしいのでしょうか。

ちょっとほかの職員さんももしかすると対象にされなかったというか、その点、ちょっと理由はいかがでしょうか。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 私の存じ上げている範囲で申し上げますが、農林整備課、やはり林野に入的过程中に刺される恐れがあるということで、あちらも独

自に予算要求をしております。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 あとはよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 続いて、議案第14号 令和5年度那

須塩原市墓地事業特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
課長。

○亀田環境課長 （議案第14号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

堤委員。

○堤委員 基本的なことをお聞きして申し訳ないと思うんですが、この215ページ、一般管理費の墓地管理システムというのは、単独のシステムなのか、あるいは何か共用的なシステムの中にこういうアプリが入っているということなんですか。それをちょっとお聞きします。

○田村委員長 係長。

○梅田環境衛生係長 基本的に独自の単独のシステムになっております。

○田村委員長 そのほか。  
副委員長。

○益子副委員長 215ページ、1款墓地事業費、2項1目市営墓地事業費についてお伺いいたします。  
その中にあります、そちらの工事請負費にあります手おけ柵設置とあるんですが、内容をお伺いします。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 この市営墓地に手おけ柵といいまして、水道と水を汲む手おけ、それが老朽化している順番に応じまして、順次更新しているものでございます。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 じゃ、ここで副委員長と進行を交代します。

○益子副委員長 進行を代わります。  
田村委員長。

○田村委員長 1点だけ。歳入のこの墓地管理料のここの計上は、いわゆる対象の墓地に対してどれぐらい、中には未徴収とか払わない方もいるかと思うんですけども、どの辺を想定されて計上しているのかというのは。

○益子副委員長 係長。

○梅田環境衛生係長 歳入の滞納の割合でよろしいですか。

○田村委員長 そうです。

○梅田環境衛生係長 徴収率なんですけれども、2月末の時点で99%を確認しております。

○田村委員長 はい、分かりました。

○益子副委員長 ここで委員長と進行を代わります。

○田村委員長 そのほか質疑がございますか。  
齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、歳入の部分で、塩原のさくら公園墓地のほうで20万円というのと、これ1区画と言っていたんですけども、今現況として空き等の現状をちょっと教えてください。

○田村委員長 係長。

○梅田環境衛生係長 塩原さくら公園墓地なんですけれども、本年度3区画ほど使用許可が出ておまして、80区画中53区画のほうで埋まっている形になっておりますので、残り27区画となっております。

○齊藤委員 はい、分かりました。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あと、基金繰入金なんですけれども、これは基本的に予算立てするのに今回全部計上しているもので足りないから繰り入れるとは思いますが、徴収からではもう管理的にはずっと基金を入れていくような感じになっちゃうんですか。

○田村委員長 課長。

○亀田環境課長 来年の予算としまして、特に大き

なもので急傾斜地ののり面、そういった大きい金額があるものですから、今回繰入れを行うものです。

○齊藤委員 はい、分かりました。ごめんなさい。大丈夫です。

○田村委員長 あとはよろしいでしょうか。  
〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。  
討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第14号 令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第14号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

環境課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時51分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎廃棄物対策課の審査

○田村委員長 それでは、これより廃棄物対策課の審査に入ります。

廃棄物対策課の皆さん、お疲れさまです。

#### ◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第31号 那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例の廃止についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

廃棄物対策課長。

○大野廃棄物対策課長 （議案第31号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 これを制定するときの話のときもちょっと出たと思うんですけども、基本的に設計した会社じゃないと、期間的にやる業者というものが手を挙げづらいだろうという中、どういった話合いがかいつまんでできたのかなというところをちょっと知りたかったんですけども。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 現実的には、やはり手を挙げたところはその事業者だけという形だったんですけれども、その中でやはり専門的な委員さんがいらっしやいましたので、実際疑義がいろいろ出まして、それに対してメーカーからの回答がございまして、より適切な審議がなされたというふうを考えております。

○田村委員長 よろしいですか。

あとはよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第31号 那須塩原クリーンセンター長期包括運営事業者等選定委員会条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第31号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第37号 第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○大野廃棄物対策課長 （議案第37号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 54ページのごみ分別アプリという項目があるんですけれども、これ私、今利用はしていないんですけれども、何かどういうふうに周知されて、どういう利用方法が主にあるかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 ごみ分別アプリに関しましては、従来から使っていただいている方も、今1万数千件のダウンロードありますので、いるんですけれども、転入される方に関しましては、市民課の窓口でこういう便利なアプリがありますよという紹介等させていただいています。

また、毎年年度の初め前に、直近で2月20日に次年度のごみ出しカレンダーのペーパーのものを交付しているんですが、そちらにもごみ分別アプリのQRコードを設けまして、こういったものがありますよという紹介をさせていただいています。

実際にごみ分別アプリの利用といたしましては、

それぞれの地区のごみ出し、まずごみ出しの曜日が確認できる。設定をすれば、ごみ出しの曜日に関して通知がアプリのほうから配信されたりもできます。また、細かな検索機能がありまして、ごみ分別にどういったことをしたらいいかわからないときにそちらのほうで検索すると、このごみはどこに出せます、こういったごみになりますよというものの検索機能等がございます。

また、プラスアルファの機能としましては、不法投棄なんかあった場合、位置情報をつけて通知をしていただくような機能もございますので、使っていただくと非常に便利なものになりますので、ぜひそういったものを活用していただきながら、リサイクルを進めていきたいと。

また、そちらのほうに市のほうから情報を流したいときに、アプリのほうを使いまして、ダウンロードしていただいている方に情報の周知も、「みるメール」のようなイメージになるかと思うんですが、できるような形になっていますので、そういったのを活用しながら、様々な情報を発しながら、ごみの減量、リサイクルに努めていただけるようなアプリになっているかと思えます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 それはごみ出しカレンダーにもアプリの利用方法が記述されているということですので、今のダウンロード数なんかはわかりますか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 直近が、先月分が、すみません、今すぐ数字出ないんですけども、700件程度……そうですね、直近ですと、すみません、先月が503で、今年度に関しましては合計で4,166件。月別ですね。累計ですと1万6,000ということですね。本年度の4月から2月までのアクセス数に関しては19万5,000アクセスほどございますので、毎月1万5,000から2万件の間ぐらいアク

セスがございます。

○堤委員 はい、分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
どうでしょうか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、確認なんですけれども、計画書のほうだと49ページのところに、家庭から出るごみの量と、1人当たりの1日の量と、事業系で1人当たりということがあるんですが、こちらの38ページのほうの処理システムの評価のところには、これ合算されて多分952と書いてあるんですけども、これは足して普通に計算していることになってしまうんですけども、企業の事業系ごみというのは、他市からも働きに来ちゃっている人がいるので、人口で除すということに関してはちょっと違和感があるんですけども、その辺はどう考えているか、お伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらの数字に関しまして、私のほうも個人的に非常に違和感を感じています。

こちら、現在国のほうでそういった評価する基準として出されているのがこういった評価の仕方です、実際我々のほうの現実的な話ですと、例えば観光客の部分に関しましてもどう評価するんだという部分がありますので、実際にデータのこういった指針を出しているんですが、例えば経済活動が増えていけば当然ごみの量増えると思うんですけども、例えば経済活動に対するこういった売上単価に対してごみの量が減っていることはいいことなんです、そういった別な指標もちょっと今後は考えながら、那須塩原市に合ったものにどんどん切り替えていく必要性はあるんだろうと。

観光客はいっぱい来れるけれども、ごみの1人当たりの単価といいますか、それが減っている分には取組が進んでいるとか、企業が経済活動盛んに



なっても、それで割り出したときの経済活動に伴うごみの量が圧縮されているということは、恐らく評価としてはいいんだと思うんですが、現時点ですと、そこまでの評価指標はちょっと国のほうで出ていないものですから、こういった形のものでまずやらせていただきながら、よりよい指標を検討していく必要性あるかと思います。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 はい、分かりました。

本当に足さなくて、上の458でやっていたほうが市民が分かりやすいのかなと思うので、実質はそしたらこっちのほうが市民に周知するのにはいいかなと思って、ちょっと今聞かせていただきました。

それで、またちょっと話題変わっちゃうんですけども、灰溶融のところ、前回もちょっとお話、説明的にお聞きしたんですが、確認なんですけれども、灰溶融自体をやめてしまって、メタルとスラグの回収もしないということはこの10年間かけてやっていくという解釈でよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、現在のちょっと状況を御説明させていただきたいんですが、もうやはり溶融スラグが出ないということと、あとは非常に大きな電力を使っています。もともとクリーンセンターの4分の1ぐらいは灰溶融炉で電力を消費してまして、脱炭素ですとかそういったことをやる上で、やはりそれをやめるだけで4分の1、電気に対するCO<sub>2</sub>が減り、かつ、溶融メタルの販売とかできなくなるんですが、電気の売電はできるということもありまして、今回試験的に本年度に関しましては運営事業者のほうと相談しまして、休止ということで実証的に1年間止めてみようという形でやっています。

実際、それで今のところは支障はございませんで、また長期包括運営業務、基幹系設備改修工事の中でも、今灰溶融炉止めた場合でも対応できる、そちらを選択しても対応できるような施設改修をしたいということで事業者のほうに提案しております。一応事業者のほうからは、止めた場合でも対応できる、施設改修は可能だということで、そういった仕様の中で出させていただいています。

そういった中で、トータルで考えた中では、現在リサイクルできない状況ですので灰溶融炉、きちんと施設の改修が終わって、灰溶融炉を止めても支障がないということであれば、もう現時点ですと止めたほうがプラスになるのかなというような中での検討段階という形です。契約の時点ではちょっと検討段階という形になっておりますので、このような形とさせていただきます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 確かに目玉商品なので、熱回収して電気を起こすという理屈は分かるんですけども、メタル、都市鉱山というぐらいですから、廃棄物の中にいろんな金属、非鉄が入っている状態で、そこで溶融かけるからメタルが出てくるという話で考えると、やらないとなると、今言ったとおり別な企業に一旦渡して何かやってもらって返ってくるというイメージにちょっと勝手に取っちゃったんですけども、基本的にそのまま燃えた灰を埋めるだけになっちゃうと、残余年数15年しかもっていない最終処分の容積率があつという間に膨らんでいっちゃうというところもあったときに、言っていることは分かるんですが、背に腹は代えられないような選択をしちゃって、本来あるべき機能をなくしちゃっていいのかなとちょっと思っていたんで、路盤材にするとか、メタルじゃないほうのスラグのやつを溶融化から路盤材というのは、確かに唯一止まっている、そこは分かるんで

すけれども、減量率としてメタルとスラグの割合というのは大体どのぐらいかというのは分かるんですか。例えば10のうち何対何でと。

だから、埋めちゃってもそんな問題がないという論拠があればいいんですけれども、何か電気を起こすために取りあえず止めるみたいな感じにも聞き取れちゃったので、どうなのかなと……

もし数字が分かればなんですけれども。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 そちらのほうも計算をさせていただきますまして、現状ですと面積的には問題ないだろうと、15年の寿命になるようなことはないだろうということはしております。

すみません、純粋に灰溶融している部分、主灰なんですけれども、それですと容量的には1.5倍ぐらいの溶融になる、主灰だけです。実際には飛灰、主灰、不燃残渣とかございますので、全体として1.5倍になっちゃうとか、そういったことじゃないんですけれども、そちらのほうの数量のほうは算出してまして、現状であれば問題ないだろうというふうに考えています。

それよりもやはりリサイクル等を進めまして、量減らしていくという取組も当然同時にやっていくながらということになると思いますので、それに関しては試算の上で、一応そういった方向性で判断させていただいています。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あと、そうすると、この資源化率が上がらないという話は、相対的に資源ごみがよそに回ってしまっているからということでは言っているんですけれども、これ計算方法は集団回収とかしたのも合算していった計算できるんですけれども、そうすると、もともと混入されているの数量から除したというイメージになるのか、それとももう取れるものはある程度取れちゃっている中で、

さらにそれを別な団体で回収しているから資源化につながらないと、今の現状だとどちらになりますか。要は、紙の混入はまだいっぱいあるような気はするんですけれども。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 今のご指摘ですけれども、やはり両方あるとは考えています。

今後はプラスチックをどうするかという問題もございまして、本市のやっていた雑紙に関しては、比較的早くから周知もしながら回収していますので、当然混入はあるとは思いますが、大分そこは実際減っているんだと思うんですね、ほかの行っていない自治体に対して。ただ、今委員の御指摘のとおり、まだまだやれることがあるのかなということもありますので、資源化率を目標から外したとしても、やるべきことはまだまだあるので、当然結果的に燃やしているごみ質はそういったものがなければ変わってきたりとか、結果には表れますので、そういったことを含みながら、当然両方の部分でしっかりやっていきたいというふうに考えています。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 59ページになるんですけれども、堆肥センターなんですけれども、継続して今回も検討を進めるという形になっているんですけれども、これも議会のほうでも随分話をしていたので、若干ちょっと詳しい話をお聞かせいただければと思うんですけれども。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、ちょっと言い方が大変申し訳ないんですが、施設としましては、やはり一般廃棄物の処理施設という位置づけに現在なっております、堆肥センターが。そういった関係で、当然この計画にも記載しなければいけないと。しかしながら、実態といたしま

しては、産業観光部の検討をする内容の中で、こちらでどういった対応をする、またデータに関しましても、そちらのデータを頂いたものを記載しまして、のすり合わせの中でちょっと表記できる範囲で表記させていただいているということは大変申し訳ないのが実態となっております、現状ですと、ちょっと堆肥センターの方針が決まっていないものですから、この中で取組への部分、こういった表記の仕方について今回ははさせていただきますという点はございます。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 計画的には、これ以上ちょっと突っ込めないということですね。

じゃ、もう一点、(5)のほうの旧清掃センターの関係も、まもなく那須塩原も20年近くなるんで、これもずっとちょっと長くこのまま流れでと言っちゃ失礼なんですけれども、そういう状況になっているんですけれども、この辺のことをちょっとどのように考えるかを伺います。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、予算の中で若干触れさせていただくことになるんですが、市の方針としまして、まず建屋自体は倉庫ですとか書庫ですとか、一部使用している部分がございます。そういった中で煙突ですね。現在は耐震的に問題ないだろうというふうに言われているんですが、煙突に関しまして、景観の問題ですとか、仮に予想を超えるような地震の場合、倒壊する恐れも、その場合近隣の住宅街がございますので、そういったことを考えまして、解体をしたいということで、ちょっと次の予算の話になってしまうんですが、解体に関する経費とかを計上させていただきますまして、煙突に関しましては解体に向けての取組を進めていくというふうな予定でございます。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 それは分かりました。

それで、実際にこれ全部解体するとなると、解体費もそれなりにかかるということを書いてあるんですけども、その辺の計算とかしていないんですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 実はかなり以前にはさせていただいています。ただし、実際、現状物価も全く違うので、実は業者のほうにそういった見積りできないかという相談をさせていただいたんですが、いかんせん、やっぱりそれに関しましても、ちょっと通常の見積りで簡単に出せないと、費用がかかるという話もございまして、ちょっと実際の以前もらった業者からもお断りされてしまっていて、現状ですと、ちょっとはっきりしたものが使えないという部分が現状、すみません、今把握している状況になります。

○田村委員長 そのほかいかがでしょうか。

堤委員。

○堤委員 55ページ、このごみ減量計画の中で、食品ロスの削減という項目があるんですけども、今私もちょっと1つのごみステーションの管理責任者になっているんですけども、何か見ていると、やっぱりごみは減らないんですね。何でかなと思うと、いろいろ考えると、やっぱりこのコロナがあって、外食せずにうちで食べる方が多くなったのかなという気がして、コロナの方が抑制になってきたんだけど、何かなかなか家庭で食べる機会が多くなっているのが継続しているような感じを受けるんですね。

もう一つは、物価が今ちょっと急に上がりつつあるもので、結構まとめ買いみたいなやつを、普通の消耗品だけじゃなくて、食品に関しても何かまとめ買いをしている方がいるのではないかな。そ

うすると、まとめ買いすると、何か期限が来て結局廃棄しちゃうというような現象があるのかなと思って、何が言いたいかというところ、ここで食品ロス削減でやっぱりこれをもっと周知しないといけないと思うんだけど、その周知の方法、いろいろあるかと思うんですけども、一つの方法として、ごみ減量推進委員というのがおられると思うんですね。そういう方も通じて、何か自治会でもっとしっかり案内を出すとか、何かそういう対策が必要だと思うんですけども、そういうような施策についてはどういうふうにお考えですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 食品ロス、こちらに関しましては、委員御指摘のとおり、やはりいかに周知をして皆さんにそういう意識を持っていただくか、本当にそれに尽きるのかなというのがございますので、さらに御提案いただいたようなごみ減量推進委員を活用した部分ですとか、自治会の皆さんに御協力いただきながら、周知する方法というのは検討しながら、どんどんPRしていくような周知をして、少しでも皆さんにそういった意識を持っていただけるような形では進めていきたいと本当に感じます。

○田村委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第37号 第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第37号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時35分といたしたいと思います。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○大野廃棄物対策課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 90ページの放射能対策費の説明があったと思うんですけども、放射性物質のモニタリングはやることは分かっているんですが、この最終処分場の覆土材等々、環境省のほうから依頼をされて、今回放射性物質の稲わらとか焼却して埋めているはずなんですけれども、ここに補助率というものはしっかり入っているのかどうか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらの覆土材に関しましては、対象となっているのは、実は東京電力の賠償のほうに請求させていただくものになります。ですので、基本的に認めていただければ、全量、東京電力から賠償という形で頂くようなものになっています。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 それでは御説明いただきましたのでお伺いいたします。

計画書の92ページでございます。4款衛生費、2項2目ごみ減量対策費、委託料、その他委託料、新規事業でエコナステーション設置とありました。その中で300万円ほど予算計上があったと思うんですが、内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、現在テスト的に厚崎公民館1か所でやっているんですけども、そちらを5か所程度増やしたいということで、そちらの設置に係る経費ですとか、周辺住民に対する周知ですとか、そういったものを

業者にお願ひしましてやりたいと考えていまして、そういった内容を計上させていただいたものになります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 前回説明がちょっとあったかと思うんですが、5か所ということで改めてお伺ひしたいんですが、どこを指定設置されるのか、お伺ひいたします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 設置に関しましては、現在まだ決定してございません。公共施設、現在拠点回収しているのが公民館ですとか市役所等になりますので、そちら公民館も別の事業との兼ね合いもございまして、今後示させていただいて、適切な場所を設定していければというふうに考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、5か所、せっかくよい事業をされているなど感じますので、市内全域あたりを満遍なくといいますか、そういった考えでいらっしゃるのか、その点お伺ひします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 できれば、委員おっしゃるとおり、できる限り市内全域といいますか、広範囲にやれるような形が取ればというふうに考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、スケジュールなどがありましたら伺っておきます。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 現在のところは明確なスケジュールは立ててはいないんですけども、できるだけ早急に、先ほども御説明させていただきましたが、公民館に関しては教育部の事業の関係もございまして、そういったものとすり合わせを

まず早急にさせていただきまして、それに合わせまして、できるだけ早い時期から取り組んでいければというふうに考えています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 続いて、93ページ、4款衛生費、2項3目塵芥処理費、その中にあります委託料、その他の委託料のところに、こちらも新規事業でゴミステーション管理システム導入と、またその下の部分に使用料及び賃借料の部分で使用料ということでゴミステーション管理システムというものが関連であると思うんですが、内容をお伺いします。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、従来ゴミステーションの管理がいわゆる住宅地図、そちらにペーパーで落とし込みまして管理していきまして、もちろんどこにあるかというのはエクセルとかで管理していたんですが、ペーパーでやっていますと、住宅地図が変わったときにはまたそれを添付し直さなくちゃいけないですとか、載せられる情報も限られていました。そういった中、こちらのシステムを導入すると、最新のものを実際はインターネット上でアクセスできるものにするので、場所を問わず確認することも可能になりますので、今後適切なそういった管理がやりやすいのかなという部分がありまして、こういったものを導入したいと。

また、従来のペーパーのものですと、ちょっと著作権の関係でコピーをするというのが難しい部分もございまして、実はごみ減量推進委員さん、自分のごみステーションを管理する上で、地図なんかの提供をいただけないかという御相談もありまして、電子化することによりまして、一定の使用料を払えばそういったものを印刷して推進委員さんに提供することも可能だろうということで、こ

ういったシステムを導入してそういった取組を進めていきたいというものになります。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 様々な内容をお伺いいたしました。

そうしますと、そのゴミステーションの管理システム、併せてその使用料ということでこの計上をされていますが、スケジュール的なもの、予算的なもの、今後の内容になるかと思うんですが、もしありましたらお伺いいたします。

○田村委員長 課長補佐。

○福田廃棄物対策課長補佐 年度当初から早速業者選定始めまして、速やかにシステムの導入を始めたいというふうに考えております。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、年度当初、予算が取れたらということになるかと思うんですが、このシステムを導入することによって、市民のいわゆるごみ政策の部分、対策のほうも含めて利便性が向上する、そのような認識で間違いはないでしょうか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 市民に直接これはという部分はないかと思うんですけども、こちら、ごみ減量推進委員さんの活動の部分ですとか、ステーション管理がより適切にすることが可能になりますので、ひいては市民の皆さんにとってもプラスに働くのかなというふうに考えております。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 今のごみステーション管理システムに関連して、ちょっとお聞きをいたします。

これは入力を一定紙ベースから電子ファイルみたいな感じで入力するんだと思うんですけども、

この入力するのはごみ減量推進委員の方たちが直接入力するというお話でよろしかったんですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらは、現在のデータにつきましては、そちらに移行する際、業者のほうにまず入れ込んでいただきまして、それ以降に関しては、ごみステーションの新設ですとか、移動したりですとか、そういったものは市のほうに申請がございますので、それに関しては都度市のほうで入力をして最新のものにアップデートしまして、仮にそういったものがあつた場合には、ごみ減量推進委員さんも、従来もそうなんですけど、情報提供させていただいていますので、そういった中で情報提供しながら出すというようなものになります。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 毎年4月に、自治会のほうでごみ減量推進委員中心にごみステーションの一覧表をまとめておるんですね。それは皆、紙ベースでやっているんですけども、そこの作業はあんまり変わらないということでもよろしいですか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 現時点ですと、その作業は変わらないかなと思います。ただ、従来ですと、それに使う地図とかがなかなか御提供することができなかったもので、御要望があればそういった住宅地図で、現状うちのほうで把握しているものを御提供させていただきながら確認していただくという作業は不要になるかと思しますので、そういった部分では若干作業が、また違う作業の形が取られるのかなというふうに考えています。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 その結果として、地図上でごみステーションがどこにあるかというのが、あるいはタイプ別に見えるという格好でもよろしいのでしょうか。

○田村委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらのほうは、地図ベースでまず見られるということと、地図を見ながらその場所に関連する情報もひもづけすることができるので、我々がアクセスするデータベース上は、別段資料を見ることなくある程度の情報は、その地図情報を見ることによってできるような形になりますので、問合せ等があつた場合にも速やかな対応が可能になるのかなというふうには考えます。

○堤委員 はい、了解しました。

○田村委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 では、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

廃棄物対策課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩とします。

ここで廃棄物対策課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

昼食のため13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

---

◇

### ◎生活課の審査

○田村委員長 ただいまから生活課の審査に入ります。

生活課の皆さん、お疲れさまです。

---

◇

### ◎議案第38号の説明、質疑、討

#### 論、採決

○田村委員長 それでは、議案第38号 第2次那須塩原市地域公共交通計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○鈴木生活課長 (議案第38号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

そうしまして、この計画の48ページ、地域公共交通の課題として何点か挙げてございますが、移動制約者の移動手段の確保・維持というところ、まずこの点はどのように市のほうで認識されているのか、お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 こちらにつきましては、当然交通空白地域というところもございますし、あとは那須塩原市、自家用車利用者がかなり多い地域性を持っております。そういった方々は、当然高齢になって免許返した場合ですとか、当然まだ免許を持っていらっしゃる高校生とかもいらっしゃいますので、そういった方々に、年を取ったから駄目だとか、若いからとかというのではなくて、その年代年代に応じて使いやすいものをつくっていくことが課題かなと思っておりますので、それに向けて計画を推進していきたいと考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、今、課長のほうから公共交通の空白地域に対応ということでおっしゃっていただいた部分なんですが、この60ページにありますとおり、地域公共交通に向けたゆータク事業のゆータク再編及び利便性の向上というところにあるんですが、この中にあります、実施例なんかも挙げられているんですが、このような方向性、福島県の南相馬市ですか、みなタクという事業が書いてございますが、こちらは公共交通の部分、空白地域において実施例として挙げられてございますが、この内容的なものはどのように確認をされているのか、お聞きします。

○田村委員長 課長。



○鈴木生活課長 こちら一例として挙げさせていただきました。新たなデマンドのいろいろなやり方の一つというところで、参考としてこちらにピックアップといいますか、設けさせていただいたものですが、当然こういった形でより利便性の高いところを目指していかなければならないなというところの参考事例として1つ挙げておりますし、あとはこれ以外にも様々なやり方、取組方があるかと思えます。いろいろ成功した事例もございますし、当然難しくなってしまったという事例などもございますので、様々な事例を参考にしながら、本市において何が一番ふさわしいのか、地理的にも全く状況が違いますし、そういった環境ですとかそういったものを含めて、本市にとっての一番よい選択肢を選んでいきたいなと思っておりまして、一応こちらにつきましては考え方の一つというところで、事例として盛り込ませていただきました。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、この中、いろいろ本市に合ったものをいろんな制約とか、本市の身の丈といえますか、そういったものも含めて総合的に判断されるということだと思んですが、一方で、先ほど御説明の中で陳情などもあってパブリックコメントも上がっていたということなんですが、パブリックコメントはどのような内容が上げられていたのか、改めてお伺いします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 先ほどちょっと御説明をさせていただきましたが、やはり一番多いのは安くてうちの玄関先から行きたい目的地につながるような交通網をつくってほしいというような要望の声で、パブリックコメントという形にはなりませんが、いただいたものの中で多くを占めておりました。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 いろいろなお考えがあるので、一概にどれが全てだということを言い切れない部分あると思います。また、繰り返しのなってしまいますが、いろいろ地域の実情に応じたものをされていると思うんですが、そういった中で、今後に向けては様々なものということで、公共交通の空白地域、考えられると思うんですが、新たな検討ということが多分されていると思うんですが、そういったものを含めて、どのようなものを含めて考えていられるのか、全体的なことをちょっと、構想的なものはどのようにお考えなんでしょうか、この点お伺いしたいんですが。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 そうですね、構想的なこと、当然この後御審議いただきますが、来年度予算審議いただく中にシミュレーションをやるための費用をちょっと計上させていただいております。

今、副委員長がおっしゃっていただいたように、何が本市にとっていいのかというところをよりもう少し詳細に詰めていくためにも、データのものの分析とかのところをやっていかなければならないと思いますので、そういったことを踏まえつつ、身の丈に合ったといえますか、そういったものを来年度シミュレーションなども交えながら、より精度を高めて本格運行に結びつけられたらいいなというふうなところでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 なぜそこをお伺いしましたかという、この47ページにあります一番下の部分、太字の部分なんですが、新たな公共交通施策の導入検討が必要となっていますとあったものですから、どのようなことを主眼に置かれて考えていかれるのかなということで、ちょっと伺った次第です。

そういった中で、先ほど来からあったとおり、交通弱者と言われる、いわゆるお年寄りから運転

免許のない高校生とか、そういったものも含めて様々な考え方があの中で、どういったものかを考えていくかというところの主眼的なものに置かれる中では、やはり交通利用者の部分、あと併せて事業もちゃんと成り立っていくような、そういったものも含めて考えていかれると思うんですが、その点についてはどのようなお考えを認識としてお持ちなのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今おっしゃっていただいたとおりで、利用する方の利便性向上は当然図っていかねなければならないんですが、当然本市にはバスの事業者さん2社がゆーバスを担っていただいておりますが、タクシー事業者としましても6社ほどございます。当然、事業者様に不利益といいますか、なってしまうたら、民業圧迫になってしまうとは公共交通が成り立ちませんので、当然使われる方、あとは担っていただく方、双方にとってよりよい選択といいますか、調整しながら新しいものはつくっていかねなければならないなと思っておりますので、そういったところを計画の中で進めていければと思っております。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
眞壁委員。

○眞壁委員 同じ60ページなんですけれども、まずこの交通空白地域、ここにちょっと説明があるんですけれども、その定義を教えてください。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 栃木県のほうで取りまとめている考え方なんですけれども、そちらにつきましては、鉄道駅につきましては半径1.5km圏内、こちらが交通にアクセスできるエリア、それからバス路線につきましては、運行本数が1日6回以上のバス路線の半径300m圏域、こちらが公共交

通にアクセスできるエリアというふうに設定しておりまして、それ以外のエリアの、国勢調査の人口、メッシュ人口を基に判断をしまして、そのエリアにつきましては、交通空白地域というような定義はされています。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 分かりました。

それで、那須塩原市にこの区域というのはどのくらいあるのか、その辺お伺いします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 先ほど補佐のほうで御説明した形がカバーできるところじゃない部分。市としましてはカバーできる地域としまして7割で、残り3割が交通空白地域という形になっています。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 イメージ的に直径300m、停留所からということになると、かなりの数あるような気がするんですよ。その辺どうなんでしょうか。

まちの中でもそういう可能性ありますよね。駅から1.5kmなんていうのはほとんどないでしょうから、その辺ちょっとどのように考えているのか、お伺いしたい。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今おっしゃられたとおりで、先ほどの一定の条件のものにそういう風に形はつけておりますし、委員もおっしゃられたとおり、まちなかでもというところも当然出てくるかなと思っております。

そういったところ、完全に100%というところは当然行きませんので、できるだけ多く乗っていただけるようなところで、どういったものがそこをカバーできるのかということのを改めて考えていかなきゃいけないなというところで、計画の中でしっかりとやっていきたいと思っております。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 この中にちょっと入っているゆータクの運行内容及び運行区域の見直しを伴う再編や、決められた区域・区間での移動を定額で受けられるような新たな交通サービスの導入という形で、これが非常に細かくは書いてあるんですけども、この辺をもうちょっと、どのような形なのかなどこののをちょっと教えていただけないですか。

今のゆータクの運行がまずどうなっているか、ちょっと。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 今回のゆータクにつきましては、市内全域で7路線を走らせておりまして、新湯線、宇都野線、下大貫線、それから接骨木線、湯宮線、高林・青木線、寺子線ということで、比較的乗車人数が少ないエリアを中心に路線を整備しておりまして、運行としてはタクシー車両を用いてタクシー事業者をお願いしております。

路線、それから時刻表というのは決まっていますが、予約制になっておりまして、予約をタクシー会社のほうに連絡をして、何日の何便に乗りたいのかということで予約をしていただく形になっています。

バスと同じような扱いですので、基本的には相乗りにはなるんですが、便によっては予約がないということもありますので、予約がない便については運行しない、予約がある便だけ運行をしてというような形でやっているのが現在のゆータク状況です。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 はい、分かりました。

7路線ですね。利用率というか、その辺はどういう状況ですか。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 計画書で言いますと、15ページを御覧いただければと思うんですが、ゆータ

クの利用実績ということで令和3年度の実績を掲載しております、令和3年度の利用者数は1万4,811人が利用いただいているような形になります。

7路線ありまして、それぞれごとに1,000人台、2,000人台というような形で利用いただいております、合計で1万4,000人という形での実績となっております。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 はい、分かりました。

この利用率がどうかというのが、ちょっと私のほうは分からないんですけども、市としてはどのように考えていますか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 当然、利用率上げられればというところもあるんですが、ゆータクとして、やっぱり運行が多くなればなるほど経費もかかるというような側面もあるんですが、当然利用していただかないところもありますので、多かれ少なかれといえますか、人数の多少にかかわらず利用していただけたところはぜひ継続的に使ってもらえるほうがいいのかなと思っています。

ただ、当然収支率ですとか、経費との兼ね合いもありますので、その点しっかりと見定めながら、こういった形、こういった路線が有効なのかとか、そういったものも視野に入れながらちょっと考えていかないといけないのかなというふうには思っております。

○田村委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 先ほどもあったんですけども、陳情についてこの中で検討するという話がありましたんで、間違いなく検討してくれるだろうと思うんですけども、ドア・ツー・ドアというか、自宅からその次のドアというのがちょっとよく分からないんですけども、そういうこともしっかり検

討するというところでよろしいんですね。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今おっしゃっていただいたとおりで、当然ドア、玄関先からドア・ツー・ドアは目的地、特定の目的地になります。これから決めていく形になると思うんですけれども、ただドア・ツー・ドアが必ずしもいいですか、玄関先から次のところまでが必ずしもそれだけがいいのか、それとも本市としてそれ以外の、もっとよりよい形ができるかもしれませんので、当然それも視野に入れつつ新しい、本市に合った公共交通を考えていくというところでこの計画を策定しておりますので、これから取り組ませていただきたいと思っております。

○田村委員長 そのほか質疑ございますか。

室井委員。

○室井委員 71ページにありますこの電気バス、今全然私も調べていないからあれなんです、普通のガソリン車というか、ディーゼル車というんですか、この価格の違いだったりとか、あとは要は購入する場合には、市が購入をして委託業者さんをお願いするようになるのか、そもそも購入から委託業者さんをお願いしたりするものなのかをちょっとお伺いしたいんですが。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 まず、こちら電気バスの購入費用につきましては、やはり一般的なディーゼル車両のバスと比べるとかなり高く、場合によっては2倍とか、そういうような金額もございます。

ただ、その後の燃費というか、運行に係る部分につきましては軽油よりも安いというような話もありますし、あるいは国の補助金も活用できたりということもありますので、そういったものも使いながら導入をしていきたいと思っております。

方法としましては、市が購入をして貸与する方

法、それから運行事業者に購入いただいて、その経費について補助金として出す方法のいずれもできるという形にはなっておりますが、計画が始まる来年度以降、検討はしていきたいと思うんですけれども、現時点で念頭に置いておりますのは、その整備とかの問題もありますので、事業者に購入いただいて、市の補助金のほうでその辺については手当てをしていくという形が一つの選択肢かなというふうには考えております。

○室井委員 はい、分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑のある方いますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 まず、地域公共交通の段階で、市民の利便性を上げる生活の公共交通と、あともう一つは2次交通、要は観光地ですよ。この二本立てをこの5年間で同時進行できるものなんですか。そこが心配なんですけれども、どうでしょう。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 当然住んでいる方向けの公共交通もありますし、当然来てくださった方に対する利便性の向上ということで、今おっしゃられたように2次交通ということもあります。

当然、二本立てで、同時並行でどれだけいけるのかというのは、これからしっかりとやっていくということになりますけれども、観光の部分につきましては、本市のみならず広域的にといいところもありますので、那須地域定住自立圏のほうでも広域的に公共交通の在り方を検討しておりますので、そちらのあたりと連携をしながら、来てくださった方をしっかりと迎えらるような交通網の構築はしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今までも聞いているから分かると思うんですけれども、観光客から来た多分手厚い対応

って、値段ではなくて多分路線の本数とか、アクセスの向上だと思うんですよね。そこに市も負担をして安い値段で観光地まで運んでくれるところ、ところは、ちょっともう考えから外してもらいたいと思っているんですけれども、何でもかんでも一緒に考えちゃうんで、収益上げられるところ、先ほどメインハブと言いながら市が走っちゃっているものですから、ドル箱路線をもっと民間の人に稼いでいただいてサービスを上げてもらったほうが多分いいと思う中で、この二本立てをやっていくのが大丈夫なのかなとは思っていたんですよ。まだ基本的に上三依までは多分ゆーバスが走っちゃっているということで、あれ、結局200円で来ちゃうわけですよね、観光地まで。そういうのって多分おもてなしとはまた違う論点のような気がするんで、その辺をどういうふうに考えて2次交通との差を考えていくのかなと。

僕ちょっと塩原の路線で言っちゃっているんですけれども、今課長のほうでは那須地域と言っているんで、那須町のほうも大田原の外れのほうも同じだとは思っているんですけれども、そういったうまく使える公共交通の在り方というのは、ちゃんと分けて考えられるのかどうかをちょっとお伺いしますけれども。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 ありがとうございます。

当然、公共交通計画進めていくためには会議等もございますけれども、その中に当然民間事業者さんには入っていただきながら進めていく形も当然ありますので、そういったところで、今おっしゃっていただいたような御意見が当然出てくるかと思っておりますので、そういったものを踏まえながら、行政は行政の立場でやれること、民間さんをお願いすることはお願いすることというような形で、うまく調整といたしますか、すみ分けといたしますか、

そういったものを図りながら計画を推進していければいいなといたしますか、いきたいと思っております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 はい、分かりました。

じゃ、次なんですけれども、今度ゆーバスなんですけれども、この54ページと55ページに取組の実施概要ということで、ゆーバス黒磯線と金田方面循環線のところがぶつかるところがあると。これ、昔から言っているハブ的な要素ということで、脳外科を起点に乗り入れるというふうな実験ができてはいるはずなんですけれども、こちらの居住的に人口が多い地区で、例えば病院じゃなくても、スーパーであったとしても、多少乗り入れができるだけで駅まで帰るスピードが上がるということを考えてときに、ドル箱になるのかどうかちょっと分からないんですけれども、利用者が少ないところでこの実証実験をやっていくというだけになっちゃうのか、同じ理論でいけば、大田原市にちょっと入ったところまでゆーバスが延びるだけで、今度帰り大田原のバス乗って西那須野の駅まで来られるんじゃないのかなと思うんですね。ゆーバスはまたそのまま停留所回らなきゃならないので、駅行くまでに40分以上かかるので、そういう乗り入れというのがこの中に入ってこないのかなと思っただけなんですけれども、その辺の考えはどうなんですか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 ハブ化というところ、ポイント絞ってということになるかと思えますし、いろいろな拠点をどこに設けるかということになってくるんだと思うんですけれども、今野間の方で大田原市のほうのバスに乗り入れていただいてというのが1つございますんで、今お話しいただいたような病院ですとか、あとはスーパーといたしますか、

生活の拠点になるようなところというところも、ハブの在り方としては当然考えていくことがあるのかなと思うんですけれども、当然乗り入れるに当たりましては、お互いのといいますか、ハブ化するためには当然いろんな調整が必要となってきますし、そういったところ、利便性の向上というところでは当然考えていかなければいけないなというところがありますので、そういったところ、近隣の市町さん、野間に関しては大田原になりましてけれども、1つ拠点をどういうふうにつくっていくかということもしっかり検討はしていきたいなとは思ってはいるところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 検討だけでも実証になるかどうか分からないということで、何回も言いますがけれども、西那須野駅から行く路線が乗換えみたいなイメージですよ、今、極端な話。野間以外はそうやって西那須野駅から行く、黒磯駅から行く、那須塩原駅から行くというイメージの乗換えのチケットというイメージなので、外の駅から離れた場所でのハブ化の結節点がないわけですよ。それをやれば、買物に行く人たちが車がなくてもバスに乗ってみようというふうになるんじゃないのかと踏んでいるので、要は人口が多い地域でも各スーパーに停留所置き始まっていますよね。その路線で大田原市の市営バスと那須塩原市のゆーバスが止まったっていいんじゃないかなという理論なだけなんです。

だから、乗り入れが難しいということはないし、お金を奪うことも多分ないと思っているんですけれども、そういった考え方をできないのかなという話を聞いているんですけれども、何かありますか。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 齊藤委員のお話は、西那須

野の東側ですけれども、ゆーバスでも清峰高校の入り口ですとか、そういったところはゆーバスも通っていますし、大田原市のバスも通っていたりというようなところで、一応ハブ的な機能を有しているというところはございます。

実際に今ある路線をうまくつないでということと内容を調整したりとか、そういうのは那須地域定住自立圏の中で、それぞれの担当者のほうで進めていきたいと思っております。

そのハブとなるような拠点を単に増やしていくということについては、利便性の向上という意味では当然いいところではあるんですが、現在の車両台数が限られる中で、さらに運転手がなかなか不足しているという中で、新たな路線とかを増やすということについては、ちょっと時間をかけて検討する必要があるかなというふうには考えております。

ですので、こういったところの利便性向上につきましては、相手方もございますので、大田原市さんですとかも含めて、那須地域定住自立圏の中でどういったことができるかなというのは引き続き検討をしていきたいというところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 公共交通会議とかをやったときに、他市町とお話するときというのは、定住自立圏のバスの話合いしかできない、要は自治体同士でのすり合わせは何でもかんでも定住自立圏を使わないと協議ができないということなんですか。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 まずは、その枠組みがありますので、現在はその中で地域活性化協議会と、その下の担当者部会みたいなところもありまして、そういうところを利用しているんですが、実際の協議ということになれば、その枠組みじゃないといけないということではないので、例えば那須地

域定住自立圏ですと2市2町ということで、4市町が該当しているんですが、例えば那須塩原市と大田原市だけということであれば、那須町さん、那珂川町さんはあんまり関係がないということになりますので、その2市だけでの協議というのももちろんできると思うんですが、それぞれ大田原市さんと那珂川町さんのところでの隣接する部分がありますし、那須塩原市と那須町さんのそういうところもありますので、今現在はその枠組みを活用しているということですが、そこでなければできないということではないです。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ということなんで、そこにこだわらず検討していくことが必要であるというのと、ちょっと先行けばなんで、確かに5分か10分ダイヤが乱れると思うんですけども、逆に乗った分、今度は駅まで行くのは大田原のバス乗ったほうが早いと思うんですよ、那須塩原市、ほとんど通らないです。だから、それを利便性に生かしてやったときに、料金は収益を上げていったほうが良いと思うんで、ぜひ空白地を補うバスというよりは、幹線でもうけるバスのものと、あと今言っている眞壁委員が言ってくれた公共空白地のゆータクのこのダブルでうまく収益上げてもらって、利便性の向上ってそこまでいかないと多分無理で、バス停がここに止まったから、そこ歩いていけば乗れるよというのは多分この地域にはまだそろっていないのかなと思っているので、ちょっとそこを聞きたくて聞かせていただきました。

ただ、実際これを那須脳神経外科のところで行っているというので、ちょっとそちらのほうにもフォーカスしてもらえればなというふうに思って聞かせていただきました。

あと1個なんですけれども、先ほど眞壁委員が言ってくれましたこの南相馬市の公共交通の空白

地の件なんですけれども、基本的にこういったものやっていくときには経費の面も計算していくということと、多分パブコメに書いた方々とか皆さんお会いしている方々って同じ方だとは思いますが、高齢者のほうの移手段というものがクローズアップがちょっと大きくて、本当は乗る人はいろんな若者、高校生から子供からというと思うんですけども、ほかの市の施策として外出支援タクシーと、ちょっと病気になった時に使える福祉タクシー券というものがあるんですけども、それとこれももちろん考慮していくのに、考えていく材料にはなるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今委員がおっしゃってくれたとおり、今現在市の施策としまして様々な交通利用できるような形でサービスが設けられております。

当然今回のような新たなデマンドをつくるのであれば、当然費用的なものも出てまいりますので、その点も含めながら当然一体的に情報交換といいますか、共有しながら進めていかなきゃならないなどは当然思っております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その同じページ、61ページのこの鹿島区の場合ということで、南相馬の事例が載っています。これはこの5年度から6年、7年かけて似たようなニュアンスのものはやってみるという解釈でいいのかだけ、最後お聞かせいただければ。一つの案とは言っているんですけども、さっきの説明で。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 先ほどちょっと申し上げました、新年度予算でシミュレーションのほうやらせていただきたいと考えております。その中で、本市、今後実証運行やって本格稼働運行という形になる

んだと思うんですが、その点、財源的な部分とか、収支の部分ですとか、実際この面積に対してどれだけの台数が必要なのかとか、そういったものをちょっとシミュレーションしまして、よりよい形で実証で本格稼働という形になります。

ただ、シミュレーションやってみないと何とも、結論が出るものなのかというところもありますので、何とも今の時点では申し上げられないところもあります。計画の中である程度道筋はつけていけるような形にできればなというふうには思っております。

○田村委員長 そのほか。

室井委員。

○室井委員 すみません、声が届いているかどうか分からないんですが、今バス会社が通っている路線とゆーバス、ゆータクが通っている路線での、住んでいる方によって同じ市役所まで行きたいとかいったときに払う金額の格差がちょっと生まれちゃっていると。先ほど齊藤委員が言っていたんですけれども、観光のお客さんが乗っている分には金額取っていいと思うんですけれども、地元、市民が乗る場合には何か市民サービスみたいな、何かそういった形での割引なのか、そういった考えとかはあったりしますか。お伺いしたいんですが、すみません。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 実際そういった話といたしますか、公共交通会議の中でも話の話題に出たことがあります。我々としても当然認識はしているところでございます。

ただ、当然今ゆーバス、民間のバスというところがありますので、それを極端に行政が入ってやる方がいいのかというところも当然ありますので、御意見としては当然聞いておりますし、我々としても当然認識をしておりますので、その点を

今後検討していくべき必要があるかなと思っております。

ただ、当然収支率の話とかありますので、そのあたりしっかりと考えた上で対応しなきゃいけないかなというふうには、考えていかなければいけないなとは思っています。

○室井委員 ありがとうございます。よろしく願います。

○田村委員長 あとはいかがでしょうか。

堤委員。

○堤委員 いろいろな課題は多分いっぱいあると思うんですけれども、ちょっといつも市が言われているのは利便性の向上、それからあと利用者増、それからあと交通の空白地域を解消すると、主にこの4つ、当然あと収益の面もありますが、この利用者増をするためには利便性向上をしないと利用者も増えないような感じがするんですけれども、利便性向上するためには、当然バス停の数を増やしたり、バス路線を増やしたりというような感じで、利用していない人のところを通るというところが肝要だと思うんで、そこの辺が今回の計画の中では何か、考え方としては反映されているということによろしいですか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今委員から御指摘いただいたところ、まさに61ページの部分で、新たな交通をつくる中で、そこが考えていくべきポイントだとは当然思っておりますし、そういった考えの下に計画を進めていくというふうにしておりますので、その中で本市にとっていい選択をしていくということでの計画は当然しているところでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 今度、新たな交通政策の導入をするという中では、1つ先ほど言われたように、実証実験ですか、モデルとしてやられるということによろ



しいんですか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 はい、来年度シミュレーションや  
ってという形で、その結果を踏まえながら実証運  
行をというところなろうかと思しますので、来年  
度シミュレーションの結果を踏まえてという形に  
は当然なってくると思っています。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 今回のあくまでも公共交通計画という  
段階ですけれども、一般的には何かつくるときに  
基本があって実施部分があるというような感じだ  
と思うんですけれども、この計画を具体化してい  
く中で、実施計画みたいなものに展開する中で、  
どのような方々に参加していただいてやるか、  
方針があればお聞かせ願いたいんですが。

○田村委員長 質問の趣旨が。

堤委員。

○堤委員 この計画を実際具体的に展開を目標に向  
かっていろんな施策を打っていくと思うんですよ  
ね。その打っていく施策を生活課だけでやってい  
くとは考えにくいもので、いわゆる有識者、外部  
とかいろいろあるかと思うんですね。その中に当  
然市民参加があってなど、方法があるかと思うん  
ですけれども、そういう参加形態をお伺いしたい  
んですが。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 計画の77ページに委員の名  
簿がございますけれども、こちら計画の策定に当  
たりまして地域公共交通会議というものを設置  
しまして、市の副市長をトップに住民または利用  
者の代表者ですとか、あるいは関係行政機関、そ  
れから運行事業者の方々に入っただいて議論  
をしてきたところでございます。

計画の実際の運用、遂行に当たりまして、こ  
ちらの会議を活用しまして、関係者の意見を聞き

ながら進めていきたいというふうに考えておりま  
す。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 あと、74ページのほうに目標が数値目標  
として設定がされているかと思うんですけれど、  
これは数値目標は定量的な目標をただ定めるとい  
うか、定量的な物差しでないといけないような感  
じで書いてあるんですけれども、先ほどの交通の  
空白地域解消という格好で、空白地域が3割ぐら  
い残っていると、ある意味でカバー率が7割とい  
う、言い換えるとそういう格好になると思うん  
ですけれども、ほかの自治体ではカバー率100%の  
自治体もあるかと思しますので、その辺はこの数  
値目標としてここに載っていないのはなぜか、理  
由があるんですか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 そうですね、空白地域があと3割  
というところで、ほかはデマンドを導入している  
んで100%というような、いろんな、その中身に  
ついてはいろいろ成功失敗とかいろいろあったと  
思うんですけど、本市としましては当然残り3割  
をというところで、それをなぜ目標値のほうに入  
れていないのかというところでございますけれど  
も、それは最終的にはゴールといいますか、当然  
何年後に何割解消していくというのはなかなか設  
定をしにくいというところもありますし、当然事  
業者、どういったものが、まずどういった交通網  
が必要になって、それによって段階的にといいま  
すか、それがなされることで空白地域が解消され  
ていくということになりますので、段階的に下水  
道の流域面積を増やすんじゃないんですけれども、  
そういったものみたいになかなかしにくいとい  
うところもありますけれども、当然それは最終的に  
空白地域の解消、残り3割をできるだけという  
ところが当然ありますので、なかなか段階的にちよ

つとしくいというところもありまして、こちらの目標値というところには、具体的には、といたしますか、当然それが最終目標ではございますので、こちらの具体的事項の中にはそういうことは書かなかったというふうにはしております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 空白地域解消という点では、数字には出しにくいけれども、目標としては捉えているというところでよろしいですか。了解しました。

○田村委員長 あとはいかがですか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第38号 第2次那須塩原市地域公共交通計画については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第38号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。

◇

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○鈴木生活課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 50ページ、交通対策費の中の生活バス路線維持費ということで、これは民間のバスに対する補助というふうにお聞きしましたけれども、この中でバス運行対策費と生活バス路線維持ということで2つに大きく分かれておるんですけども、この違いをちょっと教えていただければと思います。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちら、バス運行対策費につきましては、地域住民の日常生活に用いられる路線であって、特に広域的な主要幹線区間の補助金につきましては、こちらは県が路線を指定しているんですが、国の補助の対象になりまして、国・県、それから市が三者協調して補助をしているものでございます。

もう一つの生活バス路線維持費につきましては、先ほどの主要幹線と比べまして比較的細かい路線といたしますか、そういったもので国の補助金の対

象とならないものにつきまして、県と市が協調して補助しているというもので、そちらの違いとなっております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 次のページなのですが、防犯対策費の中の防犯灯設置の助成費、この中で防犯灯LED化事業とLED防犯灯設置費という格好で、これも分かれておるんですけども、LED防犯灯設置費はあくまで補助金だから、これは分かりやすいんですけども、防犯灯LED化事業の委託料という格好で載っておるんで、この内容をお聞かせ願いたいんですが。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 こちらにつきましては、平成25年度になるんですが、遡りますが、既存の蛍光灯の防犯灯をLED化するという形でESCO事業というものに取り組みました。そちらの債務負担といますか、負担行為額としまして今年度委託料として計上するのが、こちらの防犯灯LED化事業の委託料2,100万円というものの内容となっております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 数量的に分かりますか。何基とかそういう計画の量ですけども。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 現在、那須塩原市の中で全体のということよろしいですか。

○堤委員 これは毎年、何か積んでいるというような感じで、今年度は、令和5年度はこの金額という格好ですか。

○田村委員長 対象となるLEDの数ですか。

○堤委員 そうですね。

○田村委員長 この予算に計上されている対象となるLEDの数というのは分かるんですか。

○堤委員 数字は後でも結構ですので。

先ほど、下のほうのLED防犯灯設置費は、これ当然自治会からの申請があって設置をするという格好で、この防犯灯LED化事業というのは、市で独自に決めているという感じになるんでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 ESCO事業のことかと思うんですが……ESCO事業の、先ほどの委託料のほうのお話かと思うんですけども。

基本、そもそももともとついていた蛍光灯を一旦市が預かりまして、10年間リースという形でLED化をして、地域にお戻りするとか、リース期間が満了した時点で地域に戻していくという形で、一旦市が預かる形で整備を進めていったというものになっております。

○堤委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

副委員長。

○益子副委員長 予算執行計画書50ページになります。2款総務費、1項12目交通対策費、公共交通対策費、5001事業についてお伺いいたします。

委託料、その他の委託料のところにあります新規事業、ゆータク再編検討、この内容についてお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 業務委託の内容になるかと思うんですけども、まず我々として考えておりますのは、まず運行実績ですね。今現状がありますので、そちらのデータの収集と、あと分析をしてもらうこと、あとは当然担い手としましてタクシー事業者さんおりますので、そういった方々へのヒアリングですとか、あとはそういったものを踏まえまして導入可能性の検討などをお願いしようかと思っております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、スケジュールなど分かりましたらお伺いいたします。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、早めに検討を進めたいというところもありますので、年度早々にプロポーザル等を実施しまして、事業者を選定して早めに着手したいというふうに考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

そうしますと、年度早々にやりたいということなのですが、この期間はどのくらい検討を要するのか、その検討の期間などありましたらお伺いします。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、まだ具体的な仕様書等定めていないところではありますけれども、令和5年度の上半期を一つのめどに、早めに構成というものが検討できるように成果品を上げていただければというふうに考えております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

続いて、同じ項にあります地域公共交通計画推進支援、この内容についてお伺いいたします。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、地域公共交通計画を御承認いただければ、令和5年度からの5か年の計画ということで推進をしていくこととなりますけれども、コンサルタントに入ってください、推進に当たっての助言であったりとか、あるいは地域公共交通会議の運営、こういったところの支援をしていただきたいというものでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、この新規事業に対する支援の部分の予算というような認識でよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちら、その他委託料の部分につきましては、2つの業務委託として考えておりまして、ゆータク再編検討業務につきましては新規ということで、ゆータクの再編についてのシミュレーション等していただく業務、それから地域公共交通計画の推進支援につきましては、今年度も含めて今までコンサルタントをお願いしておりましたので、そちらについても引き続き支援をお願いするというので、2本の委託の合計額ということでございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

続きまして、この2つ段下でございます。公共交通事業費、6501事業、報償費、報償金、公共交通アドバイザー謝礼についてお伺いいたします。何名分を記載されているのか、お願いします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 こちらにつきましては、従来引き続きお願いしていることでございますが、福島大学の教授お一方にお願いする形を予定しております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 はい、1名の方ということで了解いたしました。

そうしますと、回数的な予算なのか、それともお一人それぞれの会議とか、アドバイスをいただいた際にお支払いするものなのか、その点についてお伺いいたします。

○田村委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、まずは毎月のアドバイザーの謝礼ということで毎月

お支払いするものと、あとは実際にこちらに来ていただく際の交通費というものを考えておまして、毎月お支払いするものと、その都度お支払いするものの両方でございます。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時35分

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生活課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

### ◎市民課の審査

○田村委員長 ただいまから市民課の審査に入ります。

市民課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 市民課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
課長。

○高塩市民課長 （議案第9号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。

予算執行計画書59ページ、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳費、3001事

業についてお伺いいたします。

役務費、通信運搬費の中にあります新規事業、マイナンバーカード受取勧奨通知メール配信についてお伺いいたします。

内容をお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○高塩市民課長 こちらは電話回線を使用した文字送信手段ということで、取りに来られていない方の携帯電話番号に直接通知を配信するという事になってございます。

今のところ、ドコモですとかau、国内のキャリアは、送信に関しては全てカバーできるということもあって、こちら一斉配信できるということのメリットもありますので、こちらで受け取り勧奨を進めていきたいというふうに思っています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 受け取り勧奨を進めていきたいということで答弁ございました。

その中で、皆様の頑張りによってマイナンバーカードの普及率、申請率、交付率等も高い水準を維持しているところでございますが、その中でこの受け取り勧奨に該当する方は何名ぐらいいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○高塩市民課長 昨日の3月8日時点で、市全体で887件が対象となっております。内訳としましては、黒磯が438件、西那須野地区で416件、塩原地区が33件という内訳になってございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、このSNS等を利用するという事で、電話端末ということなんですけど、どのくらいの頻度的なものを想定されて受け取り勧奨のメールを配信されるのか、お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○高塩市民課長 一応予算上の要求は月400件ということで、今のところ送信を見込んでございます。

具体的にどのような取扱いにするか、手法にするかというのは、やっぱり窓口担当のほうとちょっと打合せをして、月400件、黒磯をやって、西那須野地区をやるか、そういったところを具体的に詰めていきたいというふうに考えています。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 具体的なところは今後詰めていくということで了解いたしました。

そうしますと、この例えば電話端末ということでSNSを利用される方は十分便利かと思うんですが、それ以外の該当されない方というか、SNSを使われない方、その人たちに対する補助的な考えはあるのか、お伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○高塩市民課長 大分携帯電話の普及率というのは非常に高いところではあるんですけども、やはり高齢者の方というのは自宅の固定電話がメインになってございます。そちらの家庭については、引き続き郵送での受け取り勧奨を進めていく予定でございます。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、ここにある通信運搬費の中にあります新規事業のほかに郵送料というものがそれに該当するものなのか、確認をいたします。

○田村委員長 課長。

○高塩市民課長 はい、その部分も一部見込んでございます。

○益子副委員長 はい、了解いたしました。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
よろしいですか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第9号 令和5年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民課所管の審査は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時53分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

#### ◎その他

○田村委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 事務局から何かありますか。  
事務局。

○室井書記 (事務連絡。)



#### ◎散会の宣告

○田村委員長 それでは、以上で本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時57分



## 建設経済常任委員会

令和5年3月10日（金曜日）午前11時10分開会

### 出席委員（8名）

委員長 田村正宏  
委員 堤正明  
委員 齊藤誠之  
委員 松田寛人

副委員長 益子丈弘  
委員 室井孝幸  
委員 平山武  
委員 眞壁俊郎

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 参考人

伊藤宣子

高嶋幸雄

### 出席議会事務局職員

書記 室井理恵

### 議事日程

1. 開会
2. 審査事項  
〔陳情審査〕

- ・陳情第2号 太陽光発電設備事業に関する陳情
- ・陳情第3号 地域公共交通に関する陳情―ドアtoドア方式のデマンド型交通―
- ・陳情第4号 ドアtoドア方式デマンド交通の導入を求める陳情

3. その他
4. 閉会



開会 午前11時10分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 それでは、皆さんおはようございます。

散会前に引き続き、建設経済常任委員会を再開します。

ただいまの出席委員は8名でございます。

◇

◎陳情第2号の審査

○田村委員長 それでは、ただいまから陳情の審査に入ります。

陳情第2号 太陽光発電設備事業に関する陳情を議題とします。

本件については、所管事務調査として太陽光発電設備の設置箇所の現地調査、執行部への事前聞き取りを行っております。それらを踏まえ、本件に対して各委員の御意見をお受けいたします。何かございますか。

堤委員。

○堤委員 今日の現地視察で、メガソーラーじゃなくて中小規模のソーラーに対しての住民からの要望が上がっているんだということがよく分かりました。

あそこは結構広い土地だから、多分電磁波とか反射光とかそういうところはあまりそこまでは影響はないと思うんですね。

私が住んでいる関谷地区だと住宅街なもので、結構分譲地の中で、分譲地だから本来うちを建てないといけないんだけど、うち建てずにソーラーパネルを設置しているというところが結構あるのね。

だから、同じ分譲地の中でも、家じゃなくて太

陽光パネルということになると、結構空から見ると虫食い状態に見えるような感じで、当然住宅地だから今回のところ、調査したところよりも隣のうちが近接、非常に近くなるから影響度が住宅地のほうが大きいんですね。

当然だから反射光とか、夏だと何十度になったり、それから、あと電磁波の問題、そういう問題も何か一部住民の苦情が寄せられてはおるんですけども、なかなかそれに対処できていない、法の問題もあるのかなという気がします。

だけど、気候変動対策で再生エネルギーというソーラーパネルも当然進めていかないといけないもので、そこの兼ね合いで、どこまで中小に対して規制するかというのが、今後の課題かなというふうに思いますけれども。

今回の陳情は、住民の意見をしっかり聞いてくださいという陳情なもので、それはそれで必要なという気がいたしました。

○田村委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 今回の陳情については、陳情内容が1、2、3、4とありますけれども、昨日執行部の話を聞いて、まず、陳情第1のほうに関しては、実際今の制度の中で対応可能だということが1つ。あと陳情第2についても、これは国のほうの制度で対応済みだということになっています。

陳情第3については、市の情報公開条例、これで対応可能、陳情第4についても、情報公開条例で対応可能ということなんで、今回の陳情に関しては、もう一つ条例的に那須塩原では太陽光の条例載っていますけれども、載っていないところの市町村が結構あるんですけども、その中で条例的には厳しい条例になっている状況かなと私は思っていますので、そんなところをちょっと考え

ていかなければならないと思います。

○田村委員長 そのほか御意見は。

副委員長。

○益子副委員長 参考人からの意見を聴取いたしまして、何点かありました。

その中で、懸念材料としては、地元の業者ではないので業者の選定の部分、そして業者の資格の問題、そして責任の所在ということで懸念が出ておりました。

あわせて、申請でございますが、先ほど堤委員からあったとおり、中小規模のものはなかなかこの部分に関しては申請が通しやすいというような、参考人のほうでは御意見でした。一応今回のことは中止できないにしろ、今後のことを考えて陳情した、記録に残したいというようなことでございました。

一方で、事業者のほうは国のほうにガイドラインに沿って進めたいというようなお話、さらには、それぞれの自分の所有される土地に関する事業に関してはそこまで市側、行政当局側が規制をするものではないというのも一方で考えられると思います。

あわせて、現段階では工期は既に済んでいるものというようなことで現地では確認をしておりましたが、現段階では工期に至っていないというような現実もございました。

あわせて、参考人のお一人の中からは、今回のことに関してはやはり相互の理解、お互いの理解が必要ではないかというようなお話ございました。そういった懸念などを踏まえまして、また、近隣の住民においても、業者は抜き打ち的に説明したというふうにもしている方もいらっしゃる、来ていないというような方もおりました。

また、業者においては県外なので、何かあったときに対応が難しいのではないかというような懸

念ございました。

そういった点から見ますと、やはり住民と業者の何らかの相互理解を図るようなそういった取組、そして、あわせて中小規模の事業者さんのほうにもある程度何らかの今後は働きかけをする課題が残っているのではないかと思います。

一方で、眞壁委員が指摘されたように、本市の条例は県内においてもより厳しい対応、現段階も法的なもので取り入れる範囲で厳しいものということで対応されておりますので、その点を加味して判断をされてはどうかと思います。

私からは以上です。

○田村委員長 そのほか意見を求めたいと思います。齊藤委員。

○齊藤委員 今お三方言っていた内容もほぼ一緒ということと、今回は課題をしっかりと市民の方からいただけたような審査だったんで、対応自体は、昨日陳情の審査のほうで執行部のほうからお聞きしたとおり、対応はできているということなので、議会は丁寧にもた質問を返せばいいのかなというところと、中小規模の太陽光パネル設置に関しては、多分まだ市としても網の目が無いと思うので、そういったところもこの先考えていって、自然環境とその太陽光の設置を共有できるような形にしていくようなものも本来であれば言ってあげたいんですけども、これ多分陳情採択か不採択だけの話になるとは思うので、どちらかといえば、私は採択のほうでいいんじゃないのかなと思っています。

以上です。

○田村委員長 あとはいかがですか。

そのまま文面どおり受け止めるとなかなか現実的には、条例変えるとかというのは現実的じゃないので、ただ、参考人もおっしゃっていたように将来のためにということ、そういう意思で出した

というのが非常に共感できる部分が僕はあるというふうに思うんです。だから、個人的にはそんな思いでおります。

○田村委員長 副委員長。

○益子委員 やはり皆様の意見も一致する部分はあるかと思うんですが、やはり未来的にそういった懸念を払拭していくためには、やはり今回の陳情においては採択をして、今後も引き続き行政側としてはしっかり対応していただくような素地をつくっていただくようなことに関しまして、今回の陳情には私は賛成いたします。

○田村委員長 それでは、ほかにないようですので、討論に入りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「別にないです」と言う人あり〕

○田村委員長 討論はございますか。いいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

まずは、本件を採択すべきものとするか、お諮りいたします。

陳情第2号 太陽光発電設備事業に関する陳情は、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田村委員長 挙手多数と認めます。

よって、陳情第2号は採択すべきものと決しました。

以上で、陳情第2号の審査を終了といたします。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時23分

再開 午後 1時00分

○田村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

—————◇—————

### ◎陳情第3号の審査

○田村委員長 陳情第3号 地域公共交通に関する陳情「ドアtoドア方式のデマンド型交通」を議題とします。

本件については、本日参考人として陳情の提出者である住みよい街づくり「ドアtoドアを考える会」伊藤宣子氏を招致しております。

それでは初めに、伊藤参考人から本陳情の趣旨を簡潔に御説明願います。着座で結構でございます。

○伊藤参考人 こんにちは。

本日は、皆様の前でドアtoドア方式のデマンド型公共交通について意見を述べる機会をつくっていただき誠にありがとうございます。

私は秋にはもう80歳になります。高齢者の方々の気持ちを精いっぱい皆様方にお伝えできればと願っておりますが、何分にも私はもう高齢者ですので、ろれつが回らず、言葉が思うように出ないこともありますので、そこら辺は皆様方のお若い聡明な頭で御想像いただいて御理解いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本題に入ります。

趣旨、ドアtoドア方式のデマンド型地域公共交通を実現していただくため、第2次那須塩原市地域公共交通計画にこの方式を取り入れていただくことを切に要望し、陳情します。

理由を今から言ったほうがよろしいですか。

○田村委員長 はい、結構です。

○伊藤参考人 ちょっと長いんですが、よろしいですか。

○田村委員長 はい。

○伊藤参考人 じゃ、理由に移ります。

いかにこの問題がせっぱ詰まっているかを実例を挙げながら説明したいと思います。

住民の皆さんからは次のような声が聞かれました。停留所から停留所までという現行のゆーバス、ゆータクではバス停まで遠く、高齢者や足に障害のある方が乗り継いで利用するのはとても不便です。

先日、近所の82歳になる独り暮らしの女性が、1 km以上あるバス停まで散歩しようと、足のしびれを我慢してつえをついて向かいましたが、途中道路が舗装されていないため小石につまずいて転び、足首を捻挫して医者通いだと嘆いておられました。今まで不自由な体で通院や買物など御自分で運転していましたが、これを機に免許証を返納し、高齢者外出支援タクシーを申し込むと話しておりました。ほっとした反面、通院は1か所ではないし、買物もありますので、不足するのではないかと案じております。

また、77歳になる独り暮らしのある女性は、1人で家にいると日本語を忘れてしまいそうと寂しい思いを打ち明けてくださいました。その方も病気で手足が不自由で、つえをついて足を引きずるように歩いておられましたが、痴呆にならないように、介護保険の世話にならないようにと不自由な体で運転し、人が集まるところに出かけているとのことでした。

このような現状を知るにつけ、ドア to ドアの実施を急いでほしいと切に思います。

また、40代の男性は、まちを走っているゆーバ

スを「あれは空バスだ、日中人が乗っているのを見たことない、税金の無駄遣いだ。俺の両親も免許証を返納したが、出かけるときは姉が会社を休んで車に乗せているよ」と言っていました。

また、40代後半の女性からは「友人の親が免許証を返納したので、親が通院するときは友人が勤めを休み送り迎えしている。自分の親と同居しているの、近い将来そうなるだろうと心配しています」と言って、進んで御自分だけではなく知り合いにも署名をしてもらい、署名簿を後日届けてくださいました。

免許証返納適齢期の方からは、免許証返納後の移動手段は現行の交通では不便で不安で、なかなか返納できませんという声が多く聞かれます。また、返納した方は、不便で返納して失敗したと話していました。

このように、署名活動をしていると、皆さんの悲痛ともいべき声をたくさん聞くことができました。今日のお話はその一部分です。

頑張っってねと多くの方に声をかけられました。その声に背中を押されて、今私は老体にむち打って、この場所で皆さんの声を必死に届けています。もう一刻も猶予はできません。今から取り組んでください。お願いします。

(2)の栃木県の状況は、この後高嶋さんのほうから御説明しますので、私は省きたいと思います。

(3)の高齢者が移動手段がなく引き籠もったら、認知症になる方が多くなり、介護保険料がますます逼迫した状態になることは明らかで、若い方の負担は増し、また、親の介護で仕事を休んだり、さらには退職せざるを得ない状況になります。

(4)ドア to ドア方式を取り入れたときの効果を考えてみました。

安心して免許証を返納する方が増えれば、交通事故防止に役立ち、また、既存のガソリン車の台

数が減り、CO<sub>2</sub>削減につながり、市が令和元年に掲げたゼロカーボン宣言の一役を担うこととなります。

自由に移動できれば高齢者の買物客も増え、経済効果が上がり、まちがさらに活性化されます。高齢者の外出は認知症予防、持病の悪化の予防にもなり、介護保険、医療保険の削減になり、市の財政負担軽減につながります。

また、高齢者が住みよいまちは、若い人や障害のある方、移住してきた方にも住みよいまちになり、若い方が安心して子供を産み育てることができ、人口流出の予防どころか、増加の心配が出てくるかもしれません。

以上のような理由から、本市でもドアtoドア方式のデマンド型公共交通を第2次那須塩原市公共交通計画、もう入っているとお見受けするのですが、言葉がはっきりしておりませんので、改めてここで取り入れていただきたく切に要望し、陳情いたします。

そして、市の第2次計画案をよく読んでみますと、市でもよく考えてくださっていることは分かります。

48ページの地域公共交通の課題に、自家用車を利用しなくても生活できる環境の創出があります。そして、公共交通利用者層の拡大などを上げていきます。すばらしいと思います。まさに私たちが望んでいることです。

54ページの基本方針、安心で楽しい暮らしを支える地域公共交通の確保・維持の実現に向けた取組事業としまして、計画目標、生活交通手段の確保・維持、以下結構長く書いていましたので、ちょっと私なりに本当に簡単に要約してみました。

計画目標の生活交通手段の確保・維持として、現在ゆータクは決められた路線で運行しているので、交通空白地域が生まれました。今後、運行内容、

運行区域の見直しを伴う再編が必要とあります。

この運行内容に福島県の南相馬市の実施例を参考にしたいと行政は思っていたのかなと思いましたが、自宅まで迎えに来てくださり、あらかじめ決められた目的地まで乗せてくださり、決められた目的地から自宅まで乗せてくださる方式ですね、これは。まさにドアtoドア方式の一例だと私は思いました。

今の私たちの希望は自宅から自宅まで、目的地の設定は問うてはおりません。とにかく停留所までではなく、行きも帰りも自宅までです。目的地の設定にはいろいろなお考えがあると思いますので、料金も含めて運行方法をこれから皆さんの御意見を聞いて決めていけばよろしいのではないかと思います。

自宅まで迎えに来てくださるドアtoドア方式ならば、必ず事業は促進され、高齢者のみならず車を持っていない若い人や妊産婦さんなどにも歓迎され、利用者層も拡大すると思います。

65ページの計画目標2-1に地域公共交通の分かりやすさの向上というところがありました。ICカードやスマートフォンなどを使って利用していく方法になっておりますが、既に一部は取り入れられているとのことです。

移動手段を公共交通に最も頼らなければならない年代は免許証返納後の方、70歳以上だと思いますが、市のアンケート調査によりますと、この年代は、スマートフォン利用者は全体の29%、携帯電話53%、いずれも持っていない方は8%おられます。つまり61%の移動手段を一番必要としている方々が、行政の方が考えているデジタル化による利便性に恩恵を被らないということになります。といっても世の中はデジタル化していきますが、デジタル化を優先せず、玄関前までの送り迎えを優先し、それを利用するための簡単なデジタル化

なら高齢者でも受け入れやすいと思います。

また、選挙のとき投票に行く年代の方々が移動手段がなく投票を棄権せざるを得ないとの声も聞かれます。選挙に行けるのに行かない若い人たち、行きたいのに行けない方、まずは選挙に行きたいのに行けない方を救ってください。お願いします。

長くなりましたが、傍聴席に座っております仲間の声をできるだけお伝えしようと思いましたが、いかがでしたか。御清聴ありがとうございました。

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 参考人にちょっとお伺いしたいんですけども、那須塩原市は結構面積が広いという意味もあって、また、地域公共交通の利用者も参考人が述べられた高齢者だけではなくて、当然学校に通う学童だとか、あるいは一般市民含めて、あとさらに那須塩原市は観光もメインにしているので観光客も来られるということなんです。

それぞれの人がうまいことこういうのを利用していかないといけないというように私は思っておりますけれども、参考人のほうの陳情の趣旨として、ドア to ドア方式のデマンド型地域公共交通を実現するために、この交通計画の中に盛り込んでほしいというお話ですので、さきに言いましたように、地域が広いという状況があると思いますので、いきなりドア to ドアのデマンド交通をすぐに全地域に実現するというのは、私としては難しいかなと思うんですね。

なので、そういう意味では高齢化の中でバス停が遠いという、それを何とか、バス停じゃなくて自宅に送迎してほしいというのは非常に理解できる場所なものですから、ドア to ドアのデマンド交通の方式をいきなり全ての市内地域に展開するのは難しいと思いますので、何か一種の交通の

カバー率、空白地域をいかになくすという意味からも、どこかで1回足を踏み出してほしいという理解でよろしいんですか。

○田村委員長 参考人。

○伊藤参考人 私としましては、一気に広げるのではなく、やっぱりある地域を限定して、それも私、2か所限定していただくといいかなと、個人的にはね、思っています。本当に住宅地がまばらな地域、あとは人口があっても空白地域ってありますよね。やっぱり停留所まで300m以上だと空白地域と指定されているようです。だから、要は人口があるところと人口がまばらなところをまずは2か所選定していただいて、モデル地区として、そして実施していただいて、比較検討しながら長所、短所を出して進めていっていただければよろしいかなと思います。そして、徐々に広げていくということ。

それで、それをするときにはやはり住民の皆様にも周知徹底していただいて、ひがみが起きないようにしていただければいいかなと、私はそんなふうに思っております。

○田村委員長 そのほか質疑はありますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 先ほど福島の場合がありましたよね。こんな形を望んでいるというお話だったんでしょうか。

○田村委員長 参考人。

○伊藤参考人 それは行政の方が参考に載せてあったんですね。それをよく見ますと、やっぱり目的地が決められて、自宅から目的地までという案になっていたもので、これはドア to ドアじゃないかなと私は判断したものですから、そういう形でもよろしいんじゃないかなと。

ただ、那須塩原市の場合は独自で目的地をいろいろ考えてもよろしいんじゃないかなと思うんで

すよ。

○眞壁委員 分かりました。

○田村委員長 そのほか質疑は何かありますか。  
堤委員。

○堤委員 今、眞壁委員から質問がありましたけれども、このドアt o ドアという言葉にあまりとらわれなくても、玄関からの送迎が実現するようなデマンド交通ができればいいということなんですか、それともドアt o ドアという言葉が重要だというふうに捉えているんですか。そこをちょっとお聞かせいただけますか。

○田村委員長 参考人。

○伊藤参考人 玄関から玄関までということがドアt o ドアなんですわね。だから別に、私たちは玄関から玄関までが来てほしい。ただ、それが分かりやすく皆さんに伝わるようにドアt o ドアという言葉を使っているということですよ。日本語で言えば、玄関から玄関までですよ。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。  
副委員長。

○益子副委員長 参考人にお尋ねします。

一応このドアt o ドアという方式には、運行方式において4つの方式があると思います。

まず、1つは定路線型、いわゆる決められた、定められたところを運行していくルート、2つ目としては迂回ルートエリアデマンド型といいまして、そこを迂回をしながら回っていくものです。それから、もうちょっと自由度が上がりまして、自由経路ミーティングポイント型というものがありまして、最後に自由経路ドアt o ドア型、これはまさに今皆さんがおっしゃっているような玄関から玄関までというような方式になろうかと思うんですが、一応本市にとりましては、文言こそ書いてはいないんですが、一応先ほど参考人に触れていただいたとおり、南相馬市の例としては、や

はりそういったものを考えていくというようなものが含まれていると思うんです。

一方で、先ほど来から皆さん、委員からもあったとおり、本市においてはやはりこの広い市域を全ての交通空白地域をすぐに改善するというのはなかなか難しい課題でありまして、併せて、限られた財政課題、あと利用者の問題というのも含めて考えていかないと、計画したはいいけれども、先ほど参考人がおっしゃったように空のバスが走っているという税金の無駄遣いと言われるような現象もおきます。

そこを今、堤委員も先ほど触れていただいたんですが、ニュアンスこそ入っていないんですが、それを含めてドアt o ドアというものを改めてそこに記載するお考えをお持ちで、何でかんで入れてほしいとおっしゃるのか、まず1点目それです。

あわせて、もう一つ目は、先ほどもおっしゃっていただいたと思うんですが、ドアt o ドアというこの形式をすぐさま実施に移してほしいというのか、それとも年数的にはかかるかもしれないけれども、そういうのを目指してほしいというニュアンスなのか、その2点、ちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

○田村委員長 参考人。

○伊藤参考人 入れるかどうかと、第2次交通計画案を読んでおりますと、漠然としてやるのかやらないのかが分からないんですね。そういう形式のことを。南相馬市の例を出してあるので、ああ、これは手をつけようとしていらっしゃるのかなと思ったんですよ。

それと、あと先ほど広範囲だとおっしゃっているから、私は先ほどお話ししたように全域にやるのではなくて、やっぱり一番困っている過疎地のところ、あと過疎地じゃないけれども困っている箇所、そこを2か所モデル地区としてやっていただ

きたい。

それで、皆さんの悲痛な声をお聞きしますと、やっぱり今すぐ何らか、計画ではやるかもしれないというニュアンスもあるんですね。それであるなら早く取りかかってほしいという希望なんです。逃さないでほしい。

まして5年前から議員さんたちが提言していますよね。利便性が高い交通はドアtoドア式ですと。5年間寝かせておいているんですね。そして、もう今年5年度は検証する年度ですよね。だから、そこにぜひ入れていただいて、検証していただきたいなと切に思います。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 お考えをお聞かせいただきました。

それでは、さらに伺ってまいりたいんですが、例えば今参考人がおっしゃったように、モデル地区的なもの、あわせて、我々の声も聞いて中に取り入れてほしいということになりますと、例えば今後何らかのそういった協議会とか、そういうところが開催されて、その中に意見を聴取する場を設けられましたらば、そういった意見を併せて協議して、お互いの意見をそうして突き詰めていくというようなお考えをお持ちなのか、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

○田村委員長 参考人。

○伊藤参考人 あります。そういう会議にぜひ私たちのグループも参加させていただけたらなと、常々思っております。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 最後にちょっと伺いたいんです。

それらを踏まえて、恐らく皆様の中に、先ほどあったとおり、多くの方々の声というのも、3,000名を超す方の署名を集めていただいた、これは非常に議会としても重いものと感じておるところでございますが、あわせて、一方で市のほう

でも、やはり先ほど来からちょっと繰り返しになってしまって恐縮な部分なんです、やはり健全な行政を行うということにあつては、やはり限られた財政を公平、公正な部分で回していかなくちやならない。

あわせて、民間のバス事業者さんというのもしゃる。一方で皆様方のように必要とされている方も多岐にわたります。そうすると、全部の声を拾い上げて、例えばドアtoドアということになりますと、予算が莫大にかかってしまうという部分があるんで、その辺を先ほど2回目にちょっとお尋ねしたように、そういった協議会の場で持ち寄って、どういったものがより現実的に向かっているかというものを協議する場合には、やはりそういったところでも皆様のお考えを発言して、場合によっては市の要求も聞き入れることは可能かどうかというのをちょっと聞きたいです。

○田村委員長 参考人。

○伊藤参考人 ぜひ入れていただいて、ただ、今回の場合は2月にもう既にそういう会議があつて、決まってしまったというお話伺いました。

今第2次公共交通計画案が出来上がったというお話をお聞きしたんです。それで、読みましたら、まだ、先ほども言いました運行内容とかそういった詳細については生活課の方はまだ決めていませんとお話されたんです。

だから、これから詳細については決めていかれるんだなと思ひまして、それで今こういった場を借りて、ぜひ運行内容の詳細な部分にそういうドアtoドア的な考えを入れていただけたらなと思ひつています。

そしたら、やっぱり下のほうに書いてありましたから、市のほうもよく考えてくださっているというのは、私もちゃんと理解しています。だから、そこら辺がマッチングしてうまく進んでいくとい



いなと思っているんですよ。

そして、やっぱり住民の署名、声というのが後押しになるのかなと思いつつ、あと議員さんたちのお声、やっぱり大切だなと思うんですよ、行政の方を動かしていただくには。何と言ったって議員さんの力は大きいと思うんです、議決権がありますからね、と思っているんですけれども。

○益子副委員長 了解いたしました。私は以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 この公共交通計画の中で、45ページのところなんですけれども、地域公共交通に関する課題という項目がありまして、その中では、ゆータクの部分で、「市内には停留所までの距離が遠い交通空白地域が存在しており、居住する移動制約者（自家用車を利用できない方等）の移動手段の確保について、対応が求められています」という課題がここに記されておるんですね。だから、ある意味で市はこのバス停が遠いということは非常に認識しているという現状だと思うんですね。

今回、ドア to ドアという言葉がいいかどうかは別にしても、玄関までの送迎という趣旨の請願ですので、市の車優先から人優先に切り替えていくということも市は方針としては上げていますので、今回の陳情は私は理解できると思います。賛成できると思います。

○田村委員長 そのほか。

齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、今のは聞かなかったことにして、参考人招致のやり取りです。

伊藤さんのお話は以前にも聞かせていただきまして、先ほど益子副委員長からありましたとおり、皆さんの求めているのは、まずこの公共交通にドア to ドア形式の、要は自宅から目的地までというものを取り入れてほしいということですから、

ここの計画に文字を載せろとかという要望ではなくて、そういった主体的な、要は実践的なものを要望しているという考えでよろしいでしょうか。

○田村委員長 参考人。

○伊藤参考人 実践していただきたいです。

○齊藤委員 ありがとうございます。

この間委員会があったので、ちょっと皆さんこの委員会のほうで聞かせていただいたんですけども、基本的には南相馬市のやり方のものを取り入れて、来年度から、令和5年ですよ、もうすぐ、令和5年度から実施をしていきたいというお話があったんで、そういった方々、誰がリードしていくんですかという話をしたときに、最初聞いた委員のときには、地域公共交通会議といまして、会議全体を仕切る方々みたいなニュアンスで返してきたから、あれ、でも現場は誰がやるんですかとお聞き直したら、生活課の人たちがある程度メンバーをピックアップしたり、場所を選定して行っていくという話になったんです。

そういったところに、皆さんが先ほど、益子副委員長とか皆さんが聞いていたとおり、皆さんが参加できる機会があったらぜひ参加したいということよろしいでしょうか。

○田村委員長 参考人。

○伊藤参考人 はい、お願いします。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そういうのがちょっと確認したかったのと、決して、前も御説明する機会があったのでしたと思うんですけども、計画書に書いたからやるという選択の仕方と、計画書にはそのニュアンスがなくても、実行的にはやるという話になったときには多分実施されたほうのほうがより結果が明確で、その先に進みやすいというところもありますので、この取り入れていくというのは何でかんでやるときの試験的なところにドア to ドア、

自宅から現場までを入れてくださいということで、最終確認なんですけれども、そういう解釈の陳情でよろしいですか。

○田村委員長 参考人。

○伊藤参考人 そうですね。

それと、あとそういったことが進んでいるということをお私たちはどうやったら知ることができるのでしょうか。

市でそういうふうな方向に進んでいますよということをお、進んでいるか、進んでいないか知らないとお不安じゃないですか。1年間不安ですよ。それで、開けてみたら何もなかったといたらちょっと何かなと思いますので、何かそういった報告というか、そういうのはどうしたら分かるのでしょうか。

○田村委員長 今は参考人質疑の場なので、そうした質問は受け付けられません。

そのほか質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ほかに質疑はございませんか。ないということで、それでは、これをもって参考人に対する質疑を終了したいと思いますがお、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○伊藤参考人 どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

○田村委員長 参考人に対する質疑を終了します。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御意見を述べていただきまして、心から感謝を申し上げます。本委員会としてただいまの御意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

ここで参考人退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時34分

○田村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。それでは、本件に対しまして、各委員の御意見をお受けいたしたいと思ひます。何かございますでしょうか。

堤委員。

○堤委員 先ほどはどうぞ失礼いたしました。

このドア to ドア方式のデマンド型公共交通を実現するための地域公共交通計画に方式を取り入れてほしいという陳情ですけれども、先ほどちょっと述べましたけれども、公共交通計画、市の計画ですけれども、この中の45ページにも交通空白地域が存在しているという認識と、あと居住する移動制約者、すなわち自家用車を利用できない方の移動手段の確保の対応が求められているということが公共交通計画にそういう市の課題として捉えられておりますので、やはりバス停までの距離が短い、要するに先ほど玄関と言われましたけれども、玄関への送迎というのは利便性の確保上と、それから、あとこの交通空白地域の解消というその2面からいっても有効かなというふうにお思ひます。ある意味では市の方針にも沿っている陳情ではないかと思ひます。

以上です。

○田村委員長 そのほか御意見はございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 第2次那須塩原市の地域公共交通計画、昨日委員会のほうで決まりました。その中で、スケジュールの関係なんですがお、令和5年、今回予算で検討するという形に入っております。令和6年には実証試験をしたいというふうな形で、これもこの計画の中に入っております。その後にお、令

和7年あたりから実走の検討をしたいというような形になっております。

今日、今陳情者、参考人さんが言われた趣旨につきましては、交通空白地域の解消に向けたゆータクの再編及び利便性向上、これをやるということでありますので、先ほど言われた趣旨と那須塩原市のこの計画は私は同じだと考えておりますので、陳情には賛成です。

○田村委員長 そのほか御意見はございますか。

平山委員。

○平山委員 大体かぶりますけれども、参考人を招致していろいろお聞きをして、我々心配したのはドアt o ドアという言葉が独り歩きするんじゃないかなと非常に心配したんですが、参考人のお話の中でもかなり先を読んでいて、市でもこの公共交通の見直しをしていく中で、具体的なことが今回の見直しでは市のほうでも入ってきて、実際にやろうというそういう姿勢もあるし、今日の参考人のお話を聞いて、それに対する一緒になってやっていきたいという気持ちがあって、ただ単にこれだけ強引に入れなさいとか、こう決めたらということがなくて、かなりの理解があって、これからやっぱり市のほうで先日の会議の中でも何かワークショップとか何か別なのを使って、公的な役所ばかりの人じゃなくて、地域の声を聞くという姿勢が出てきたので、その中でも恐らく参考人の話ですと、いろんな意味で御協力いただけるということもあって、この趣旨に関して非常にマッチしていて、地域の公共交通の在り方に沿っている、そう思います。

○田村委員長 そのほか御意見のある方はいらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 大体意見が出たようですので、ほかにないようですので、討論に入りたいと思います

が、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

まず、本件を採択すべきものとするか、お諮りいたします。

陳情第3号 地域公共交通に関する陳情―ドアt o ドア方式のデマンド型交通―は、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○田村委員長 挙手多数と認めます。

よって、陳情第3号は採択すべきものと決しました。

以上で、陳情第3号の審査を終了といたします。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

○田村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

—————◇—————

#### ◎陳情第4号の審査

○田村委員長 陳情第4号 ドアt o ドア方式デマンド交通の導入を求める陳情を議題とします。

本件については、本日参考人として陳情の提出者である住みよい街づくり「ドアt o ドアを考え

る会」高嶋幸雄氏を招致しております。

それでは初めに、高嶋参考人から本陳情の趣旨を簡潔に御説明願います。着座で結構です。

参考人。

○高嶋参考人 こんにちは。「ドア to ドアを考える会」高嶋幸雄と申します。

今日はこのような場を設けていただきまして、本当にありがとうございます。議員の方には、日頃より住みよい那須塩原市のために御尽力いただきましたことに敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

さて、陳情第4号のドア to ドア方式デマンド交通の導入を求める陳情ですが、陳情書の資料の中にありますように陳情理由を4つ述べさせていただきました。その理由を少し詳しく説明していきたいと思います。

まず1つ目、団塊の世代の高齢化を見据えた公共交通、資料1を御覧ください。縦長のやつです。

本市の人口は、2020年10月に行われた国勢調査を基に、那須塩原市企画部デジタル推進課がまとめた資料の抜粋版です。

次のページのグラフになりますが、年齢3区分の65歳以上のいわゆる高齢人口の割合に注目しますと、前回平成27年度調査なんですけれども、24.1%より4.3%増えて28.4%になっております。今後確実に増えていくものと推測されます。

現にこの国勢調査の結果を基に、このペースが続くとして将来設計を行った昨年の9月27日に発表された第2次那須塩原市総合計画後期基本計画案の予測では、65歳以上の高齢人口の割合は2030年は33.1%、2040年には39.1%と5人に2人が高齢と予想しております。

こういった高齢化社会を迎え、おのずと運転免許証を返納し、体力的に無理が出てくる方が多くなり、外出などの生活の移動手段として公共交通

が重要な足になることは確実です。

2つ目の理由です。停留所まで歩けない人のためです。

那須塩原市は昨年の6月に公共交通に関する住民アンケートを実施しております。この内容は3月の定例会議にも上程されている第2次那須塩原市地域公共交通計画の39ページにも記載されております。

その内容によりますと、自宅からゆータク停留所までの所要時間の問いに対して、回答があった46%の中で3分以内が18%で、4分から5分以内が11%にとどまっており、残りの19%は6分以上、31分かかると回答しておられます。また、同じアンケート、37ページになりますけれども、無理なく歩ける距離はの問いに100mまでが7%おります。それから300から500m以内も約11%存在します。

私たちの署名活動の中でも、停留所まで歩けない、高齢だが運転免許証を返納できないという方が多く、これらの困っている方々を早急に手助けする必要があります。

3つ目の理由です。栃木県のほとんどの市や町がドア to ドアを実施している現実です。

資料2を御覧ください。この横型の資料2なんですけれども、栃木県内の公共交通におけるドア to ドア方式のデマンド交通の状況を調べた内容です。

1ページから4ページは宇都宮市を除いた各市町の内容で、5ページから7ページまでが宇都宮市の内容です。各市や町のホームページで調べ、不明な点は直接市役所や町役場に電話して確認し、作成いたしました。

宇都宮市は地区ごとに、地区が39あるんですけれども、その中で17地区がデマンド交通を実施しており、その中で15地区がドア to ドア方式を実

施しております。各ページの備考欄に赤の字で自宅からと記載しているところがそうです。私自身調べていく中で、こんなに多くの市や町がドア t o ドアを実施していることに驚きました。

次に、資料3を御覧ください。この横のやつ。栃木県の公共交通の人口カバー率について、栃木県生活交通対策協議会より2021年度版を2022年6月に発表した抜粋版です。

民間のバスなどを加味した公共交通サービスの総人口に対するカバーする割合で、次のページになりますけれども、那須塩原市は70.6%と残念ながら栃木県25市町の中で最低の数字となっております。右側の上のグラフで見てもお分かりのように、カバー率が低い市や町でもドア t o ドアのデマンド方式を採用することによって、ピンクの部分なんですけれども、16市町がカバー率100%となっております。

那須塩原市は、面積も広く人口も広範囲に点在しているということで、ドア t o ドアを実施するのが難しいという声をよく耳にします。しかし、そうでしょうか。栃木県で一番面積の広い日光市、那須塩原の2.4倍ありますけれども、ここは一部バス路線が廃止になったこともあり、3つの地区でデマンド交通をやっております。それにより空白地域を7%改善し、87.6%まで改善しております。

栃木県で那須塩原に次いで3番目の面積の鹿沼市は、市内を10の地区に分けてドア t o ドアを実施しております。そのことによってカバー率は97%となっております。

また、栃木県で一番人口が多い宇都宮は、特定の地区でデマンドを実施することで14%改善し、カバー率が95%となっております。

人口2番目の小山市は、市内を5つの地区に分けてデマンドを実施し、21%改善し、カバー率が

96%となっております。

人口3番目の栃木市では、エリアを3つに分けて自宅から乗り降り可能な運行をし、14%改善し、カバー率を100%にしています。

このように空白地域をカバーするにはドア t o ドアが最も有効な手段だと思います。

那須塩原市の人口が多いからとか、広いからということで停滞することなく、例えば空白地域の特に多い高林地区で試験的にやってみるとか、あるいは平等に合併前の3つの町、黒磯、塩原、西那須野町というところで空白地域の多いところで選定していただいて、そこで実験的にやってみよう。そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

しかしながら、カバー率を100%に達成したからといって全てが解決ということにはなりません。御存じのように、空白地帯とは鉄道駅から1.5km圏外かつゆーバス、ゆータクの停留所から300m圏外と定義されております。先ほど2つ目の理由でお話しましたが、空白地帯ではないけれども、100m、300mも歩けない方がたくさんいらっしゃるからです。つまりドア t o ドアは空白地帯を埋めるだけではなく、あまり歩けない人のためにも解決する重要な施策だということを特に訴えたいと思います。

第2次那須塩原市地域公共交通計画の60ページに、南相馬市の鹿島区の実施例に触れておりますが、まさに私たちもこのようなドア t o ドア方式を望んでおります。

この例ですと、定額料金で1度に利用する人数が多いと格安料金になります。免許証を返納しても、テレビがお友達とかいう生活から外に外出する機会を増やすことも重要な施策だと思います。お隣さんと乗り合いで図書館に行く、イベントに参加する、公民館で百歳体操をやる、あるいは生

きがいサロンに参加する、あるいは食事やお茶を飲みに行くなどいろんな楽しみ方が増えると、高齢になっても充実した活気あふれるまちになっていくのではないのでしょうか。

次に、4つ目の理由ですけれども、市民の声を無駄にしない政策の実現です。

資料4を御覧ください。

私たちは昨年12月17日から今年の2月12日まで、ドアtoドア方式のデマンド交通に賛同してくださる方を求め、自宅訪問やスーパー店舗前での署名活動を実施してまいりました。それは年末年始を挟み、コロナ禍、極寒などという活動が制限される中、約2か月間という短期間で那須塩原市民の3,146筆を集約することができました。そして、先月14日に、渡辺市長に要望書とともに署名簿を渡しました。

署名書に寄せられた切実な皆さんの声の一部を資料5にまとめております。ここでは内容の報告は省略させていただきますが、3,146人の方々の重みを感じていただき、議会のほうからも市長にぜひ後押ししていただきたいと思います。

どうか行政を動かすために、市民の代表に選ばれた議員様方のお力添えを賜りますよう、切にお願いいたします。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 説明ありがとうございます。

高嶋さんのほうは結構数字が今度入ってきて、よりリアルな数字が出てきて、もう一人、先ほどの伊藤さんと陳情的には同じだとは思いますが、さっきの回で副委員長がちょっと言ったんですけど、財政面的なもので、今こちらに書いてあるとおり、高齢者のみならずという、高

齢者だけにスポットを当てると、今現在ゆータク、ゆーバス、あと高齢者外出支援タクシー券と福祉タクシー、4つあるんですが、今後ドアtoドアをやっていくということになると、限りある財源の中でどう運用していくかという、どこかを相殺されていくんじゃないかと思うんですけども、その辺もやっぱり考えてくれていらっしゃいますかとちょっと聞いてみたいんですけども。

○田村委員長 参考人。

○高嶋参考人 現在、ゆーバス、ゆータク、あと高齢者支援タクシー券、いろいろしていますけれども、基本的には、ゆーバスはちょっと置いておいて、ゆーバスの一部見直しと、あと高齢者支援タクシー券というのがあるんですけども、これは昨年度の例でいきますと6,149万3000円、6,100万円かかっているんですね。それから、ちなみにゆータクは6,586万円ということで、これを2つ合わせると1億2,700万円、これだけ、令和3年ですけども、かかっているですよ。

だから、特に私が言いたいのは高齢者の外出支援タクシーのところをもうちょっと見直しして、高齢者タクシーというのは一人一人に配るので、どうしても友達と、じゃどこか行こうとかというのはできなくなるんで、その人専用になっちゃうんで、隣の方を誘ってどこか行こうとか、温泉に行こうとか、そういうのはなかなかできないんで、もしこのタクシー券とゆータクの一部見直しで何とかできないかなという、そういうのが概略のイメージはそうです。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

先ほどと同じ、伊藤さんと同じになるんですけども、高嶋さんも御自宅から、例えばこの先話し合いをしていくんで皆さんの意見もこれから入るんじゃないかなと思うんですけども、指定され

た場所であったり、行けるところという感覚の意味のドア to ドアを取り入れていくという考えでよろしいのでしょうか。

○田村委員長 参考人。

○高嶋参考人 基本的にはそれで結構です。あくまでも出発点が自宅ドア、帰りも自宅というそういうイメージで、いろんなところを調べましたけれども、目的地は市のあれによって違うと思うんですけども、40か所あるところもあるし、60か所あるところもあるし、300ぐらいあるところもあるんで、その辺はその状況、まちの状況に応じて検討いただいて、先ほどの南相馬の場合は1つのエリアのところでは自由に降りられるというような内容になっていますけれども、そこら辺はこだわらないで、ある程度行きたいところ、銀行とか市役所とかね、そういうところは決めていただいて、そこから帰りは家までという、そういうイメージです。

○齊藤委員 分かりました。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ほかに質疑はないようですので、それでは、これをもって参考人に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 参考人に対する質疑を終了いたします。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御意見を述べていただきまして、心から感謝を申し上げます。本委員会としてただいまの御意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいというふうに思っています。本日は本当にありがとうございました。

ここで参考人退席のため、暫時休憩といたします。

す。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本件に対しまして、各委員の御意見をお受けたいと思います。何かございますか。

副委員長。

○益子副委員長 ただいま参考人から御意見を伺うことができました。

その中で、先ほど質疑の部分で齊藤委員のほうから言っていただきましたが、その際、今回のドア to ドアの導入に当たっては、出発地から目的地、そして目的地から自宅というか、限られた財源ではありますが、そういったものを柔軟に各自治体に応じてというようなお話ございました。

また、一方で今回のこの陳情に当たっては、数多くの市民の声、切実な思いが寄せられております。

あわせて、今後の人口は高齢者が増える。また、免許返納者が増えるという中で、公共交通の利用者も増えるのではないかと、そういったことに対する備える必要もあるのではないかとというような御意見が寄せられました。

あわせて、停留所まで歩けない方も実際にいらっしゃるというような声でございます。また、高齢者に限らず市民の若い世代、我々もいずれその世代を通っていくわけでございますが、そういった将来的な不安にも対応する内容でございます。

一方で、限られた予算ということで、財政基盤も考えなくちゃならない部分でございます。また、民業を圧迫してはいけないという部分でございます。

しかし、そういったものも加味した上でも、陳情書の御意見は相当理解できるものがございます。そういった点も加味して、検討すべきではないかと、私は考えます。

以上です。

○田村委員長 そのほか御意見ございますか。

堤委員。

○堤委員 市の地域公共交通計画の44ページの中にも、市がどういうふうに移動に対する課題を捉えているかという項目があります。地域住民の移動という点で、自動車を運転しなくても生活圏域内を移動できる、そういう環境の創出が必要だというふうな課題があるというふうに市はうたっています。

また、自動車を運転できない人の移動手段の継続的な確保という点でもそういう課題があるということなのですが、今回の陳情は、ドア to ドアのデマンド方式の交通の実現ということで、玄関からの送迎という点では、市のこのような課題の解決の方針にも対策として有効ではないかというふうに考えます。

○田村委員長 それでは、そのほか御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 では、ないようですので、討論に入りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

まずは、本件を採択すべきものとするか、お諮

りいたします。

陳情第4号 ドア to ドア方式デマンド交通の導入を求める陳情は、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田村委員長 挙手多数と認めます。

よって、陳情第4号は採択すべきものと決しました。

以上で、陳情第4号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎その他

○田村委員長 次第その3、その他に入ります。

この場で、まずこの活動報告について御説明いたします。

(活動報告書について協議。)

○田村委員長 そのほか何かありましたら。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 事務局は何かありますか。

○室井書記 (事務連絡。)

—————◇—————

#### ◎閉会の宣告

○田村委員長 以上で今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。



本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので御一任くださるようお願いいたします。

以上で建設経済常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時43分